

整理番号 No.

# 遠野市地域防災計画

遠野市防災会議



# 用 語 凡 例

## 1 略 語

市	遠野市
市 本 部	遠野市災害対策本部
市 本 部 長	遠野市災害対策本部長
県 本 部	岩手県災害対策本部
県 本 部 長	岩手県災害対策本部長
地 方 支 部	岩手県災害対策本部花巻地方支部
地 方 支 部 長	岩手県災害対策本部花巻地方支部長
地方支部班長	岩手県災害対策本部花巻地方支部〇〇班長
市 計 画	遠野市地域防災計画
県 計 画	岩手県地域防災計画
防 災 機 関	指定行政機関及び指定地方行政機関の長、県知事、市長、 その他地方公共団体の執行機関の長、指定公共機関及び指 定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管 理者

## 2 読 替

災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替

県 本 部 長	県知事
市 本 部 長	市長
市 副 本 部 長	副市長、教育長、消防長
総務企画部長	市総務企画部長
健康福祉部長	市健康福祉部長
産業部長	市産業部長
環境整備部長	市環境整備部長
市民センター部長	市市民センター所長
教 育 部 長	市教育部長
消防総務課長	市消防総務課長

3 用語の統一上から、災害対策基本法、災害救助法、その他法令上知事又は市長等の権限とされている事項についても、県本部長、市本部長として計画している。



## 目 次

**第1章 総 則**

第 1 節	計画の目的	1 1
第 2 節	市民及び事業所の基本的責務	1 1
第 3 節	他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	1 3
第3節の2	災害時における個人情報の取扱い	1 3
第 4 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1 5
第 5 節	遠野市の概況	1 9
第 6 節	災害の発生傾向	2 1

**第2章 災害予防計画**

第 1 節	防災知識普及計画	5 1
第 2 節	地域防災活動活性化計画	5 5
第 3 節	防災訓練計画	6 7
第 4 節	気象業務整備計画	7 1
第4節の2	通信確保計画	7 3
第 5 節	避難対策計画	7 5
第5節の2	災害医療体制整備計画	8 3
第 6 節	要配慮者の安全確保計画	8 7
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	9 1
第 7 節	孤立化対策計画	9 3
第 8 節	防災施設等整備計画	9 5
第 9 節	建築物等安全確保計画	9 7
第10節	交通施設安全確保計画	1 0 1
第11節	ライフライン施設等安全確保計画	1 1 1
第12節	危険物施設等安全確保計画	1 2 1
第13節	風水害予防計画	1 2 3
第14節	雪害予防計画	1 2 7
第15節	土砂災害予防計画	1 3 1
第16節	火災予防計画	1 4 1
第17節	林野火災予防計画	1 5 1
第18節	農業災害予防計画	1 5 3
第19節	防災ボランティア育成計画	1 6 1

第20節 事業継続対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

**第3章 災害応急対策計画**

第1節 活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201

第1節の2 広域防災拠点活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 219

第2節 気象予報・警報等の伝達計画・・・・・・・・・・・・ 221

第3節 通信情報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237

第4節 情報の収集・伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 245

第5節 広報広聴計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265

第6節 交通確保・輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 271

第7節 消防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281

第8節 水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291

第9節 県、市町村等応援協力計画・・・・・・・・・・・・ 293

第10節 自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・ 301

第11節 防災ボランティア活動計画・・・・・・・・・・・・ 311

第12節 義援物資、義援金の受付け・配分計画・・・・ 317

第13節 災害救助法の適用計画・・・・・・・・・・・・・・ 321

第14節 避難・救出計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341

第15節 医療・保健計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361

第16節 食料、生活必需品等供給計画・・・・・・・・・・ 371

第17節 給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 379

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画・・・・ 399

第19節 感染症予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 409

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画・・・・・・・・・・・・ 417

第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 427

第22節 応急対策要員確保計画・・・・・・・・・・・・・・ 431

第23節 文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 437

第24節 農畜産物応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・ 445

第25節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画・・・・ 453

第26節 ライフライン施設応急対策計画・・・・・・・・・・ 461

第27節 危険物施設等応急対策計画・・・・・・・・・・・・ 481

第28節 林野火災応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・ 493

第29節 防災ヘリコプター活動計画・・・・・・・・・・・・ 505

**第4章 災害復旧・復興計画**

第1節 公共施設等の災害復旧計画・・・・・・・・・・・・ 551

---

第 2 節 生活の安定確保計画	5 5 7
第 3 節 復興計画の作成	5 7 1
<b>地震・災害対策編</b>	6 0 1
<b>後方支援活動編</b>	8 0 5
<b>原子力災害対策編</b>	8 1 1
<b>資料編</b>	9 0 1
<b>様式</b>	1 3 0 1





# 第1章 総則



# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、遠野市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）に基づき、遠野市防災会議が作成する計画で、市、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

## 第2節 市民及び事業所の基本的責務

### 第1 基本方針

遠野市防災基本条例の基本理念を反映させるため、広域的災害や大規模災害に備え、市民や事業所は、飲料水、非常用食糧、生活必需品等の備蓄等の手段を講ずるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努める。

### 第2 市民の果たす役割

市民は、「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践する。

- 1 平常時から実践する事項
  - (1) 防災に関する知識の修得
  - (2) 地域の危険箇所等の把握と認識
  - (3) 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策
  - (4) ブロック塀等の改修
  - (5) 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置
  - (6) 避難場所及び避難路の確認
  - (7) 飲料水、食糧、生活必需品、衣料等の備蓄
  - (8) 医療品の備蓄
  - (9) 各種防災訓練への参加
  - (10) 積雪時における除雪の励行
- 2 災害発生時に実践が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 家族、旅行者等の避難誘導
- (4) 応急救助・救護
- (5) 場所の提供等ボランティア活動への支援

### 第3 事業所の果たす役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄等、災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

このため事業所は、平常時及び災害発生時に次のことを実践するものとする。

#### 1 平常時から実践する事項

- (1) 防災責任者の育成及び従業員への防災教育
- (2) 建築物の耐震化の促進
- (3) 火を使用する設備、危険物施設等の点検及び安全管理
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- (6) 地域防災活動への参加及び協力
- (7) 防災用資機材の備蓄と管理
- (8) 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
- (9) 広告、外装材等の落下防止

#### 2 災害発生時に実践が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難誘導
- (4) 応急救助・救護
- (5) 場所の提供等ボランティア活動への支援

## 第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

### 1 岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

### 2 他の法令等に基づく計画との関係

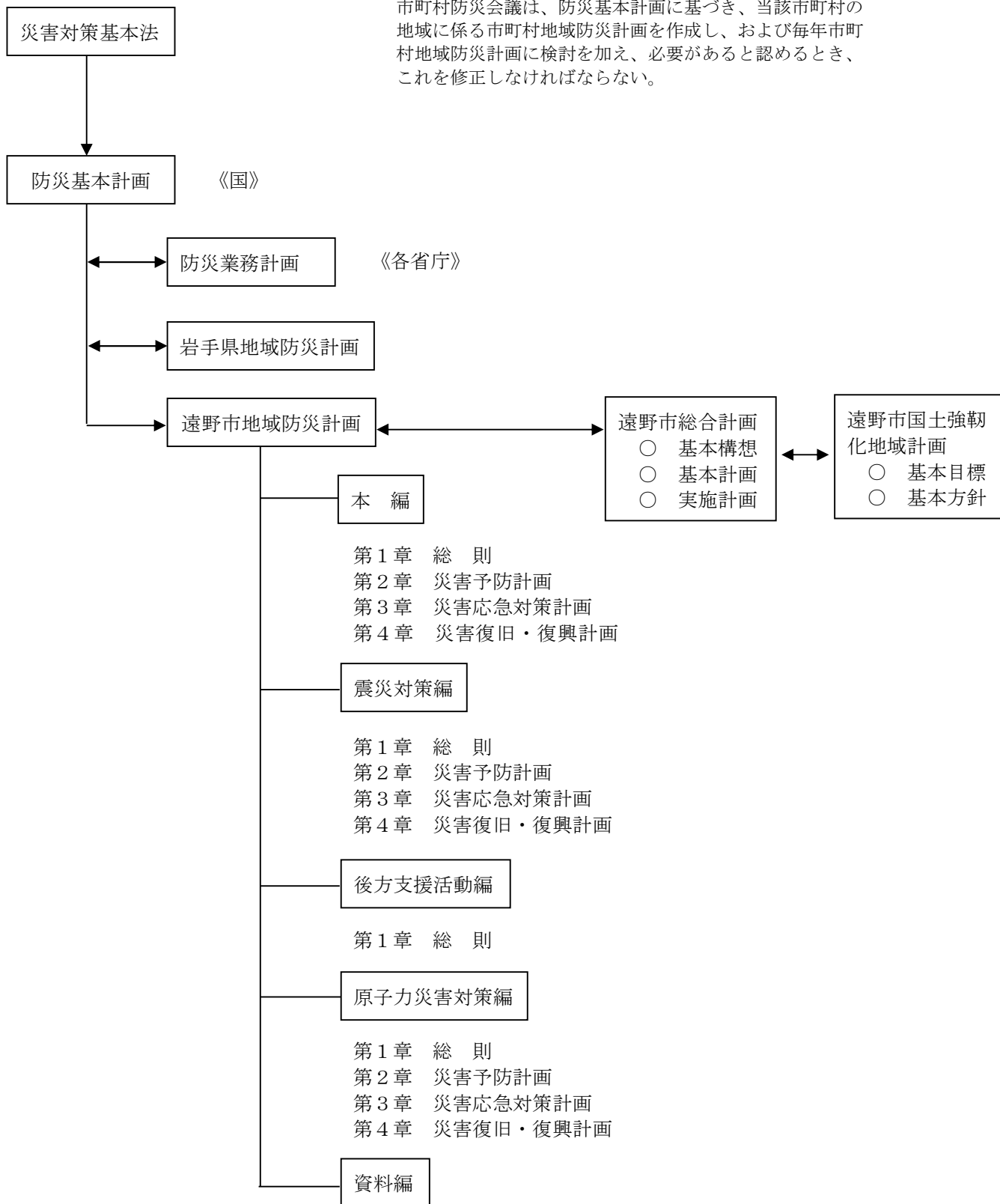
この計画は、市の地域に係る防災対策の基本としての性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

## 第3節の2 災害時における個人情報の取扱い

### 1 市における取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、法及びそれぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

●災害対策基本法第42条  
 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、および毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるとき、これを修正しなければならない。



■図 計画の体系

## 第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

### 第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

#### 1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2 防災関係機関の業務の大綱

### 1 県、市

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩 手 県	<ol style="list-style-type: none"><li>1 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。</li><li>2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。</li><li>3 防災訓練の実施に関する事。</li><li>4 防災知識の普及及び教育に関する事。</li><li>5 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。</li><li>6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。</li><li>7 災害応急対策の実施に関する事。</li><li>8 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。</li><li>9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。</li><li>10 市町村及び防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。</li></ol>
遠 野 市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 遠野市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。(資料編4 附属資料)</li><li>2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。</li><li>3 防災訓練の実施に関する事。</li><li>4 防災知識の普及及び教育に関する事。</li><li>5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。</li><li>6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。</li><li>7 災害応急対策の実施に関する事。</li><li>8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。</li></ol>

### 2 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
遠 野 市 消 防 本 部 遠 野 市 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"><li>1 消防活動に関する事。</li><li>2 救急及び救助活動に関する事。</li><li>3 災害予防対策の実施協力に関する事。</li><li>4 災害応急対策の実施協力に関する事。</li></ol>

### 3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北農政局奥州地域センター	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害時における米穀の供給に関する事。</li></ol>
岩手南部森林管理署 遠野支署	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関する事。</li><li>2 山火事防止対策に関する事。</li><li>3 災害復旧用材の供給に関する事。</li></ol>



東北地方整備局 (岩手河川国道事務所、三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。</li> <li>2 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること。</li> <li>3 水防活動の指導に関すること。</li> <li>4 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。</li> <li>5 直轄公共土木施設の復旧に関すること。</li> <li>6 緊急を要する場合、申合せに基づく適切な対応の実施に関すること。</li> <li>7 災害対策支援に係る調整に関すること。</li> </ol>
東北地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</li> <li>2 復旧測量等の実施に関すること。</li> </ol>

## 4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。</li> </ol>

## 5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。</li> <li>2 災害時における通信の確保に関すること。</li> <li>3 電気通信設備の復旧に関すること。</li> </ol>
JR 東日本東北総合サービス(株)遠野駅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。</li> </ol>
日本赤十字社岩手県支部 遠野市地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護に関すること。</li> <li>2 災害時における血液の確保供給に関すること。</li> <li>3 救援物資の配分に関すること。</li> <li>4 義援金の受付に関すること。</li> <li>5 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。</li> </ol>
日本通運(株)釜石営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における車両による緊急輸送に関すること。</li> </ol>
東北電力(株)岩手支店、東北電力ネットワーク(株)遠野電力センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。</li> <li>2 災害時における電力供給に関すること。</li> <li>3 電力施設の災害復旧に関すること。</li> </ol>
遠野郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</li> </ol>

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩 手 県 交 通 (株)	1 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高压ガス保安協会遠野支部	1 ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 ガス施設の災害復旧に関すること。
遠 野 市 医 師 会	1 医療救護に関すること。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に係る協力に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
遠野市社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
岩手県共同募金会遠野分会	1 義援金の募集及び受付に関すること。
花巻農業協同組合 遠野地方森林組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林家に対する融資及び融資の斡旋に関すること。 4 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保の斡旋に関すること。
商 工 会	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。 3 商工関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
一 般 病 院 医 院 等	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一 般 運 送 事 業 者	1 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	1 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	1 ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
岩手県建設業協会遠野支部	1 災害時における緊急輸送路の確保及びガレキ等障害物の除去に関すること。
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。

## 第5節 遠野市の概況

### 1 位置

遠野市は、北上高地の中南部に位置し、東は釜石市と上閉伊郡大槌町に、南は奥州市と気仙郡住田町に、西は花巻市に、北は宮古市に接している。市役所から県都盛岡市へ約70キロメートル、仙台へ約180キロメートル、首都東京へ約530キロメートルの距離に位置している。

区分	経緯	地名
東端	東経 141° 44' 46"	土淵町琴畑(番外地)東恩徳国有林
西端	東経 141° 17' 58"	宮守町下宮守(第20地割)岩根橋
南端	北緯 39° 11' 31"	小友町長野(第24地割)夕日山
北端	北緯 39° 33' 30"	附馬牛町大出(上附馬牛第19地割)早池峰山

### 2 面積及び土地利用

本市の面積は、825.97平方キロで地域別の面積及び土地利用区分は次のとおりである。

#### (1) 地域別面積

(単位：平方キロ)

面積	遠野	綾織	小友	附馬牛	松崎	土淵	青笹	上郷	宮守
825.97	17.92	57.16	102.17	202.78	34.77	119.68	38.16	88.05	165.28
(100.0)	(2.17)	(6.92)	(12.37)	(24.55)	(4.21)	(14.49)	(4.62)	(10.66)	(20.01)

( )内は構成比：%

#### (2) 土地利用区分別面積

(単位：平方キロ)

総面積	田	畑	宅地	山林	牧場	原野 雑種地	その他
825.97	39.09	29.29	9.63	426.13	20.43	55.45	245.95
(100.0)	(4.7)	(3.5)	(1.2)	(51.6)	(2.5)	(6.7)	(29.8)

( )内は構成比：%

資料 国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(令和元年10月1日現在)

(注) 各町の面積は、農林業センサス調査区図(昭和59年8月1日現在)

### 3 地 勢

北上山地は、隆起準平原といわれ、宮城、青森、岩手の3県にまたがる紡錘状の高地であり、遠野盆地は、東西、南北ともに約38キロメートル、この山地中最大の広がりをもつ断層盆地である。

薬師岳に源を発する一級河川猿ヶ石川は、早瀬川、小友川、宮守川、達首部川など大小多くの河川を合流しながら西走し、盆地の中心に市街地が開け、河川沿いを中心に耕地と集落が形成されている。

盆地の四囲は、標高 1,917メートルの早池峰山を頂点に、1,000メートル前後の山々と、これらをつなぐように準平原遺跡として 700メートル内外の高原群によって連鎖されている。

高原部と平坦部のつながりをなしている断層面は、概ね30度以上の勾配を有し、必然的に山林を形成している。

### 4 地 質

地質は、一部に石灰岩、蛇紋岩が見られるが花崗岩が相対的に多く、山裾に広がる畑地帯は洪積層、河川流域に広がる水田地帯は沖積層からなっている。

### 5 気 候

本市は、県内でも寒冷地帯に属し寒暖の差が激しく、四季の推移が画然とし、厳冬期には零下17度を記録することもある。降水量は、年間を通じて1100mm程度であり、11月中旬には初雪がみられるが、根雪になるのは1月上旬。積雪量は平坦部で15cm程度である。

(気象記録 資料編 1 - 5 - 1)

## 第6節 災害の発生傾向

### 1 過去の主な災害

本市の過去の主な災害記録は、資料編1-6-1のとおりである。

### 2 今後予想される災害

本市の自然条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害が予想される。

#### (1) 大雨、台風等による洪水災害

市内の河川（中小河川も含む）の増水、氾濫により、特に市内の低地帯においては、住宅の浸水、更に各地区に農作物の冠水、道水路の損害等の被害が予想される。また土砂災害警戒区域、山地災害危険地区にあっては、土砂災害により住家、公共施設等への被害が予想される。

#### (2) 台風等による暴風災害

暴風又は強風による住家の損壊及び農業施設への被害が予想される。

#### (3) 地震による災害

老朽家屋、壁や柱の少ない建物等の損壊、倒壊、瓦、戸、窓ガラス等の破損、ガスコンロ、電子レンジ等の移動落下、円筒型石油ストーブ、反射型ストーブ等の転倒による火災、交通機関の混乱、電線の切断による停電、水道管の破裂による断水、軟弱な地盤の所での陥没、地すべり、山地での落石、山崩れ等の被害が予想される。

#### (4) 大規模な火災による災害

異常乾燥下と強風により、市街地や密集地で発生する火災は、大規模な火災が予想される。

(火災記録 資料編1-6-2)

#### (5) その他の特殊災害

大規模な爆発、交通事故等により、多数の負傷者等の発生被害が予想される。



## 第2章 災害予防計画





## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識普及計画

#### 第1 基本方針

市その他防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

#### 第2 防災知識の普及

##### 1 防災知識普及計画の作成

- 防災関係機関等は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

##### 2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。
  - ア 防災対策関連法令
  - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
  - ウ 災害に関する基礎知識
  - エ 災害を防止するための技術
  - オ 住民に対する防災知識の普及方法
  - カ 災害時における業務分担の確認

##### 3 住民等に対する防災知識の普及

- 市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守るという意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

- 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
  - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
  - イ インターネット、広報誌の活用
  - ウ 起震車等による災害の擬似体験
  - エ 新聞、テレビ、ラジオ及び遠野CATV等各種報道媒体の活用
  - オ 防災関係資料の作成、配布
  - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
  - キ 自主防災活動に対する指導
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。
  - ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
  - イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
  - ウ 平常時における心得
    - ① 地域の危険個所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
    - ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
    - ③ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
    - ④ いざという時の対処方法を検討する。
    - ⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。
    - ⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
    - ⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
    - ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
    - ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
  - エ 災害時における心得、避難方法
    - ① 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
    - ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。
  - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
  - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
  - キ 災害危険箇所に関する知識
  - ク 過去における主な災害事例

#### ケ 災害に関する基礎知識

- 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

#### 4 児童、生徒等に対する教育

- 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する知識の普及を図る。
- 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

#### 5 防災文化の継承

- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

#### 6 国際的な情報発信

- 防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を

通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

#### 7 防災と福祉の連携

- 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

#### 8 専門家の活用

- 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

## 第2節 地域防災活動活性化計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第2 自主防災組織の育成強化

#### 1 自主防災組織の結成促進及び育成

- 市は、自治会、町内会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

(自主防災組織の現況 資料編2-2-1)

- 市は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- 市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助及び補助を行う。

#### 2 自主防災組織の活動

- 市は、自主防災組織が効果的な活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

##### ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

##### イ 災害時の活動

- ① 自治会に災害活動本部を設置する。
- ② 安否確認及び避難誘導

- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 地区センター、自治会及び避難所間の連携
- ⑤ 地域内の被害状況等の情報収集
- ⑥ 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- ⑦ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑧ 炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

### 第3 消防団の活性化

- 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。
  - ア 「消防団活性化総合計画」の策定
  - イ 消防団の施設・設備の充実強化
  - ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
  - エ 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
  - オ 消防団総合整備事業等の活用
  - カ 競技会、行事等の開催
  - キ 青年層、女性層及び公務員の消防団員への加入促進
  - ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

### 第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、市と連携する。
- 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。

## 第3節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

### 第2 実施要領

#### 1 実施方法

- 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く関係防災機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。
- 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。
- 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
  - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
  - イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動に防災活動に習熟するため実施する。
- 地震、風水害等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 災害対策本部設置・運営訓練	サ 要配慮者を対象とした訓練
イ 通信情報連絡訓練	シ 遺体対応訓練
ウ 職員非常招集訓練	ス 多言語対応訓練
エ 避難訓練	セ 施設復旧訓練
オ 避難所開設・運営訓練	ソ 交通規制訓練
カ 救出・救助訓練	タ 自治会における災害活動運営訓練
キ 医療救護訓練	チ 地区センター、自治会及び避難所間の連
ク 消防訓練	携訓練
ケ 水防訓練	ツ 自主的な住民連携による避難訓練
コ 自衛隊災害派遣要請訓練	テ 安否確認訓練
	ト 情報伝達訓練

## 2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

### ア 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

### イ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

### ウ 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校等の参加を得る。

### エ 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

### オ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、自主的な住民連携による訓練及び地区センター、自治会及び避難所間の連携訓練あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。



## 第4節 気象業務整備計画

### 第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を図るため、観測体制の整備等により気象予報・警報等の防  
災情報の質的向上を図るとともに、適時・適切な伝達体制の整備を図る。

### 第2 観測体制の整備

○ 市及び防災関係機関は、災害に結びつく詳細な事前現象の把握のために、観測体制の整  
備充実及び観測を行い、防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設  
のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。

#### (1) 気象官署

盛岡地方気象台
---------

#### (2) 特別地域気象観測所

宮古特別地域気象観測所、大船渡特別地域気象観測所
--------------------------

#### (3) 地域気象観測システム（アメダス）

施設名	箇所数	備 考
地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照（33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値。）、風（風向、風速）を観測。うち、15箇所は積雪も、9箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測2、航空気象観測所1を含む。
地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。

※市内の雨量観測箇所数 資料編2-4-1

#### (4) 地震観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名	箇所数	設置機関
全国強震ネットワークシステム	強震計 25	独立行政法人防災科学技術研究所
GNSS連続観測システム	電子基準点 34 地殻変動観測施設 4 験潮場 GNSS観測局 1	39 国土交通省国土地理院
震度情報ネットワークシステム	計測震度計 58	岩手県（箇所数のうち、9は防災科学技術研究所から、9は気象庁からの分岐）

※市内の地震観測箇所数 2-4-2

### 第3 伝達体制の整備

- 気象予報・警報等の防災情報を市民に適時、適切に提供するために気象庁が実施する伝達体制の整備に対して、市は積極的に協力する。

### 第4 防災知識の普及

- 気象業務に関する知識の普及及び気象庁の果たす役割について周知を図るため、盛岡地方気象台が実施する防災関係者及び市民向けの講習会等に対して、市は積極的に協力する。
- 市は、自ら実施する防災訓練に盛岡地方気象台の参加を求めるなど、災害時における盛岡地方気象台との連携の強化を図る。
- 住民への防災知識の普及啓発等に当たっては、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮する。

## 第4節の2 通信確保計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。  
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

### 第2 通信施設の整備等

- 1 市防災行政無線  
防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。
- 2 防災相互通信用無線の整備  
市本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。
- 3 その他の通信施設
  - 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
  - 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び津波流失対策に努める。
  - 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に、点検を実施する。
- 4 災害時優先電話の指定
  - 市は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。
- 5 通信運用マニュアルの作成等

- 市は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

## 第5節 避難対策計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

### 第2 避難計画の作成

#### 1 市の避難計画

- 市は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）、指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）及び福祉避難所として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理責任者</li> <li>② 管理運営体制</li> <li>③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保</li> <li>④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段</li> <li>⑤ 食料、生活必需品等の物資の調達方法</li> <li>⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法</li> <li>⑦ 医療機関との連携方法</li> <li>⑧ 避難収容中の秩序維持</li> <li>⑨ 避難者に対する災害情報の伝達</li> <li>⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底</li> <li>⑪ 避難者に対する各種相談業務</li> <li>⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制</li> </ol>
オ 避難者に対する救援、救護措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 給水</li> <li>② 給食</li> <li>③ 空調</li> <li>④ 医療・衛生・こころのケア</li> <li>⑤ 生活必需品の支給</li> <li>⑥ その他必要な措置</li> </ol>

カ 避難行動要支援者等に対する救護措置	① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所を福祉施設等から指定 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

- 避難計画作成にあたっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し、要配慮者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- 市は、「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。
- 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難

行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず車両により避難せざる得ない場合においては、避難者が車両で安全かつ確実に避難するための方策を定める。

- 避難計画作成に当たっては、避難支援等関係者（消防団、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉施設職員等の者であって避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定め、夜間等様々な条件を考慮する。
- 避難計画の作成に当たっては、風水害の発生に伴う避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- 市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。
- 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

## 2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難

誘導等の訓練を実施する。

- 学校、幼稚園、保育園等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。
- 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

### 3 広域避難及び広域一時滞在

#### (1) 市の役割

- 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 市は、広域避難又は広域一時滞りの受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

## 第3 避難場所等の整備等

### 1 避難場所等の整備

- 市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。
- 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。



- 市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難場所	<p>ア 地域の集合場所及び自治会が災害活動する場所とする。</p> <p>イ 避難場所は、一時的に集合または避難する場所とする。</p>
避難所	<p>ア 避難所は、一時的及び長期に避難できる施設とする。</p> <p>イ 避難者一人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定）とする。</p> <p>ウ 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>エ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>オ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>カ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>キ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>ク 非常電源、暖房施設・器具を有し、又は容易に電源、暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>ケ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。</p> <p>コ 避難生活の長期化に配慮し、宿泊及び入浴施設として公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。</p>
福祉避難所	<p>ア 福祉避難所は、避難所に避難することが困難となる乳幼児、妊産婦、高齢者及び障がい者等が避難する施設とする。</p> <p>イ 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあつては、災害に強いものであること。</p> <p>ウ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>エ 非常電源、暖房施設・器具を有し、又は容易に電源、暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>オ 避難者に配慮した、資機材の確保を考慮すること。</p>

- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 市は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう

努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。
- 市は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- 市は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- 市は、平常時から防災担当部局と市民センター部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

## 2 避難道路の整備等

- 市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。</li><li>イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。</li><li>ウ 浸水等の危険のない道路であること。</li><li>エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。</li><li>オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議したうえで、交通規制計画を定めること。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 3 避難場所等の環境整備

- 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような通信機材の配備</li><li>イ 非常用電源の配備と、その燃料の備蓄</li><li>ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置</li><li>エ 避難におけるリヤカー等の整備</li><li>オ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備</li><li>カ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備</li><li>キ 給食活動に必要な炊き出し用資機材等の整備</li><li>ク 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備</li><li>ケ 要配慮者に配慮した環境の整備</li><li>コ プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</li><li>サ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 市は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記

号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

#### 第4 避難所の運営体制等の整備

- 市は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

#### 第5 避難行動要支援者名簿

- 市は、市地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市地域防災計画において概ね次の事項を定める。

##### ア 避難支援等関係者となる者

- (ア) 遠野市消防団
- (イ) 遠野警察署
- (ウ) 民生児童委員
- (エ) 遠野市社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) 自治会の長
- (キ) その他の避難支援等の実施に携わる関係者

##### イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (イ) 要介護3以上の要介護者
- (ウ) 重度の肢体障害等を有する身体障害者
- (エ) A判定の療育手帳を所持している知的障害者
- (オ) 上記に掲げる者のほか、災害発生時に支援が必要と認められる方

##### ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市各部署が保有している情報から対象範囲に該当する者の情報を活用するほか、市で把握していない情報については、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

##### エ 名簿の更新に関する事項

市は、要配慮者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。その他、必要に応じて作成、更新する。

##### オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

市関係課は、災害対策基本法等の関係法令、遠野市個人情報保護条例、遠野市情報セキュリティポリシー等に基づき適切な管理運用を行う。

また、名簿情報の提供を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めるとともに、その他、避難行動要支援者及び関係者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努める。

カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮

災害時に迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、避難行動要支援者の実態を把握し、各種災害を想定した複数の情報伝達手段を検討するなどして、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達に配慮する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身やその家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

- 市は、市地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

### 第6 避難に関する広報

- 市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路 ウ 災害種別一般図号記を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難勧告等の用語の意味 ウ 避難勧告等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

### 第7 避難訓練の実施

- 市は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督促するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、自主的な住民連携による避難訓練、地区センター、自治会及び避難所間の連携訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加できるよう配慮する。

## 第5節の2 災害医療体制整備計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。
- 3 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。  
※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

### 第2 災害拠点病院

- 1 災害拠点病院の指定
  - 県は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定する。
  - 県は、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。
- (1) 機能
  - ① 救命医療を行うための高度診療機能
  - ② 被災地からの重症傷病者の受入れ機能
  - ③ 傷病者の広域搬送への対応機能
  - ④ 岩手DMAT及び医療救護班の派遣機能
  - ⑤ 災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ）
- (2) 必要な施設・設備等の整備基準
  - 災害拠点病院としての機能を確保するため、次の施設、設備について、計画的に整備を図る。

	施 設	設 備
医療	ア 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人口透析室等） イ 多発患者に対応可能なスペース ウ 診療に必要な施設が耐震構造 エ 簡易ベッド等の備蓄スペース オ 電気、水等のライフラインの維持機能 カ 災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）	ア 衛星電話（衛星回線インターネット） イ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）へ入力できる体制 ウ 多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 エ 患者多数発生時用の簡易ベッド オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機、飲料水等
搬送	ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）	岩手DMAT及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両

基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況

区 分	病院名	
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※	
地域災害拠点病院	盛岡保健医療圏	県立中央病院
	岩手中部保健医療圏	県立中部病院
	胆江保健医療圏	県立胆沢病院
	両磐保健医療圏	県立磐井病院
	気仙保健医療圏	県立大船渡病院
	釜石保健医療圏	県立釜石病院
	宮古保健医療圏	県立宮古病院
	久慈保健医療圏	県立久慈病院
	二戸保健医療圏	県立二戸病院

注) ※は、主として研修機能を担うものとする。

2 医療機関の防災能力の向上

- 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアル及び自施設が被災した際に、早期に診療機能を回復するための業務継続計画（BCP）の作成に努める。

### 第3 岩手DMAT等の体制強化

- 県及び災害拠点病院は、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）の技能維持や防災関係機関との連携強化のため、防災訓練や研修会等への参加を促進する。
- 県は、岩手DMATの派遣・活動調整、活動支援等が効果的に行えるよう、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、災害時におけるDMATの活動調整機能を強化する。
- 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

### 第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

- 県は、関係団体との協定等の締結等により、被災地の医療機関における医薬品、（輸血用血液製剤を含む）医療用資器材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、市と相互に供給を行う体制を整備する。

### 第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

- 県は、災害時に医療設備の診療状況等を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 医療機関は、衛星電話の整備、岩手県広域災害・救急医療情報システム及びEMISへの入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。

### 第6 災害中長期への備え

- 県は、大規模災害等、医療支援活動が長期に及ぶ場合に備え、医療支援団体の活動調整、活動支援等を行うための災害医療コーディネート体制を構築する。
- 県及び市は、保健師、看護師、薬剤師、歯科衛生士等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。





## 第6節 要配慮者の安全確保計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県、防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

### 第2 実施要領

- 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
  - 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、避難支援プランを策定する。
  - 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
  - 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
  - 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
  - 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図ら

れるよう努めるものとする。

- 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

## 2 災害情報等の伝達体制の整備

- 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- 市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

## 3 避難誘導

- 市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織などの防災関係機関と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

## 4 避難生活

- 市は、関係機関と連携し、避難所及び福祉避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図られるよう支援体制の構築を図る。
- 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

## 5 社会福祉施設等の安全確保対策

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

#### 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

- 市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

#### 7 外国人の安全確保対策について

##### (1) 防災教育、防災訓練の実施

- 防災関係機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

##### (2) 避難計画

- 市は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行なわれるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行なう。

##### (3) 情報伝達及び案内表示板等の整備

- 市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

- 市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを

行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

- 市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。
- 市は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

- 市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行なう多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

- 市は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

## 第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

### 第1 基本方針

市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

※備蓄一覧表 資料編2-6-2-1

### 第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- 災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- 県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

### 第3 市の役割

#### 1 市の役割

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 備蓄は、指定避難所等に分散して備蓄し、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。

### 第3 市民及び事業所の役割

#### 1 市民の役割

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

#### 家庭における備蓄品の例

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

#### 2 事業所の役割

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

## 第7節 孤立化対策計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカ  
ルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集で  
きる体制を構築するなど、予防対策に努める。

### 第2 災害時孤立化想定地域の状況

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、市において孤立化するおそ  
れのある地域の状況などを把握したところ、現状は次のとおりである。

- 1 孤立化のおそれがある地域は46地域となっており、その孤立化の発生原因としては、「  
集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び  
「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多く占めている。
- 2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。
  - (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。
  - (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
  - (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。

### 第3 孤立化想定地域への対策の推進

#### 1 通信手段の確保

- (1) 市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡  
易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源  
等の使用方法の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から合図を定め、市はその方  
法をあらかじめ周知する。

[県統一合図]

- |   |    |                         |
|---|----|-------------------------|
| ア | 赤旗 | (負傷者等があり、早急な救助を求める場合)   |
| イ | 黄旗 | (負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合) |
| ウ | 白旗 | (異常なし又は存在を知らせる場合)       |

- (3) 市は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民  
の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。
- #### 2 避難先の検討
- 市は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家

をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

### 3 救出方法の確保

市は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所の確保に努める。

また、地域内に場外離着陸場が確保できない場合等は、隣接する地域等において場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保に努める。

### 4 備蓄の奨励

市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあつては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

### 5 防災体制の強化

市は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成に努める。



## 第8節 防災施設等整備計画

### 第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

### 第2 防災施設等の機能強化

- 市は、総合防災センター、総合食育センター及び防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
  - ア 災害応急対策活動における中枢機能
  - イ 災害時の災害対策本部機能
  - ウ 防災ヘリコプター等による災害応急活動の支援を受けるための防災ヘリポート機能
  - エ 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
  - オ 人員、物資等の輸送、集積機能
  - カ 災害対策用資機材の備蓄機能
  - キ 被災住民の避難・収容機能
  - ク 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能
  - ケ 消防無線機能
  - コ 食料供給、避難者別栄養及び食生活支援

### 第3 公共施設等の整備

- 市は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常電源の確保等に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常電源等の確保に努める。

### 第4 通信施設の整備

#### 1 市防災行政無線

- 国の補助制度等の活用により、市防災行政無線の整備に努め、屋外拡声器、戸別受信機等の増設など、その機能強化に努める。
- 市防災行政無線、その他の通信施設の停電時における機能強化と非常電源設備の整備

等に努める。

## 2 その他の通信施設

- 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、エリアメール及び遠野C A T V等、機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災関係機関は、災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、衛星携帯電話、アマチュア無線等を整備し通信手段の複線化に努める。
- 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に、点検を実施する。

## 第5 消防施設の整備

市は、災害予防、被害防止活動の基幹となり、第一線に立つ消防機関の整備については特に配慮する必要があり、社会構造の急激な変化及び災害の多様化に対応するため、消防機関の増強と近代化、消防水利の拡充及び装備の改善等を積極的に推進するものとする。

### 1 消防機器の整備

- 消防車両及び消防無線等の装備の近代化を促進し、消防活動の効果的運用と円滑化を推進するものとする。

### 2 消防水利の整備

- 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）を充足するため、消防水利の増設を計画的に推進するとともに、消防水利の多様化を図り、地震に備え耐震性の防火貯水槽等の整備に努めるものとする。

## 第6 防災資機材等の整備

- 市は、広域的又は大規模な災害において、災害応急対策活動を実施するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
  - (1) 水防用資機材
  - (2) 空中消火用資機材
  - (3) 林野火災消火用資機材
- 市は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

## 第9節 建築物等安全確保計画

### 第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

### 第2 建築物の不燃化の促進

- 1 防火地域、準防火地域の指定
  - 市街地の建築物の状況等を考慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。
- 2 民間住宅の不燃化促進
  - 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

### 第3 防災空間の確保

- 1 緑の基本計画
  - 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。
- 2 都市公園の整備
  - 都市における大規模火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

### 第4 市街地再開発事業等による都市整備

- 1 市街地再開発事業
  - 市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発事業を推進する。
- 2 密集住宅市街地整備促進事業等
  - 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、市及び地区住民と協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

### 3 がけ地近接等危険住宅移転事業

- がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、市及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。

### 4 土地区画整理事業

- 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

## 第5 建築物の安全確保

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、市民に対する情報提供を行う。
- 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。
- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。
- 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

## 第6 宅地の安全確保

- 宅地造成に伴う災害及び洪水、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

## 第7 防火対策の推進

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

## 第8 文化財の災害予防対策

### 1 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

## 2 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建 造 物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	○ 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 ○ 県（市）指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡、名勝、天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

## 3 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- |                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。<br>イ 文化財の避難場所を定める。<br>ウ 搬出用具を準備する。 |
|-----------------------------------------------------------------|



## 第10節 交通施設安全確保計画

### 第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

### 第2 道路施設

#### 1 道路の整備

- 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。
  - ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、調査を実施する。
  - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所については、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

#### 2 障害物除去用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材を配備している業者と協定等の締結を促進し、障害物除去業務に備えるものとする。

〔 市所有の障害物除去機械保有調 資料編3-20-1 〕  
〔 障害物除去機械保有調 資料編3-20-2 〕





## 第11節 ライフライン施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

### 第2 電力施設

- 電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

#### 1 施設の整備

##### (1) 水害対策

発電設備		○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設置及び建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。
送電設備	架空電線路	○ 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所ルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	○ ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		○ 浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策(または減災対策)を計画、実施する。

##### (2) 風害対策

各設備共通	○ 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 ○ 既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
-------	------------------------------------------------------------------------

##### (3) 雪害対策

水力発電・変電設備	○ 雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置(ヒーター)の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
-----------	-----------------------------------------------------------------

送電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。</li> <li>○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</li> </ul>
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。</li> <li>○ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。</li> </ul>

(4) 雷害対策

送電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。</li> <li>○ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。</li> <li>○ 電力気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の防止又は拡大防止に努める。</li> </ul>
変電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。</li> <li>○ 重要系統の保護継電装置を強化する。</li> </ul>
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。</li> </ul>

2 電気工作物の予防点検等

- 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

- 各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。
  - ア 所要資機材計画
  - イ 輸送計画（車両、ヘリコプター）
  - ウ 保管施設の整備
  - エ 資機材及び輸送の調達
  - オ 資機材輸送の調査確認

#### 4 ヘリコプターの活用

- 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

### 第3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

#### 1 施設の整備

##### (1) LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	○ 容器の転落、転倒等を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

#### 2 災害対策用資機材の確保等

- 災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

#### 3 防災広報活動

- 災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。
  - ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対して取るべき措置
  - イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

### 第4 上下水道施設

#### 1 上水道施設

- 水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資

機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、布設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

- 市及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下 水 管 渠	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新たな下水管渠の布設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。</li><li>○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。</li><li>○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。</li></ul>
ポンプ場及び終末処理場	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ポンプ場及び終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</li><li>○ 新たなポンプ場及び処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</li><li>○ 既設のポンプ場及び処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</li></ul>

第5 通信施設

1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- ア 大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
- イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

## (2) 重要通信の確保

- 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

## (3) 災害対策用機器及び車両の配備

- 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| ア 非常用衛星通信装置    | オ 移動電源車及び可搬型発電機           |
| イ 可搬型衛星地球局     | カ 応急ケーブル                  |
| ウ 可搬型無線機       | キ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等） |
| エ 移動基地局及び臨時基地局 |                           |

## (4) 災害対策用資機材の確保等

- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

## (5) 電気通信設備の点検調査

- 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

## 2 放送施設

- 放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

### (1) 設備の整備

- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。

- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

- 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

## 第12節 危険物施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

### 第2 石油類等危険物

#### 1 保安教育の実施

- 市及び消防機関は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習の受講を関係者に促進する。
- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

#### 2 指導強化

- 県は、市が行う許可及び消防機関が行う立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

#### 3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

##### (1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

##### (2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

##### (3) 敷地外流出防止装置

- 消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。



## 第13節 風水害予防計画

### 第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、市は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 市その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

### 第2 現 状

- 本市の河川は、薬師岳に源を発する猿ヶ石川が中央部を貫流し、小鳥瀬川、早瀬川、来内川、小友川、達曽部川、宿川、宮守川等の中小河川が注いでいる。
- 戦後、カスリン、アイオン台風により大洪水に見舞われ、予防対策として河川改修事業が進められ、さらには遠野ダム及び田瀬ダムが完成した。近年においては、昭和56年の台風15号による集中豪雨の被害により築堤等の災害復旧事業が実施され、平成23年に遠野第二ダムが完成し水害予防のための措置がとられてきたが、いまだに自然堤防のまま放置されている箇所や無堤防箇所があり、増水のつど、浸水決壊している堤防等もある現況にかんがみ、これらの無防備河川の改修を図り、恒久的護岸の早期完成を促進する必要がある。

### 第3 予防対策

- 1 水害発生予想箇所の調査把握
  - 台風、集中豪雨等により水害の発生が予想される箇所を調査し、状況の把握に努めるものとする。
  - 遠野市の地域における重要水防箇所及び警戒区域は、資料編2-13-1のとおりである。
- 2 河川、排水路の改修
  - 県管理河川については、未改修河川の早期改修を促進し、準用河川等については、機能維持のため土砂しゅんせつ事業の促進を図る。また、市街地の拡大に伴い降雨の流出量が激増し、在来の排水施設では、十分な排水機能を果たすことが次第に困難となり、

浸水、湛水の被害の発生が予想されるため、市街地及びその周辺の小河川、排水路について、緊急度の高い箇所から改良整備を推進するものとする。

### 3 砂防事業、治山事業

- 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。

(保安林の状況 資料編2-13-2)

(治山事業施行地 資料編2-13-3)

### 4 水防資機材の点検、整備

- 水防管理者は、水防のための資材、機材等について常時点検を行うとともに、不足するもの及び追加を要するものは速やかに調達補充し、常に活用できるよう整備しておくものとする。

(水防用器具資材保有現況 資料編2-13-4)

## 第4 施設の管理

- 本市が、洪水時等における緊急操作等のため、河川法第99条の規定により、県から管理委託を受けている河川水門は、108箇所である。
- 委託を受けた市長は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を整備する。

(管理委託河川水門箇所表 資料編2-13-5)

## 第5 浸水想定区域の公表及び周知

- 市は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 市は、地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設

の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

(浸水想定区域内要配慮者利用施設 資料編2-13-6)

- 浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

(猿ヶ石川洪水浸水想定区域図（計画規模） 資料編2-13-7)

(猿ヶ石川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 資料編2-13-8)

(早瀬川洪水浸水想定区域図（計画規模） 資料編2-13-9)

(早瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 資料編2-13-10)

(小鳥瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 資料編2-13-11)

- 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

## 第6 風害予防の普及啓発

- 市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。



## 第14節 雪害予防計画

### 第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

### 第2 雪崩防止対策

#### 1 雪崩危険箇所の調査及び周知

- 実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実施機関	調査対象
市	1 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの 2 市道に危険を及ぼすもの

(雪崩危険箇所及び除雪対策 資料編2-14-1)

### 第3 道路交通の確保

#### 1 除雪対策

- 実施機関は、次により除雪を行い、主要路線の交通を確保する。なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

実施機関	除雪路線
市	管内市道等

- 実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保を図る。
- 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。
- 道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。
- 集中的な大雪に対しては、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応する

ため、道路管理者は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

- 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。
- 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- 市は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- 道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

## 第15節 土砂災害予防計画

### 第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、土砂災害が発生するおそれのある区域において、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

### 第2 土砂災害の危険箇所

- 本市における土砂災害の危険箇所は、次のとおりである。

(令和元年5月1日現在)

所管別	危険地区分	危険箇所数	危険区域の現状		うち土砂災害警戒区域指定箇所数
			面積	保全対象人家	
国土交通省	急傾斜地崩壊危険箇所	227	k m <sup>2</sup> 16,255	戸 375	箇所 34
	土石流危険溪流	559	—	1,496	129
林野庁	崩壊土砂危険地区 (国有林)	3	0.033	9	—
	山腹崩壊危険地区 (民有林)	18	0.550	227	—
	崩壊土砂危険地区 (民有林)	87	1.500	735	—

- 土石流発生危険区域一覧表は、資料編2-15-1のとおりである。
- 山地災害危険地区一覧表(山腹崩壊・崩壊土砂流出)は、資料編2-15-2のとおりである。

### 第3 土砂災害防止対策の推進

- 県及び市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(土砂災害警戒区域等における情報及び避難体制 資料編2-15-4)

- 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。  
また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

#### 第4 土砂災害警戒情報の発表

##### 1 目的及び発表機関

- 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

##### 2 発表対象地域

- 土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

##### 3 発表・解除基準

###### (1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュ



ごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

#### (2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議のうえで基準を下回っても解除しない場合がある。

### 4 利用にあたっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する

(3) 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。

(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

### 5 情報の伝達体制

- 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市長に伝達し、あわせて一般住民に周知する。

- 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の一つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。
- 伝達先及び伝達経路については、第3章第2節別図4に示すとおりである。

6 避難指示等のための情報提供

- 県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
極めて危険※	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル4 相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)
警戒 【警戒レベル3 相当】	赤	2時間先までに警戒基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
注意 【警戒レベル2 相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に 留意	白	

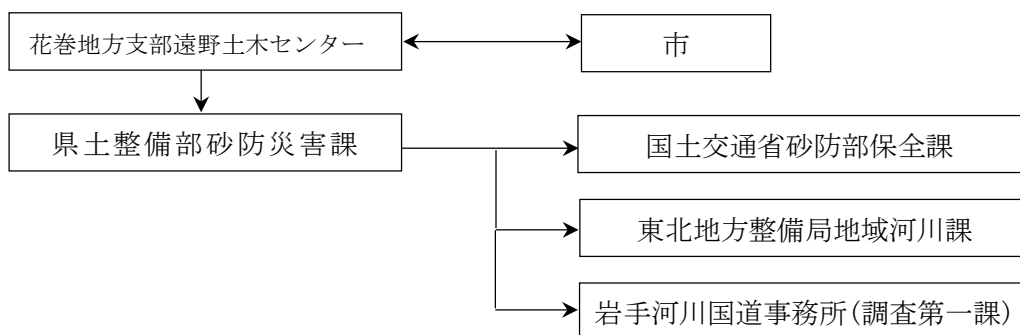
※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

## 第5 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

- 県及び市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には、被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統





## 第16節 火災予防計画

### 第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

### 第2 出火防止、初期消火体制の確立

#### 1 火災予防の徹底

- 市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一 般 家 庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、住宅用火災警報器の設置、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。</li> <li>○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火気使用設備の取扱方法</li> <li>イ 消火器の設置及び取扱方法</li> <li>ウ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法</li> </ul> </li> <li>○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害発生時における応急措置要領の作成</li> <li>イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底</li> <li>ウ 避難、誘導體制の確立</li> <li>エ 終業後における火気点検の励行</li> <li>オ 自衛消防隊の育成</li> </ul> </li> </ul>

#### 2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

- 市は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

- 防災機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

- 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

- 幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

- 市は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。
- 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほか、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

- 市は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。
  - ア 防火管理者の選任
  - イ 消防計画の作成
  - ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
  - エ 消防用設備等の点検整備
  - オ 火気の使用又は取扱い方法
  - カ 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

- 市は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

## (2) 高圧ガス、火薬類

- 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

## (3) 化学薬品

- 市は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

**第3 消防力の充実強化**

- 市は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとする。

## 1 総合的な消防計画の策定

- 消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

## 2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

### 3 消防施設等の整備強化

#### (1) 消防特殊車両等の増強

##### ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

##### イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

#### (2) 消防水利の確保

- 消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

#### (3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

#### (4) ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。



## 第17節 林野火災予防計画

### 第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

### 第2 林野火災防止対策の推進

#### 1 遠野地区山火事防止対策推進協議会の設置

- 市は、県が主宰する「遠野地区山火事防止対策推進協議会」に参加し、構成機関・団体と基本的事項について協議し、林野火災防止対策の円滑な推進を図るとともに、具体的実施事項について、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

#### 2 林野火災予防思想の普及、徹底

- 遠野市山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止	エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止	オ 火入れの許可遵守
ウ たき火、たばこの完全消火	カ 子供の火あそびの禁止

- ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 登山口、市役所、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
ウ 広報車などによる巡回広報

#### 3 予防及び初期消火体制の整備

- 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

#### 4 組織の強化

- 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

## 5 各関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
市	<p>ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催</p> <p>イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底</p> <p>ウ 林野火災予防組織への参加及び活動</p> <p>エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底</p> <p>オ 火災警報等発令時の巡視強化</p> <p>カ 初期消火資機材の整備</p> <p>キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底</p>
消 防 機 関	<p>ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒</p> <p>イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導</p>
森 林 管 理 署	<p>ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</p> <p>イ 職員によるパトロールの実施</p> <p>ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備</p> <p>エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備</p>
林 業 団 体 等	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底</p> <p>ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底</p> <p>エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発</p> <p>オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行</p> <p>カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置</p> <p>キ 作業小屋周辺の防火帯の設置</p> <p>ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行</p>
農 業 関 係 機 関	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底</p> <p>ウ 遠野テレビ等を利用した、農家に対する防災意識の啓発</p>
その他の機関等	<p>ア 関係職員に対する防火思想の普及啓発</p> <p>イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力</p>

## 第18節 農業災害予防計画

### 第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

### 第2 予防対策

○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達徹底
凍霜害防止対策	ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋設枝の引き起し等） オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

- 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。
  - ア 生鮮食品の輸送力の確保
  - イ 異常気象を媒体とする病害虫の発生に備えた防除施設及び設備の整備
  - ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
  - エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
  - オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

## 第19節 防災ボランティア育成計画

### 第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
健康福祉部	福祉班	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアの受入体制の整備

#### 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
日本赤十字社岩手県支部 遠野市地区	防災ボランティア活動の普及啓発
遠野市社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

### 第3 実施要領

#### 1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- 市本部長は、日赤県支部、日赤遠野市地区、県社協、市社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- 市本部長は、市社協の実施する養成研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

ア 地域事情に関すること	エ 避難所の状況
イ 要配慮者の状況	オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等
ウ 要配慮者に対する心構え	

#### 2 防災ボランティアの登録

- 日赤遠野市地区、市社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

- 市は、日赤県支部、日赤遠野市地区、県社協、市社協とその他の団体とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- 市は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

ア 防災ボランティアの受入担当課	オ 防災ボランティアの活動拠点
イ 防災ボランティアに提供する情報	カ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材	キ その他必要な事項
エ 防災ボランティアの宿泊する施設	

- 市は、日赤県支部、日赤遠野市地区、県社協、市社協と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

- 市は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア 青年団体	イ 婦人団体協議会	ウ 自治会	エ 自主防災組織等
オ 婦人消防協力隊	カ 建築士会	キ 栄養士会	
ク 消防OBボランティア	ケ その他防災活動を支援する団体		

## 第20節 事業継続対策計画

### 第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 第2 事業継続計画の策定

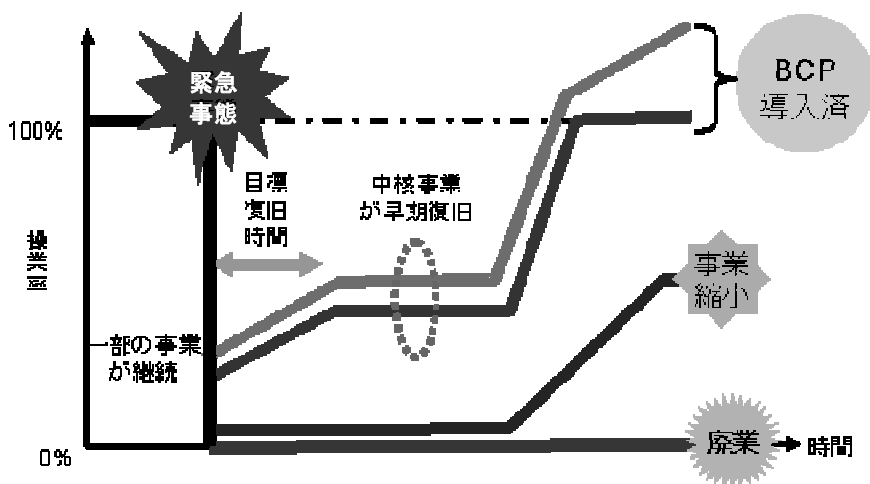
- 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP※）を策定するよう努める。
- 市及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行なうべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

- 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。
  - ア 災害時において優先して実施すべき業務
  - イ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
  - ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

- エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
- オ 通信手段の確保に関する事項
- カ 行政データのバックアップに関する事項

[企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]



### 第3 企業等の防災活動の推進

- 企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
  - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
  - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行なう。
- 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。



## 第3章 災害応急対策計画



## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

#### 第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

#### 第2 市の活動体制

市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、遠野市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は遠野市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

##### 1 災害警戒本部

- 災害警戒本部は、「遠野市災害警戒本部規程」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

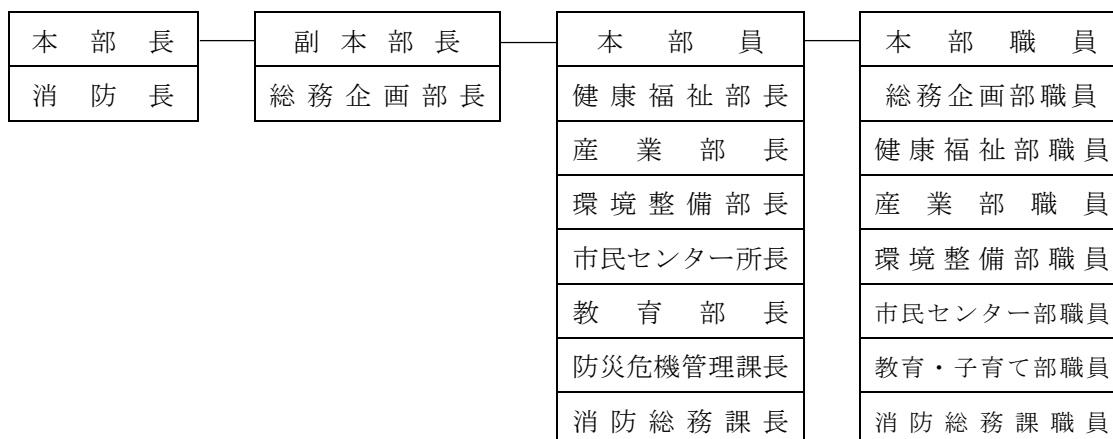
(資料編4-4)

(1) 設置基準

- ア 遠野地区に気象警報又は洪水警報が発表された場合において、消防長が必要と認めるとき。
- イ 市内で震度4又は震度5弱を観測した場合
- ウ 大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で消防長が必要と認めるとき
- エ 原子力災害対策指針で示された警戒事象の発生に関する伝達があり、消防長がその設置を必要と認めたとき
- オ その他消防長が特に必要と認めた場合

(2) 組織

- 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



- 災害警戒本部の本部職員は副本部長及び本部員の所属する課の職員のうちから本部長が指名する。

(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
  - ア 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
  - イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達
  - ウ 市内の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
  - エ 関係機関への連絡
  - オ 応急措置の実施

カ 対応勢力（職員の動員状況）把握

キ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

- 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、災害対策本部に準じた対応を行う。

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部への移行措置を講ずる。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

ア 遠野地区に気象警報若しくは洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が災害応急対策を講ずる必要があると認める場合

イ 気象特別警報が発表された場合

ウ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が災害応急対策を講じる必要があると認める場合

エ 市内で震度5強以上の地震を観測した場合

オ 原子力緊急事態の発生に関する伝達があり、かつ、その影響が市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき

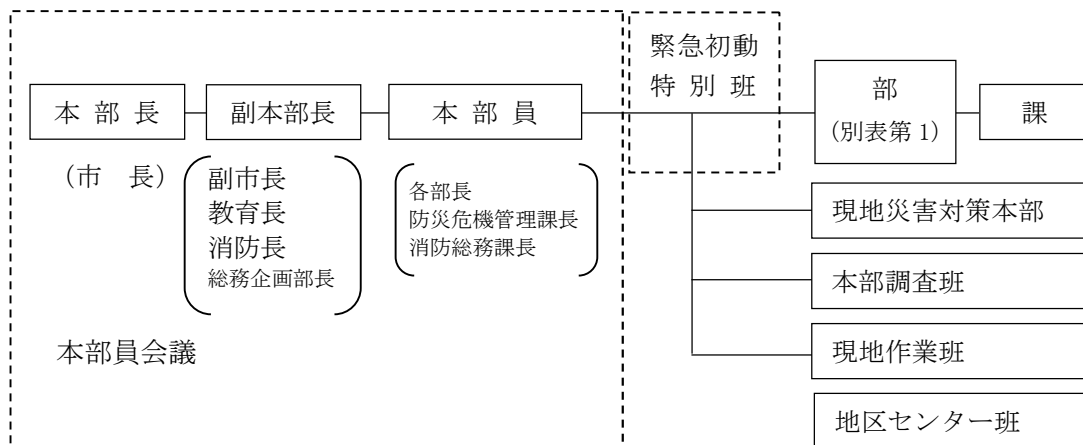
カ その他本部長が特に必要と認める場合

資料編 4-2 遠野市災害対策本部条例

資料編 4-3 遠野市災害対策本部規程

(2) 組織

- 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

- 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 部

- 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班等の指揮、監督を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

エ 本部調査班

- 本部長は、必要があると認めるときは、本部調査班を設け、災害地に派遣する。
- 本部調査班は、災害の状況を災害現地において調査し、本部長に報告する。

- 本部調査班に班長及びその他の班員を置き、班長は本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、班員は総務企画部長が関係部長と協議の上、指名しておくものとする。

#### オ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、防疫の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

#### カ 緊急初動特別班

- 本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、毎年度、各部長及び総務企画部長の推薦に基づき、総務企画部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総務企画部長直属の組織とし、本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動する。
- 緊急初動特別班員は、本部から配備指令があった場合又は災害対策本部2号非常配備に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 総務企画部長は、本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

#### キ 地区センター班

- 大規模な災害が発生した場合における市民センター一部市民班の初動体制の確立を図るため、市民センター一部に地区センター班を置く。
- 地区センター班の班員は、総務企画部長が指名する。
- 地区センター班は、市民センター一部市民班の所掌事務を指定された地区センターに参集して行う。

### (3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、別表第2のとおりである。
- 各部は、所管する次の事項について、初期、中期、復興期及び班に属さない事項について活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、 連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、県南広域振興局総務部花巻総務センター（以下「振興局」という。）、その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機 材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 避難対策	避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 振興局に対する市の対策動向の連絡 (3) 医療班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 振興局及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 各部に対する管内の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
災 害 発 生	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 遠野警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開 催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに本部調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集



後	4 避難・交通・救出対策	(1) 避難指示の放送要請及び避難誘導 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営 (4) 被災者の救出救護 (5) 交通規制の実施
	5 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
	6 県及び他の市町村に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	7 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備
	8 災害救助法適用対策	(1) 被災状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
	9 現地災害対策本部の設置並びに本部調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
	10 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 (4) 道路交通の確保
	11 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
	12 食料等の応急対策	(1) 災害用応急米穀の調達あっせん (2) 乾パンの調達あっせん (3) 副食物等の調達あっせん
	13 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達あっせん
	14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
	15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あっせん

16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 市立学校等施設の応急対策の実施
17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 上下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
19 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
20 被災者に対する生活確保対策	(1) 被災者の住宅対策 (2) 世帯更生資金対策 (3) 農林水産復旧対策 (4) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (5) 商工業復旧対策 (6) 公共土木施設関係復旧対策 (7) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

○ 緊急初動特別班の各班の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 総務班 本部総務班の所掌事務

イ 情報班 本部情報班の所掌事務

ウ 広報班 本部広報班の所掌事務

エ 対策班 応急対策の実施及び各班との連携調整事務

(4) 廃止基準

○ 災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 本部長が、市内に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき

イ 本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

### 第3 市の職員の動員配備体制

#### 1 配備体制

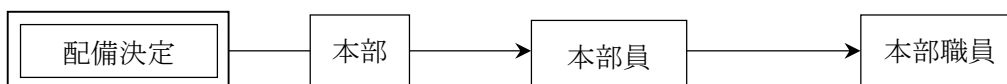
○ 災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備部所・職員
災害警戒本部	本部員、本部職員及び消防総務課の職員
災害対策本部	すべての職員

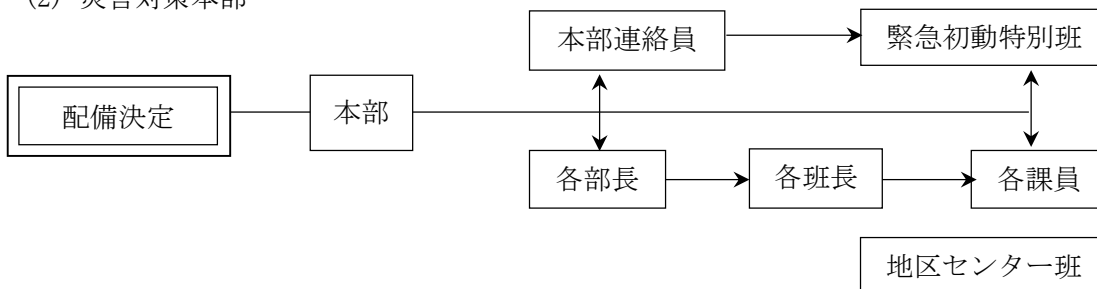
#### 2 動員の系統

○ 動員は、次の系統によって通知する。

##### (1) 災害警戒本部



##### (2) 災害対策本部



#### 3 動員の方法

○ 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	防災行政無線、庁内放送、電話、電子メール等
勤務時間外	防災行政無線、携帯電話、電話、電子メール、携帯メール等

○ 各部長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 所属公所に参集できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

4 自主参集

- 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

5 所属公所に参集できない場合の対応

- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所属公所に参集できない場合は、総合支所又は最寄りの地区センターに参集する。
- 参集した職員は、参集先の指名されている職員に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- 到着の報告を受けた指名されている職員は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに総務企画部長に報告する。
- 参集先の指名されている職員は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

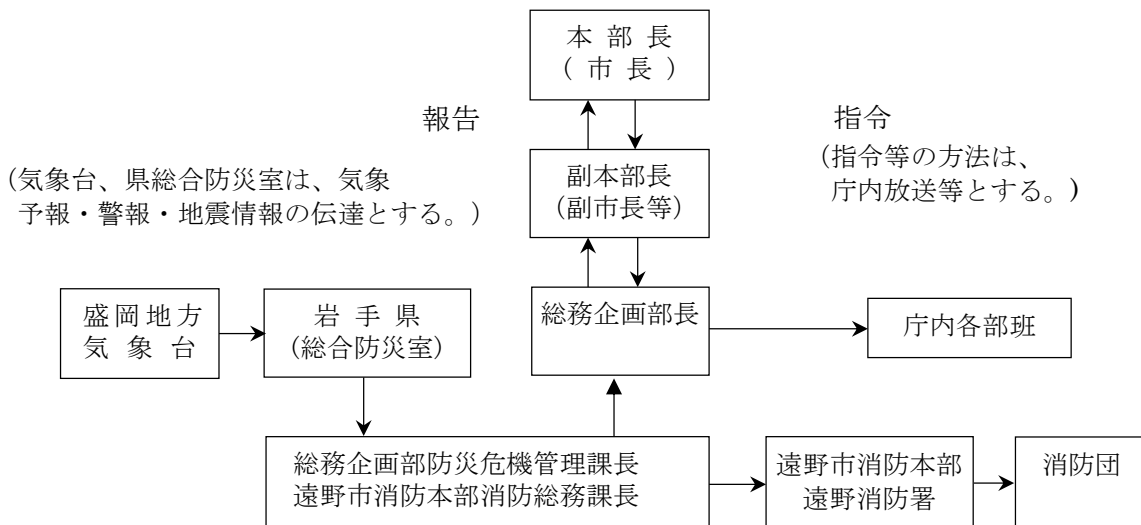
6 職員動員計画の整備

- (1) 各部長は、あらかじめ配備体制に基づく各班員の緊急連絡及び非常召集体制を整備し、各班員に周知徹底しておくものとする。

(2) 動員の系統

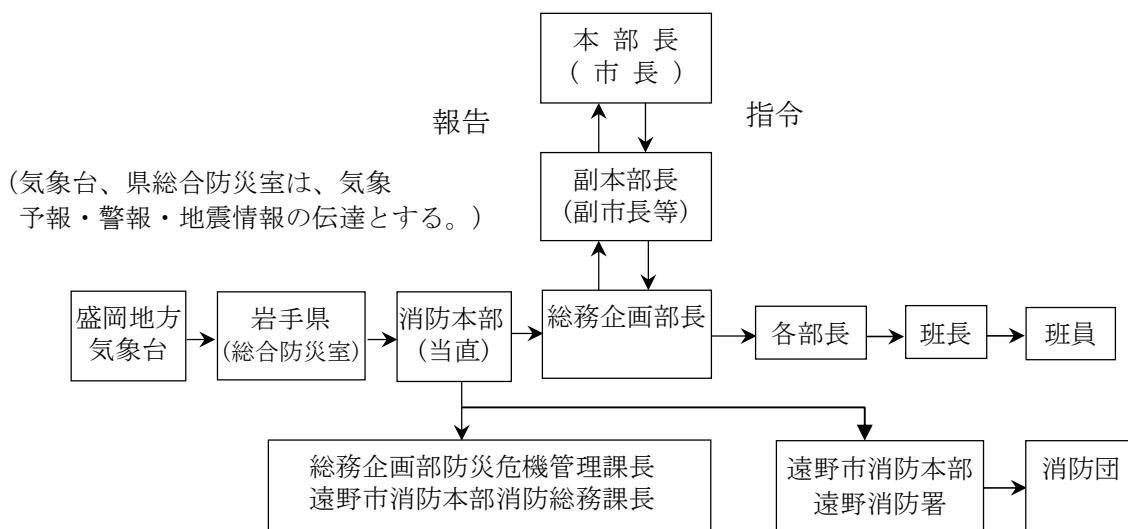
ア 勤務時間内の動員

- 平常時の勤務時間内における動員指令は、次の系統図によるものとする。



イ 休日又は勤務時間外の動員

- 休日又は勤務時間外における動員指令は、次の系統図によるものとする。



[指令等の方法は、防災行政無線、遠野CATV、自動車、バイク等あらゆる手段を講じる。]

#### 第4 市の活動体制

- 市は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び市計画の定めるところにより、県及び防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 市本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予想される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。
- 市は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。
- 市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- 市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市町村本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。
- 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

## 第5 防災関係機関の活動体制

- 防災関係機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- 防災関係機関等は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、このころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

別表第1

## 遠野市災害対策本部の組織

部	本部員	班	班長	副班長	構成課等
総務企画部	会計管理者 議会事務局長 防災危機管理課長	本部総務班	総務課長	市民課長	総務課 防災危機管理課 市民課 選挙管理委員会事務局
		本部情報班	経営企画課長	財政課長	経営企画課 財政課 管財課
		本部広報班	情報連携推進課長補佐	議会事務局次長	情報推進課 議会事務局
		支援授援班	監査委員事務局長	会計課主査	会計課 監査委員事務局
		調査班	税務課長	税務課長補佐	税務課
健康福祉部	健康福祉部長	福祉班	福祉課長	福祉課長補佐	福祉課
		医療救護班	健康長寿課長	保健医療課長	健康長寿課 保健医療課 中央診療所 地域包括支援センター 新型コロナウイルス対策室
産業部	産業部長	農林畜産班	農業委員会事務局長	農林課長 畜産園芸課長	農林課 畜産園芸課 農業委員会事務局
		商工観光班	観光交流課長	商工労働課長	商工労働課 観光交流課 産業企画課
環境整備部	環境整備部長	土木班	建設課長	建設課長補佐	建設課
		まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり係長	まちづくり推進課
		環境班	環境課長	環境課長補佐	環境課
		水道班	上下水道課長	上下水道課長補佐	上下水道課
消防本部	消防総務課長	消防防災班	消防総務課主幹	消防総務課総務係長	消防総務課 遠野消防署 遠野消防署宮守出張所
市民センター部	市民センター所長	市民班	市民協働課長	生涯学習スポーツ課長	市民協働課 生涯学習スポーツ課
		物資班	文化課長	こども本の森運営企画室長	文化課 こども本の森運営企画室 図書館・博物館
		宮守総合支所班	宮守総合支所長	宮守総合支所主査	宮守総合支所
教育・子育て部	教育部長	教育・子育て班	学校総務課長	学校教育課長 学校給食センター所長	学校総務課 未来づくりサポート室員 学校教育課 学校給食センター 学校用務員 子育て支援課

## 別表第2

## 災害対策本部分掌事務表

部	班	分 掌 事 務
総務企画部	本部総務班	(1) 本部の設置及び運営に関すること。 (2) 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。 (3) 自衛隊、緊急援助隊及び防災ヘリコプターの要請に関すること。 (4) 緊急初動特別班、現地災害対策本部及び調査班に関すること。 (5) 職員の非常招集、配置及び派遣に関すること。 (6) 気象予報・警報等の収集及び伝達に関すること。 (7) その他部及び班に属さない事項に関すること。
	本部情報班	(1) 市民への広報に関すること。 (2) 広聴活動に関すること。 (3) ケーブルテレビ網を利用した情報収集及び伝達に関すること。
	本部広報班	(1) 地方行政機関、公共機関、関係機関等防災機関に対する協力及び応援要請に関すること。 (2) 渉外に関すること。 (3) 報道機関への対応及び連絡調整に関すること。 (4) 被害調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (5) 記録写真等の整理提供に関すること。 (6) 災害応急対策予算の調整に関すること。 (7) 市有財産等の貸付け及び使用に関すること。 (8) 車両の確保及び配車に関すること。 (9) 緊急輸送車両の確保の申請に関すること。 (10) 緊急通行車両確認証に関すること。 (11) 燃料の確保に関すること。 (12) 応急公用負担に係る補償に関すること。 (13) 他部に属さない市有財産の被害調査に関すること。
	支援受援班	(1) 会計に関すること。 (2) 応急対策に要する経費の経理に関すること。 (3) 災害見舞金等の出納保管に関すること。 (4) 人的支援及び物的支援の要請及び申出の受付に関すること。 (5) 人的支援に係る各部との調整に関すること。 (6) 被災地支援の要請に関すること。 (7) 応援職員の宿泊等の調製に関すること。
	本部調査班	(1) 人的被害の調査に関すること。 (2) 住家等の被害調査に関すること。
健康福祉部	福祉班	(1) 災害救助法の適用に関すること。 (2) 災害救助法に基づく給与物資、生業資金に関すること。 (3) 被災者の相談及び住家等に係る被災、被災証明に関すること。 (4) 日本赤十字社その他社会事業団体との連絡に関すること。 (5) 防災ボランティア受け入れ及び配備の総括に関すること。 (6) 社会福祉施設の被害調査に関すること。 (7) その他厚生援護に関すること。
	医療救護班	(1) 医療薬品、衛生材料及び医療機材の確保に関すること。 (2) 医療機関及び医療関係者の動員に関すること。



		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 医療救護班の編成及び活動に関する事。</li> <li>(4) 救護所の開設に関する事。</li> <li>(5) 防疫に関する事。</li> <li>(6) 保健活動に関する事。</li> <li>(7) 医療施設の被害調査に関する事。</li> </ul>
産業部	農林畜産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 種苗、種子等の確保あつせんに関する事。</li> <li>(2) 家畜の保健衛生に関する事。</li> <li>(3) 植物防疫に関する事。</li> <li>(4) 被災農林家への災害融資に関する事。</li> <li>(5) 農林業関係の被害調査に関する事。</li> </ul>
	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災商工業者への災害融資に関する事。</li> <li>(2) 商工、観光関係の被害調査に関する事。</li> </ul>
環境整備部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(2) 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(3) 障害物の除去に関する事。</li> <li>(4) 交通の禁止及び制限等交通の確保に関する事。</li> <li>(5) 応急復旧機材及び建設資材の確保に関する事。</li> </ul>
	まちづくり推進班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画施設の被害調査及び保全に関する事。</li> <li>(2) 公園施設の被害調査に関する事。</li> <li>(3) 区画整理施設の被害調査及び保全に関する事。</li> <li>(4) 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設に関する事。</li> </ul>
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災地の清掃に関する事。</li> <li>(2) 廃棄物の処理に関する事。</li> <li>(3) 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。</li> <li>(4) 衛生施設等の被害調査に関する事。</li> <li>(5) 流出油対策に関する事。</li> </ul>
	水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 断水地区の情報収集及び報告に関する事。</li> <li>(2) 応急対策の事務処理に関する事。</li> <li>(3) 飲料水の確保に関する事。</li> <li>(4) 被災地域への応急給水の実施に関する事。</li> <li>(5) 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(6) 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>
消防本部	消防防災班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象予警・警報等の収集及び伝達に関する事。</li> <li>(2) 消防団員の出動命令に関する事。</li> <li>(3) 行方不明者の捜索及び収容に関する事。</li> <li>(4) 被災地の秩序維持に関する事。</li> <li>(5) 消防及び水防活動等に関する事。</li> <li>(6) 緊急避難の勧告、指示及び誘導に関する事。</li> <li>(7) 警戒区域の設定に関する事。</li> <li>(8) 危険物の保安に関する事。</li> <li>(9) 被災者の救出に関する事。</li> <li>(10) 自衛隊、緊急援助隊及び防災ヘリコプターの活動支援に関する事。</li> </ul>

市民センター部	市民班	(1) 避難所の開設に関する事。 (2) 避難民の収容に関する事。 (3) 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (4) 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	物資班	(1) 衣類、寝具その他生活必需品の調達及び供給に関する事。 (2) 応急対策物資の確保に関する事。 (3) 応急食糧の確保及び配給に関する事。 (4) 炊き出しの手配及び給食に関する事。 (5) 文化財の被害調査に関する事。
	宮守総合支所班	(1) 各部と連携した対応に関する事。 (2) 宮守町内各施設に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。
教育・子育て応援部	教育・子育て班	(1) 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) 給食施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 被災児童生徒の被害調査に関する事。 (4) 児童、生徒の応急教育に関する事。 (5) 学用品の調達及び支給に関する事。

## 第1節の2 広域防災拠点活動計画

### 第1 基本方針

- 1 県及び市は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

### 第2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

#### 1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき

#### 2 広域防災拠点の運営

- 市本部長は、各広域防災拠点施設の管理者、県その他の防災関係機関等と連携を図る。
- 広域防災拠点施設の管理者は、県による運営に必要な協力体制の確保を図る。

#### 3 廃止基準

- 県本部長は、県の地域に災害が発生するおそれなくなると認めるとき、又は、概ね災害応急対策を終了したと認めるときは、広域防災拠点を廃止する。
- 県本部長は、広域防災拠点を廃止しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、廃止に向けた必要な調整を行う。

### 第3 広域防災拠点

#### 1 後方支援拠点

○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する公園や道の駅などの防災拠点。

##### (1) 主な機能

支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能、支援部隊の現場活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能、情報伝達収集機能

##### (2) 施設名

###### ア 遠野エリア

遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘

## 第2節 気象予報・警報等の伝達計画

### 第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	活 動 の 内 容
総務企画部	総務班	1 気象予報・警報等の周知
消防本部	消防防災班	2 火災警報の発表

### 第3 実施要領

- 1 気象予報・警報等の種類及び伝達

- (1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

（気象業務法に基づくもの）

- ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類	内 容
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
土砂災害警戒 情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

気象に関する情報

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類と発表基準(気象警報発表基準等 資料編3-2-2)

種 類	発 表 基 準
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。

気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。	
	気象注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表する。
		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
なだれ注意報		なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
融雪注意報		融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表する。	
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2		

地面現象注意報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考1)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

- 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準 (気象警報発表基準等 資料編3-2-2)

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大 雨 警 報	大雨により重大な災害がおこるおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
洪 水 警 報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
地面現象警報 (備考1)		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸 水 警 報 (備考1)		水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

- 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。
- 3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。



種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>○ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>○ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>○ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>○ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>○ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>○ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>

## オ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地面現象特別警報（備考1）		大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

備考1 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

- 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

## カ 地震動の警報及び地震情報の種類

## (ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

## (イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
地震速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがある。

ケ その他

(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度35%以下で、実効湿度60%以下と予想される場合 ハ 平均風速が10m/s以上と予想される場合 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)
火災警報	火災気象通報が通知され、市内の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(イ) 指定河川洪水予報

	標題 (種類)	概要
猿ヶ石川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

## (2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象予報・警報伝達系統図（別図1～3）のとおり。 土砂災害警戒情報伝達系統図は（別図4）のとおり。
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震に関する情報伝達系統図（別図1～3）のとおり。
火災警報	市長	火災気象通報・火災警報伝達系統図（別図5）のとおり。

（遠野市火災警報規則 資料編5-7）

## (3) 伝達機関等の責務

- 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、勤務時間、夜間休日等の時間外における体制は別図1～5、及び別表1のとおりとする。
- 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

## (4) 市の措置

- 市長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。
- 市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、花巻地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- 市長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	カ 携帯端末の緊急速報メール機能
イ CATV (遠野テレビ)	キ ソーシャルメディア
ウ 電話	ク サイレン及び警鐘
エ 広報車	ケ 自主防災組織等の広報活動
オ コミュニティーFM、臨時災害放送局	

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

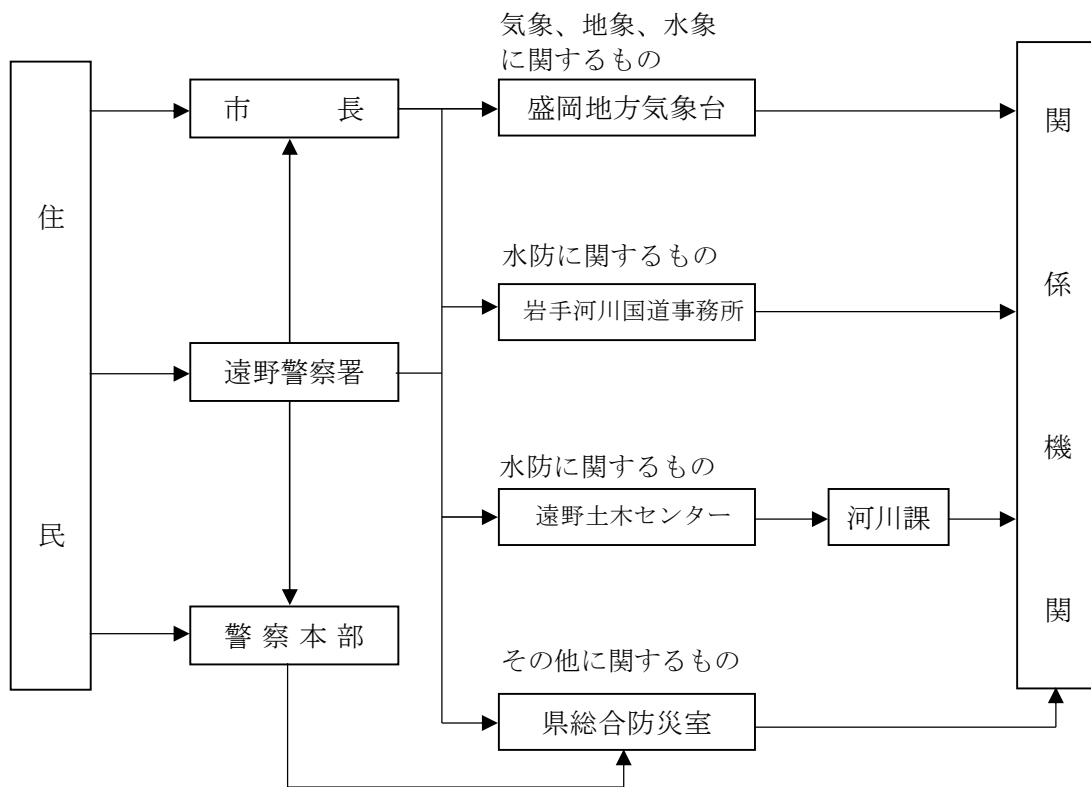
- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市長等の通報先

- 通報を受けた市長等は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種 類	担 当 機 関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 遠野土木センター 県 総 合 防 災 室	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 県 総 合 防 災 室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県 総 合 防 災 室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

○ (異常現象の通報、伝達経路)

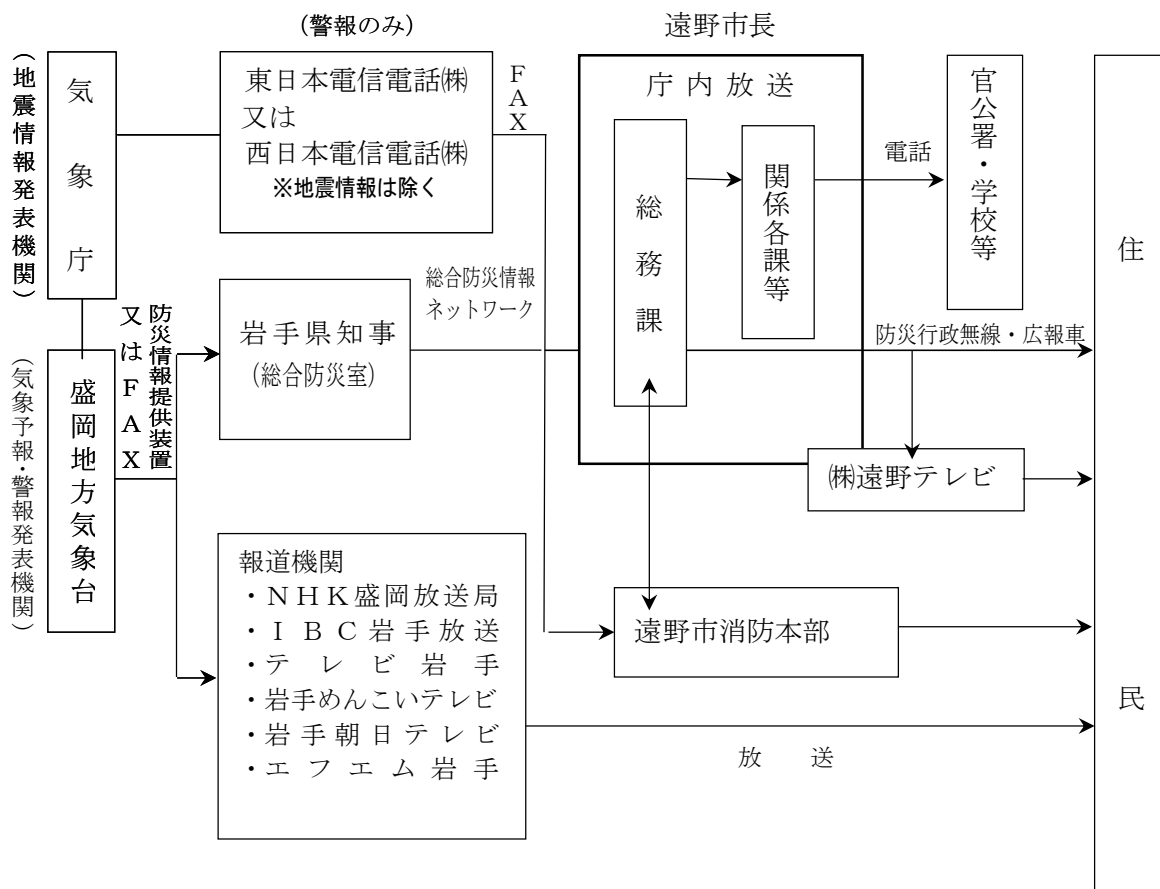


(3) 異常現象の種類

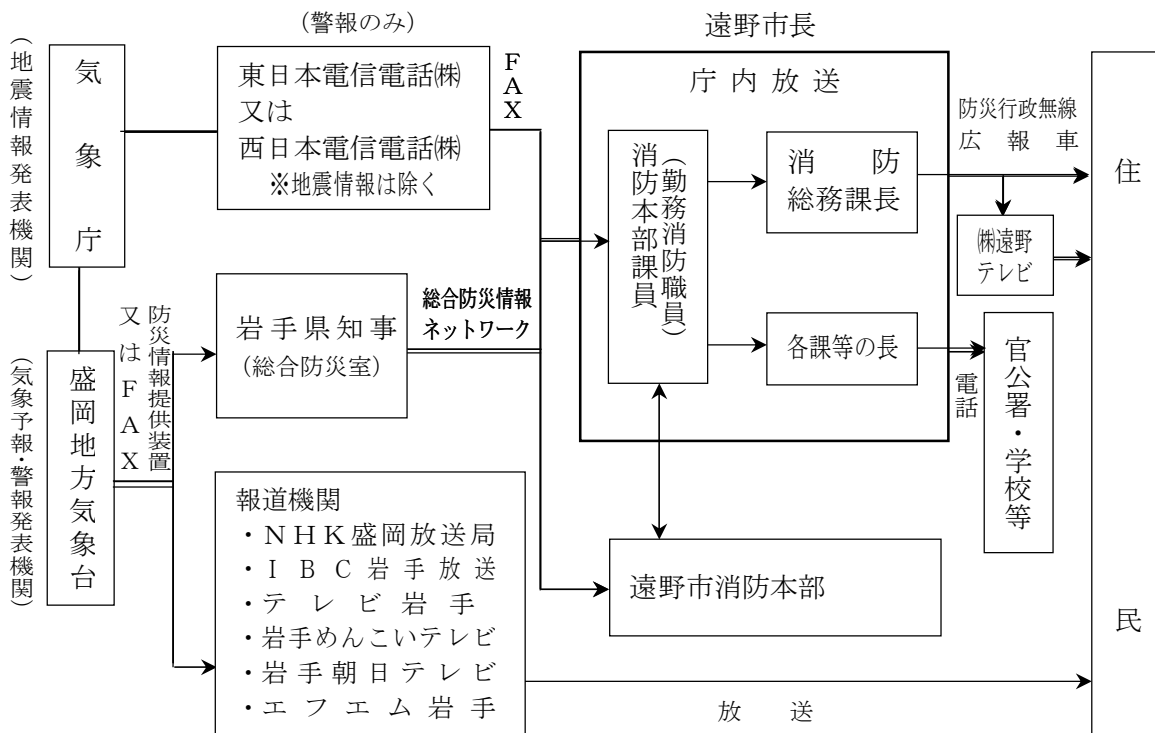
○ 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分		異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地 気 象 に 関 する 事 項	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂害関係	(1) 渓流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭 いにおい、地鳴り (2) がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り 等）、斜面のはらみだし、地鳴り
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記以外の異常な気象現象

別図1 気象予報・警報伝達系統図 (対策本部設置前・勤務時間内)

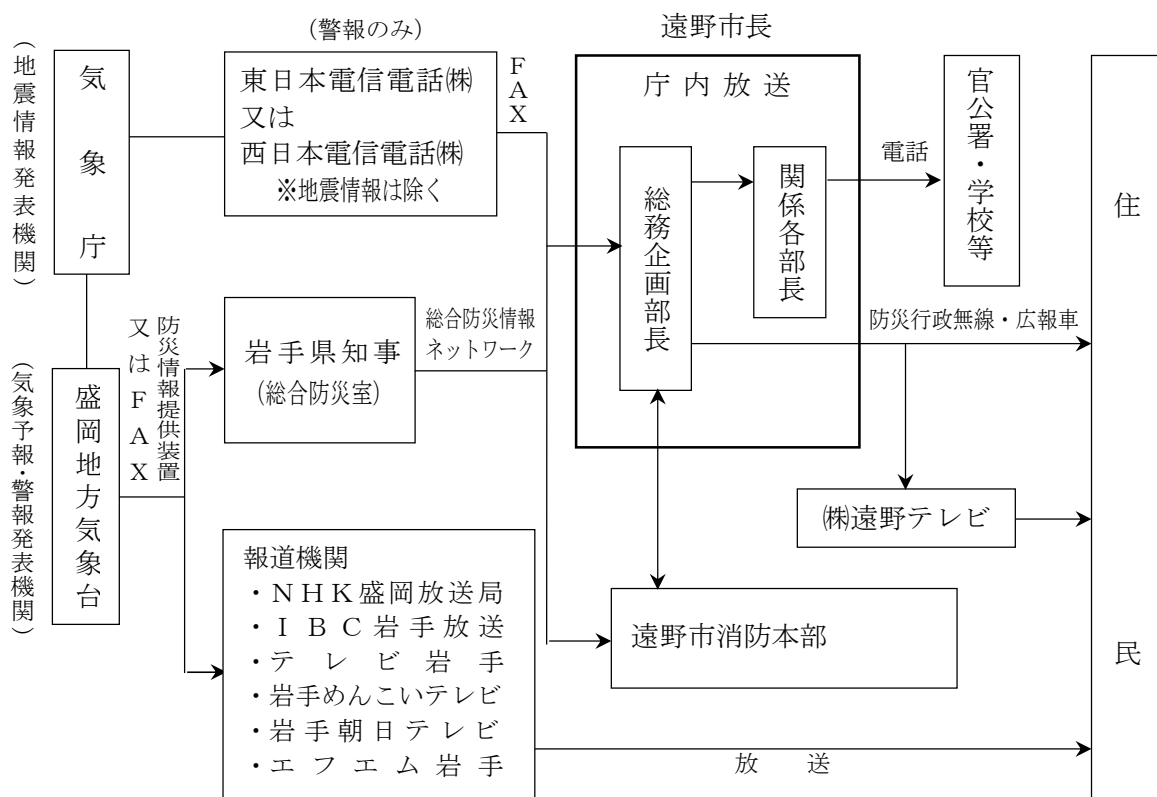


別図2 気象予報・警報伝達系統図 (対策本部設置前・勤務時間外及び休日)

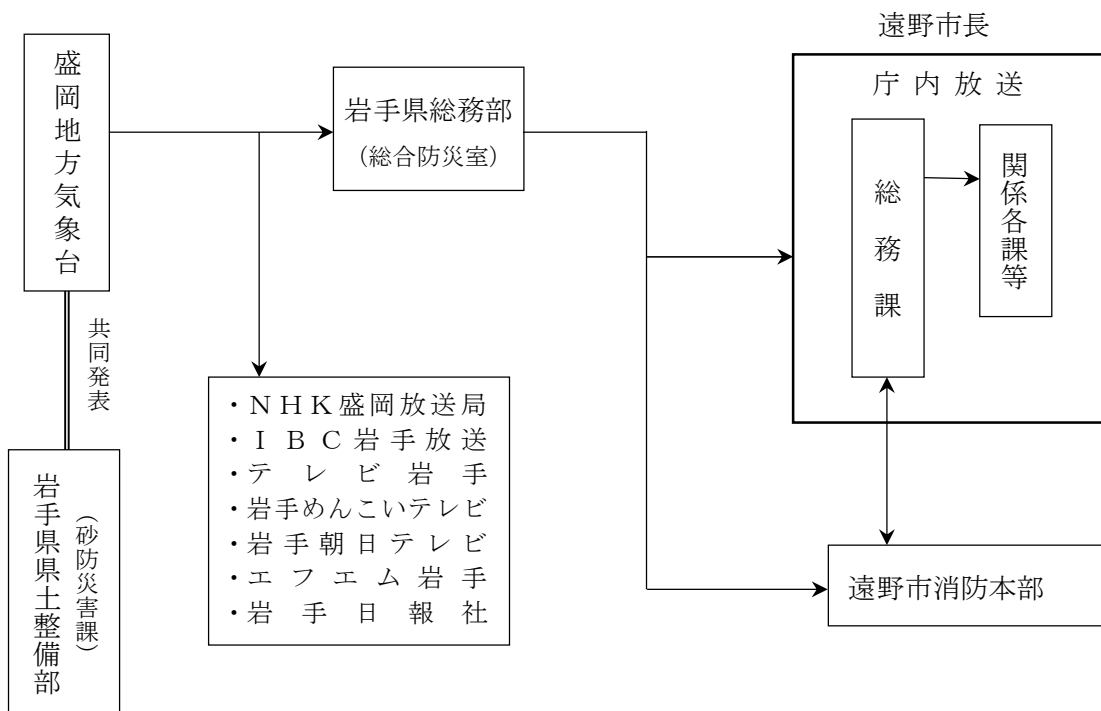




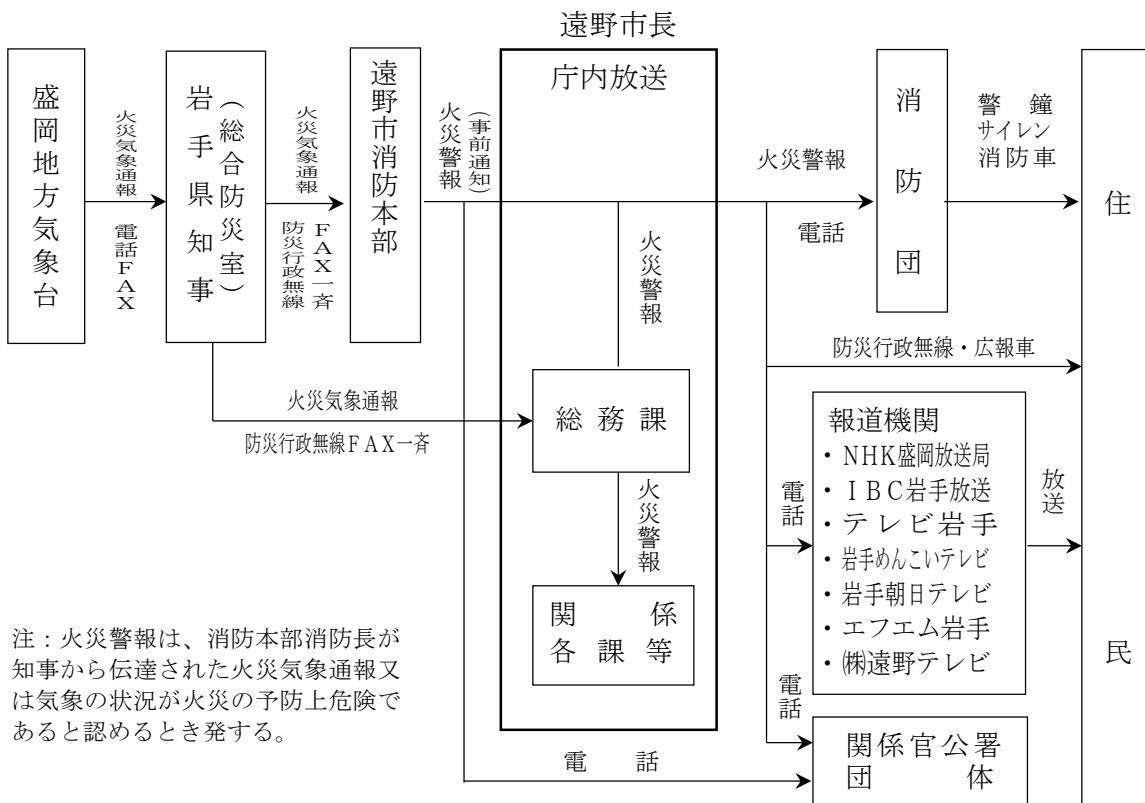
別図3 気象予報・警報伝達系統図 (対策本部設置)



別図4 土砂災害警戒情報伝達系統図



別図5 火災気象通報・火災警報伝達系統図



別表1 気象予報・警報等通知計画（勤務時間内）

区分 通知受領者	気象情報報	地震情報報	注 意 報										警 報						
			風雪	強風	大雨	大雪	洪水	雷	乾燥	霜	低温		暴風	暴風雪	大雨	大雪	洪水	地面現象	火災
											夏期	冬期							
経営企画課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉課長													○	○	○	○	○	○	○
商工労働課長	○		○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
農林課長													○	○	○	○	○	○	○
建設課長	○		○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
環境課長	○		○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○
文化課長													○	○	○	○	○	○	○
市民協働課長													○	○	○	○	○	○	○
上下水道課長									○			○	○	○	○	○	○	○	○
教育委員会学校総務課長													○	○	○	○	○	○	○
宮守総合支所長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

気象予報・警報等通知計画（勤務時間外及び休日）

区分 通知受領者	気象情報報	地震情報報	注 意 報										警 報						
			風雪	強風	大雨	大雪	洪水	雷	乾燥	霜	低温		暴風	暴風雪	大雨	大雪	洪水	地面現象	火災
											夏期	冬期							
経営企画課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉課長														○	○	○	○	○	○
商工労働課長	○		○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
農林課長													○	○	○	○	○	○	○
建設課長					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
環境課長	○		○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○
文化課長													○	○	○	○	○	○	○
市民協働課長													○	○	○	○	○	○	○
上下水道課長												○	○	○	○	○	○	○	○
教育委員会学校総務課長													○	○	○	○	○	○	○
宮守総合支所長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



## 第3節 通信情報計画

### 第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害時には、通信施設、設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、迅速に応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

### 第2 実施要領

#### 1 電気通信施設の利用

通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。

(1) 本部で指定している災害時優先電話は次のとおりである。

課 名 等	電 話 番 号	課 名 等	電 話 番 号
遠 野 市 役 所	6 2 - 3 0 4 7	附馬牛地区センター	6 4 - 2 0 0 1
〃	6 2 - 9 4 2 1	松崎地区センター	6 2 - 2 8 8 5
〃	6 2 - 9 4 2 2	土淵地区センター	6 2 - 2 8 3 7
宮 守 総 合 支 所	6 7 - 2 1 1 1	青笹地区センター	6 2 - 2 8 3 6
遠 野 消 防 署	6 2 - 4 3 1 2	上郷地区センター	6 5 - 2 0 2 2
〃	6 2 - 4 3 1 3	宮守地区センター	6 9 - 1 7 0 0
綾織地区センター	6 2 - 2 8 3 8	鱒沢地区センター	6 9 - 1 1 5 0
小友地区センター	6 8 - 2 0 0 1	達曽部地区センター	6 9 - 5 0 5 5

#### 2 専用通信施設の利用

- 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。

特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

- 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

※ 防災機関が設置する無線施設は別記のとおり

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- 市本部長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、  
自衛隊通信設備

- これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

- 市本部長及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- 非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- 防災関係機関等は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。
- 非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。
- 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- イ 字数は 200字以内（平文の場合は片仮名換算）
- ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
- エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

○ 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。（別記のとおり）

(3) 東北通信局による通信支援

- 市本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(4) 自衛隊による通信支援

- 市本部長及び防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(5) 放送の利用

- 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請・気象予警報等の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して、市内の災害に関するものについて、要請することができる。ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。

また、市本部長は、各報道機関と同様に、(株)遠野テレビに放送を要請する。

- 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

- |            |            |
|------------|------------|
| ア 放送を求める理由 | エ 放送希望時間   |
| イ 放送内容     | オ その他必要な事項 |
| ウ 放送範囲     |            |

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10
(株)遠野テレビ	制作課	0198-63-1711	遠野市松崎町白岩字薬研淵1-2

#### 4 防災相互通信用無線の整備

- 市本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害現場で防災活動が円滑に行うことができるよう、これらの機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

#### 5 通信運用マニュアルの作成等

- 市及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

#### 防災機関が設置する無線施設

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
岩手県	ぼうさいのみ	物見山中継局	県県土整備部	防災行政用
岩手県警察本部	いわてけいさつ	遠野警察署	地域課長	警察事務
建設省北上川ダム 統合管理事務所 田瀬ダム管理支所	建設 岩手二日町	遠野市綾織町下綾織 31-70	北上川ダム統合 管理事務所	水防道路用
〃	〃 松崎	遠野市松崎町駒木21	〃	〃
〃	〃 丸森	遠野市小友町11-160	〃	〃
〃	〃 小森	遠野市上郷町平倉 21-74	〃	〃



〃	〃 六角牛	遠野市青笹町糠前 40-75	〃	〃
〃	〃 琴 畑	遠野市土淵町枅内 7-45-2	〃	〃
〃	〃 大黒森	遠野市附馬牛町上附 馬牛19-408	〃	〃
〃	〃 石 上	遠野市綾織町みさ崎 5-84の44-81	〃	〃
遠野市消防本部	とおしょうほんぶ	遠野市消防本部	消防長	消 防 用
〃	とおしょうとおの	〃	〃	〃
遠 野 市	とおのぼうさい	遠野市役所	総務企画部 総務課長	防 災 用

## 衛星系の無線施設

設置機関	施設 の 名 称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
岩 手 県	SCCじちたいいわてけん いわてかはんちきゅうV4	遠野市役所	市 長	防災行政用 (電気通信業務用)
〃	〃 V71	宮守総合支所	市 長	〃
〃	〃 V23	遠野市消防本部	消 防 長	〃
〃	〃 V103	県立遠野病院	事務局長	〃

## アマチュア無線

- (1) 非常時において、他に通信連絡手段が確保できないときは、市の通信連絡は、次の無線局に対して協力を求めることができるものとする。

局 名	ク ラ ブ 名	住 所
J A 7 Z M X	遠野消防無線クラブ	遠野市青笹町糠前10-46
J A 7 Z F T	遠野アマチュア無線クラブ	遠野市宮守町上鱒沢16-81-2

(2) 非常時において、他に通信連絡手段が確保できないときは、市の県に対する通信連絡は、次の無線局に対して協力を求めることができるものとする。

局名	氏名	住所
J A 7 A J F	秋山 常朗	盛岡市中央通二丁目10-35
J A 7 D L E	佐野 全	盛岡市箱清水一丁目42-65

## 第4節 情報の収集・伝達計画

### 第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 県、市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
総務企画部	本部総務班	避難指示等の実施状況	1-1	
	本部広報班	災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	
	本部情報班	市有財産の被害状況	3	3
	本部調査班	人的被害及び住家被害の状況	2、2-1、 2-2	2、2-1、 2-2
健康福祉部	福祉班	社会福祉施設の被害状況	4	4
	医療救護班	県立以外の医療施設の被害状況	5、5-1	5、5-1
産業部	商工観光班	1 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
		2 商工関係の被害状況	E	8

	農林畜産班	1 県管理以外の農業施設の被害状況 2 県管理以外の農作物等の被害状況 3 県管理以外の家畜等の被害状況 4 県管理以外の農地農業用施設（農道を除く。）の被害状況 5 林業施設（林道を除く。）、林産物、市有林及び私有林の被害状況	F F F F F	12 13、13-1 14 15 16
環境整備部	土木班	市管理の河川等、道路（農道及び林道を含む。）・橋りょうの被害状況	G-1 F（農道）	17 15（農道及び林道）
	まちづくり推進班	市管理の公営住宅に係る被害状況	G-1	18
	環境班	衛生施設の被害状況	5、5-1	5、5-1
	水道班	1 水道施設の被害状況 2 下水道施設の被害状況	B	5
市民センター部	市民班	1 社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
		2 市指定文化財の被害状況	H	21
教育・子育て応援部	教育・子育て班	1 市立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
		2 市立学校の被害状況	H	20
消防本部	消防防災班	1 消防施設の被害状況	6	6
		2 高圧ガス及び火薬類施設の被害状況	9	9

## 実施機関

東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕	国管理の河川、ダム、道路、砂防、地すべり防止、港湾及び海岸保全施設の被害状況  (災害映像情報（地上カメラ・現地災害カメラ・ヘリコプター画像）の受配信)	17	17
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5強以上の地震を観測した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況	—	—
岩手南部森林管理署遠野支署	国有林の施設、森林等の被害状況	16	16
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミ	所管する電気通信関係施設の被害状況	I	—

ユニケーショング (株) (株)NTTドコモ KDDI (株) ソフトバンク (株) 楽天モバイル (株)			
JR東日本東北総合サービス (株)遠野駅	所管する鉄道関係施設の被災状況	J	25
東北電力 (株)岩手支店、 東北電力ネットワーク (株)遠野電力センター	所管する電力関係施設の被災状況	23	23

### 第3 実施要領

#### 1 災害情報の収集、報告

##### (1) 市

- 市本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、遠野警察署と緊密に連絡を行う。
- 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、花巻地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 市本部長は、被害状況を、花巻地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 市本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- 市本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。
- 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

ウ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

○ 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

○ 市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

## (2) 防災関係機関

○ 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

## 2 災害情報収集の優先順位

○ 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

○ 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

○ 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

## 3 災害情報の報告要領

### (1) 報告を要する災害及び基準

○ 報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

ア 市内において、人的被害又は物的被害が生じたもの

イ 災害救助法の適用基準に合致するもの

ウ 市が災害対策本部を設置したもの

エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は市内における災害は軽微であっても県内及び全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの

カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

## (2) 被害状況判定の基準

- 災害による被害の判定基準は、別記の被害状況判定の基準の定めるところによる。

## (3) 災害情報の種類

- 災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告様式	伝 達 手 段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1～ 1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J 及び様式 2、2-1、 2-2、3、 4、5、 5-1、6、 9、22、 23、24	
被害額等報告	被害額等の判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～ 25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

## (4) 災害対策基本法に基づく報告

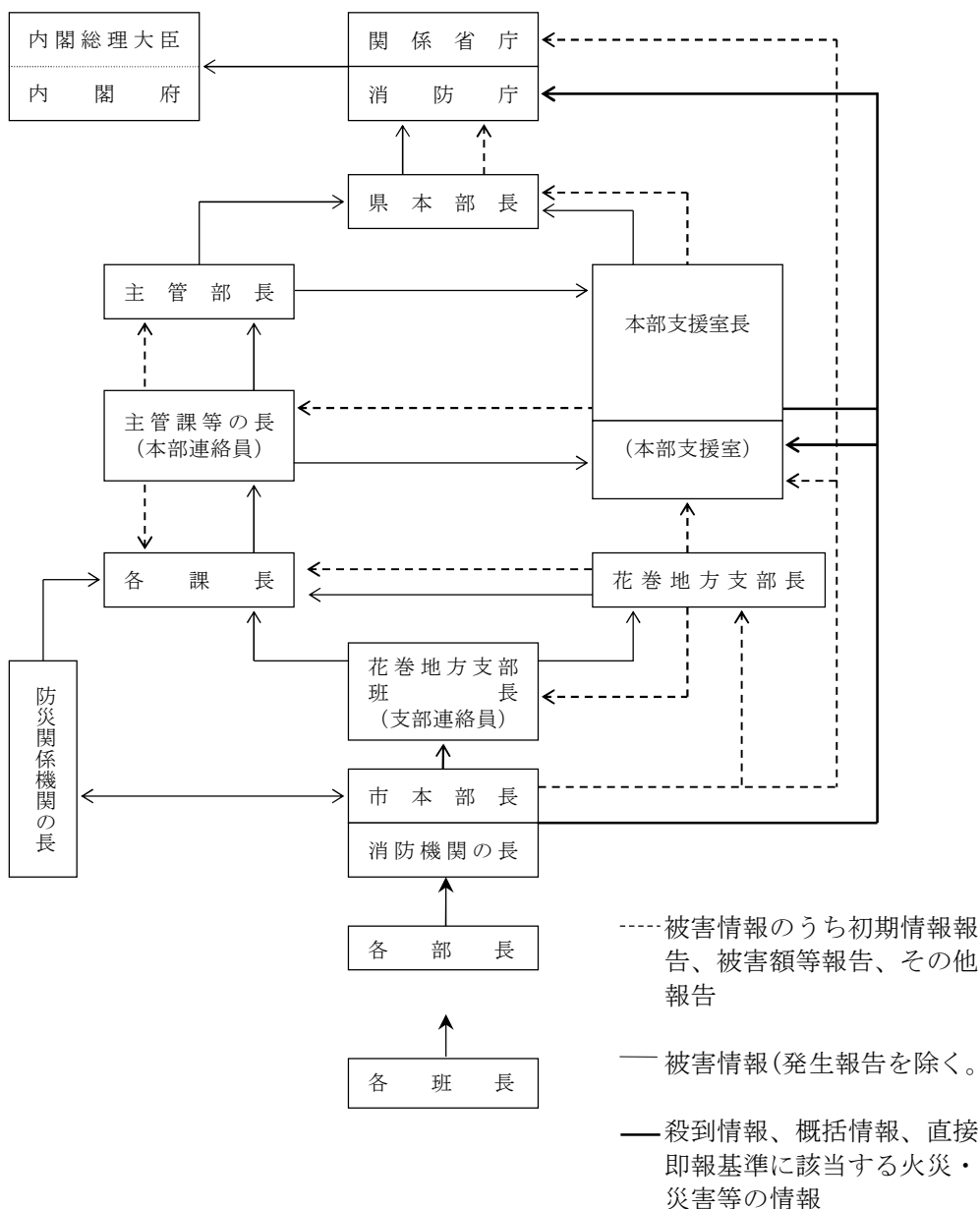
- 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである（市が県に報告できず内閣総理大臣に報告する場合も、これに準ずる。）。
  - ア 市において災害対策本部を設置した災害
  - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
  - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。
- 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

○ 消防庁への報告先は、次のとおりである。

回線別		区分	平日 (9:30~18:15) [消防庁応急対策室]	左記以外 [消防庁宿直室]
N T T 回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 ※マイクロ電話	電話		90-49013	90-49016
	F A X		90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話		048-500-90-49013	500-90-49016
	F A X		048-500-90-49033	500-90-49036

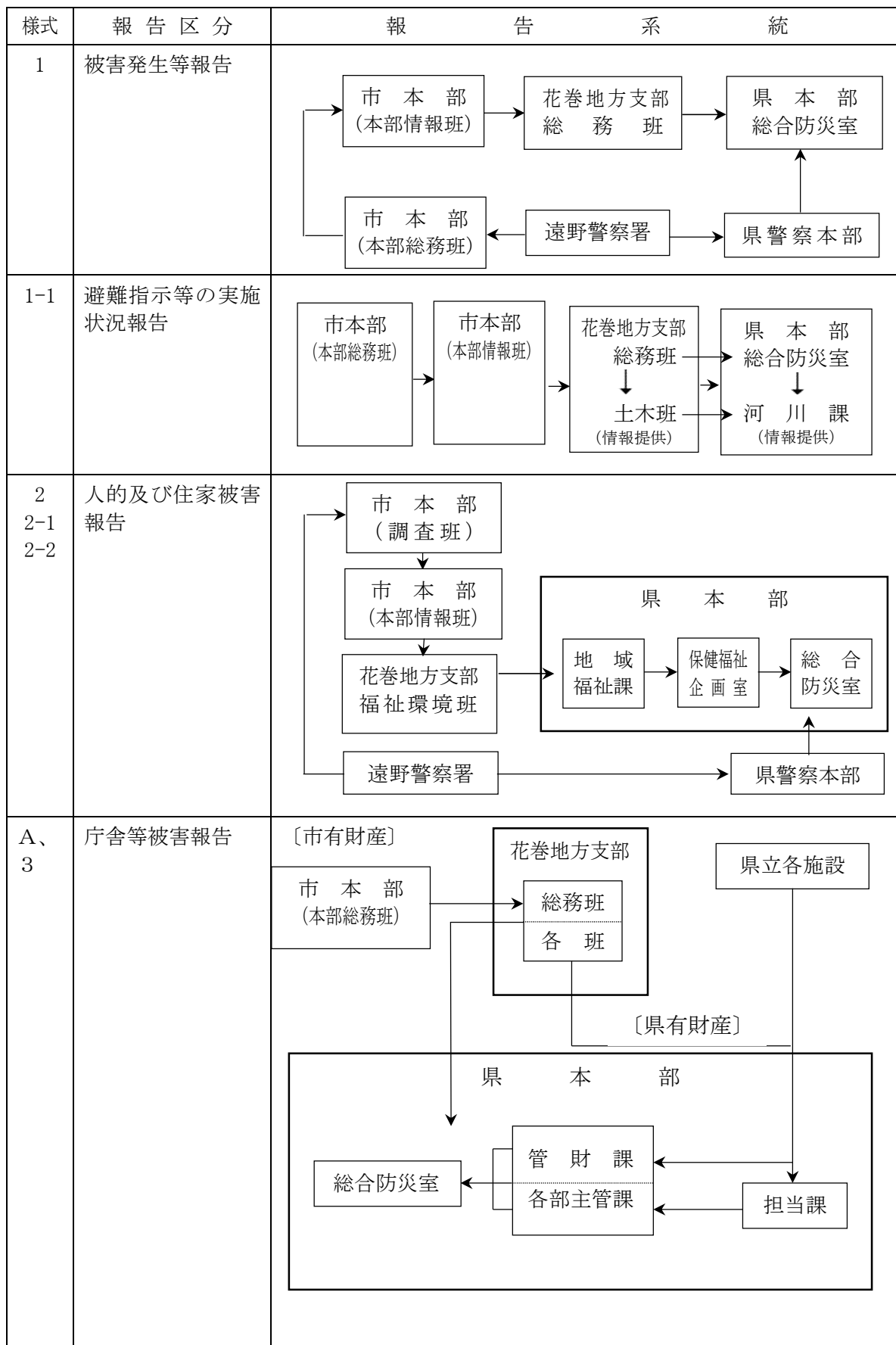
(5) 報告の系統

○ 各部長から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。

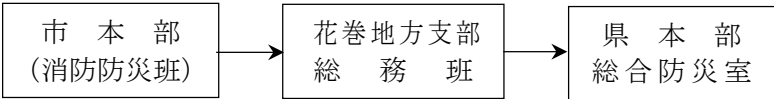
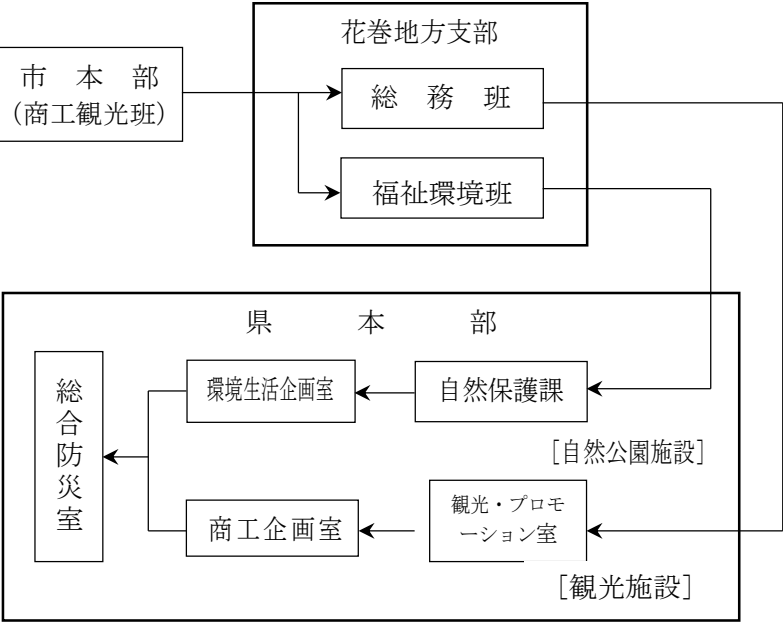
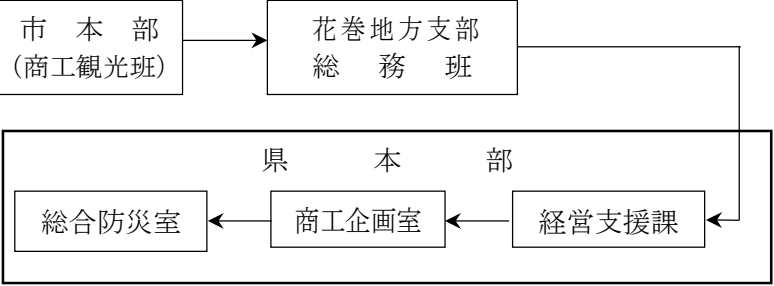
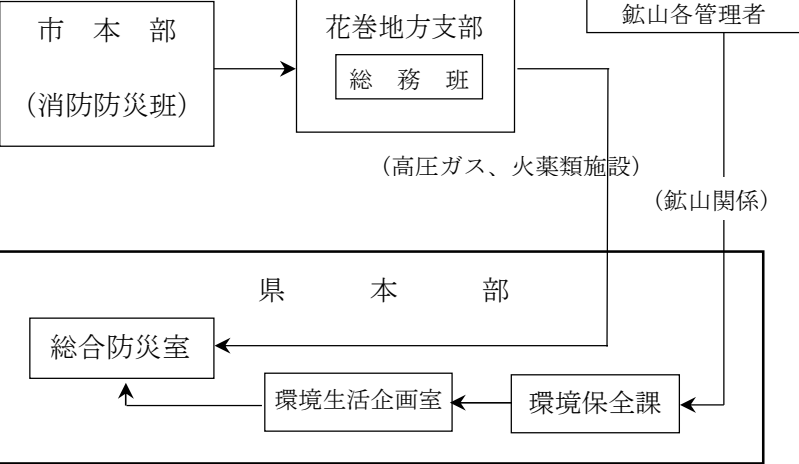




報告区分系統図



様式	報告区分	報告系統
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	<p>市本部 (福祉班) → 花巻地方支部 (教育事務所班, 福祉環境班) → 県立各施設</p> <p>[社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設]</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室 ← 保健福祉企画室 ← 地域福祉課, 長寿社会課, 障がい保健福祉課, 子ども子育て支援室</p> <p>総合防災室 ← 教育企画室 ← 生涯学習文化財課 [社会教育施設・文化施設]</p> <p>総合防災室 ← 文化スポーツ企画室 ← 文化振興課, スポーツ振興課 [体育施設]</p>
B、 C、 5、 5-1	医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告	<p>市本部 (医療救護班 (環境班), 水道班) → 花巻地方支部 (保健医療班 (福祉環境班), 県立病院班)</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室 ← 保健福祉企画室 ← 医療政策室 [県立病院以外の病院等・感染症指定医療機関]</p> <p>総合防災室 ← 保健福祉企画室 ← 長寿社会課 [介護老人保健施設]</p> <p>総合防災室 ← 保健福祉企画室 ← 子ども子育て支援課 [母子健康センター]</p> <p>総合防災室 ← 環境生活企画室 ← 県民くらしの安全課 [上水道施設・衛生施設 (火葬場、墓地、死亡獣畜取扱場及びと畜場)]</p> <p>総合防災室 ← 環境生活企画室 ← 資源循環推進課 [衛生施設 (ごみ処理施設、し尿処理施設)]</p> <p>総合防災室 ← 医療部管理課 [県立病院]</p>

様式	報告区分	報告系統
6	消防施設被害報告	
D、7	観光施設被害報告	
E、8	商工関係被害報告	
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	

様式	報告区分	報告系統
F、 12	農業施設被害報告	<pre> graph TD     A[市本部 (農林畜産班)] --&gt; B[花巻地方支部農林班 (遠野農林振興センター)]     B --&gt; C[県本部 農林水産企画室]     C --&gt; D[県本部 総合防災室]             </pre>
F、 13、 13-1	農作物等被害報告	<pre> graph TD     A[市本部 (農林畜産班)] --&gt; B[花巻地方支部農林班 (遠野農林振興センター)]     B --&gt; C[県本部 農林水産企画室]     C --&gt; D[県本部 総合防災室]             </pre>
F、 14	家畜等関係被害報告	<p>[県管理以外]</p> <pre> graph TD     A[市本部 (農林畜産班)] --&gt; B[花巻地方支部農林班 (遠野農林振興センター)]     B --&gt; C[県本部 農林水産企画室]     C --&gt; D[県本部 総合防災室]             </pre>
F、 15	農地農業用施設被害報告	<p>[県管理以外]</p> <pre> graph TD     A[市本部 (農林畜産班) (土木班)] --&gt; B[花巻地方支部農林班 (遠野農林振興センター) 同 土木班 (遠野土木センター)]     B --&gt; C[県本部 農村建設課]     C --&gt; D[県本部 農林水産企画室]     D --&gt; E[県本部 総合防災室]             </pre>

様式	報告区分	報告系統
F、 16	林業関係被害報告	<p>市 本 部 ( 農 林 畜 産 班 ) ( 土 木 班 )</p> <p>花巻地方支部農林班 (遠野農林振興センター)</p> <p>東北森林管理局</p> <p>〔国有林関係〕</p> <p>(独)森林総合研究所 森林農地整備センター</p> <p>〔森林農地整備 センター関係〕</p> <p>県 本 部</p> <p>総 合 防 災 室</p> <p>農 林 水 産 企 画 室</p> <p>林 振 興 課</p> <p>森 林 整 備 課</p> <p>森 林 保 全 課</p> <p>〔林産・特用林産施設、 林産物(苗木以外)〕</p> <p>〔作業道(県有林以外)、苗畑施 設、林産物(苗木)、森林(国 有林・県有林以外)〕</p> <p>〔治山施設、県有林関 係、林地荒廃、林道施 設〕</p>
G-1 G-2、 17	土木施設等被害報告	<p>〔市管理〕</p> <p>〔県管理〕</p> <p>市 本 部 (土木班) (まちづくり推進班) (水道班)</p> <p>花巻地方支部土木班 (遠野土木センター)</p> <p>県 本 部</p> <p>総合防災室</p> <p>県土整備企画室</p> <p>道路環境課</p> <p>河 川 課</p> <p>砂防災害課</p> <p>都市計画課 下水環境課</p> <p>〔〔道路〕〕</p> <p>〔〔河川、ダム〕〕</p> <p>〔河川、道路、橋梁、 砂防、地すべり、 都市施設等〕</p> <p>〔〔都市施設等〕〕</p>

様式	報告区分	報告系統
G-1 G-2、 18	公営住宅等被害報告	<p style="text-align: center;">〔市管理〕 <span style="float: right;">〔県管理〕</span></p> <pre> graph TD     subgraph CityManagement [〔市管理〕]         A[市本部 (土木班)] --&gt; B[花巻地方支部 土木班 (遠野土木センター)]     end     subgraph CountyManagement [〔県管理〕]         C[建築住宅課] --&gt; D[県土整備企画室]         D --&gt; E[総合防災室]     end     B --&gt; C     </pre>
H、 19  H、 20	児童、生徒及び教員等被害報告  学校被害報告	<p style="text-align: center;">〔市立学校〕</p> <pre> graph TD     subgraph CityManagement [〔市立学校〕]         A[市本部 (教育・子育て班)] --&gt; B[花巻地方支部 教育事務所班]     end     subgraph CountyManagement [〔県管理〕]         C[法務学事課] --&gt; D[総務室]         D --&gt; E[総合防災室]         F[教育企画室] --&gt; E         G[学校教育課] --&gt; E     end     B --&gt; C     H[私立学校] --&gt; C     I[県立学校] --&gt; C     C --&gt; D     C --&gt; F     C --&gt; G     </pre> <p style="text-align: center;">〔財産・施設・設備〕</p> <p style="text-align: center;">〔児童・生徒、教職員〕</p>

様式	報告区分	報告系統
H、 21	文化財被害報告	<pre> graph TD     A[市本部 (市民班)] --&gt; B[花巻地方支部 教育事務所班]     B --&gt; C[県本部]     C --&gt; D[教育企画室]     D --&gt; E[生涯学習 文化財課]     E --&gt; F[総合防災室]     </pre>
I	通信事故・通信規制情報報告	<pre> graph TD     A[東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)NTTドコモ、KDDI(株)、 ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)] --&gt; B[県本部]     B --&gt; C[情報政策課]     C --&gt; D[ふるさと振興 企画室]     D --&gt; E[総合防災室]     </pre>
23	電力関係被害報告	<pre> graph TD     A["「東北電力(株) 遠野電力センター」、 「東北電力ネットワークセンター(株)」"] --&gt; B[市本部]     B --&gt; C[東北電力(株) 岩手支店]     C --&gt; D[県本部]     D --&gt; E[業務課]     E --&gt; F[経営総務室]     F --&gt; G[総合防災室]     </pre>
25	鉄道関係被害報告	<pre> graph TD     A[JR 東日本東北総合サービス(株)遠野駅] --&gt; B[市本部]     A --&gt; C[東日本旅客鉄道(株)盛岡支社]     C --&gt; D[県本部]     D --&gt; E[地域振興室]     E --&gt; F[ふるさと振興 企画室]     F --&gt; G[総合防災室]     </pre>

## 4 災害情報通信の確保

## (1) 災害情報通信のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

## (2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

## ア 市と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

## イ 市本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

## ウ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

## 被害状況判定の基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、全流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの	
	半壊、半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの	



田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失	市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で、全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。



## 第5節 広報広聴計画

### 第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うように努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	広報広聴活動の内容
総務企画部	本部総務班	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 災害の発生状況 3 避難所の開設状況 4 救護所の開設状況 5 道路及び交通情報 6 各災害応急対策の実施状況 7 災害応急復旧の見通し 8 人心安定のために必要な事項 9 安否情報 10 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況
	本部広報班	報道発表、報道協力要請等報道機関への対応
消防本部	消防防災班	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 避難指示等

## 実施機関

東日本電信電話(株)岩手支店	1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
(株)NTTドコモ	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
日本赤十字社岩手県支部遠野市地区	義援金の募集及び受付情報
遠野市社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
岩手県共同募金会遠野分会	義援金の募集及び受け付け情報
JR東日本東北総合サービス(株)遠野駅	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力(株)岩手支店、東北電力ネットワーク(株)遠野電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
岩手日報遠野支局	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被災状況 3 各災害応急対策の実施状況
住田交運(合資)	1 バス路線の復旧状況
岩手県交通(株)	2 利用者等への情報提供

## 第3 実施要領

## 1 広報活動

## (1) 広報資料の収集

- 市本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。
  - ア 本部員が撮影した災害写真、災害ビデオ等
  - イ 現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等
  - ウ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
  - エ 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等
- 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- 市本部長及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。

(2) 市民に対する広報

ア 広報の優先順位

- 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活物資の配給
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難指示等の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施	

- 報道機関は、県及び市が災害情報システムからLアラートへ送信した情報について、市民等に広報を行うよう努める。

イ 広報の方法

- 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使し、関係機関との密接な連携協力のもと、市民に対して的確に広報を行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

同報系防災行政無線、CATV（遠野テレビ）、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービス含む。）、広報誌、テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等

(3) 報道機関への発表

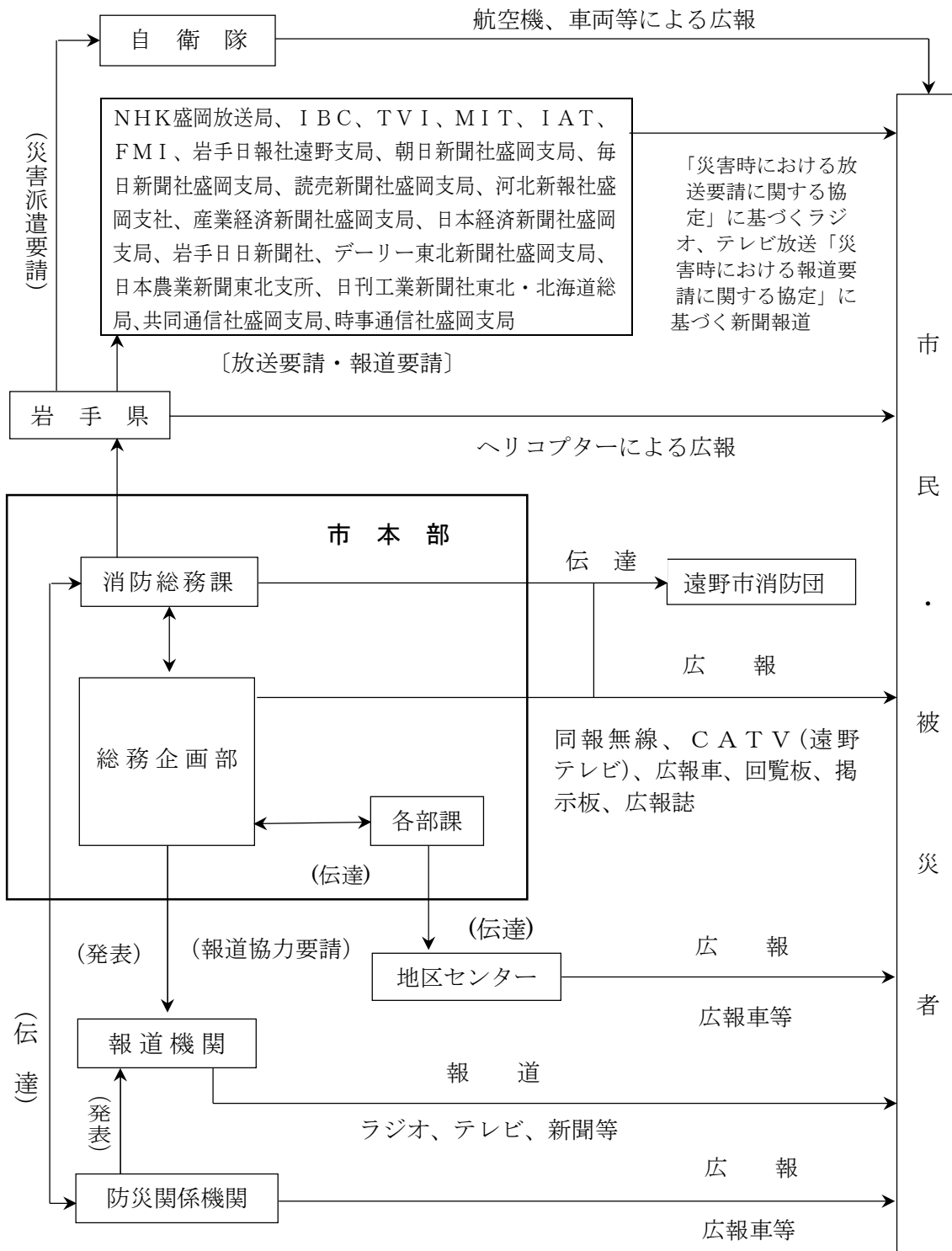
- 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について行う。
- 発表は、原則として、総務企画部本部広報班が報道機関に対して行う。
- 総務企画部本部広報班長は、報道機関に発表した情報について、必要と認める場合本部各班に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。
- 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、総務企画部長と協議の上、行う。ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を総務企画部長に報告する。

(4) 県の関係機関等に対する周知

- 県の関係機関等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。
- 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。



## 2 広聴活動

- 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。





## 第6節 交通確保・輸送計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、航空輸送の有機的な連携を図る。なお、物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

資料編3-6-4 岩手県防災ヘリコプター応援協定

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
総務企画部	本部総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県に対して、自衛隊機による航空輸送の要請</li> <li>2 県に対して、他の都道府県に対する車両等の提供及びあっせんの要請</li> <li>3 市有車両等の集中管理及び配車</li> <li>4 市有車両等に係る燃料の確保</li> <li>5 緊急通行車両及び規制除外車両確認証明書の事前届出</li> </ol>
環境整備部	土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧</li> <li>2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送</li> </ol>

#### 実施機関

東北地方整備局 (岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧</li> <li>2 災害対策基本法に基づく県又は市長に対する区間指定の指示</li> </ol>
日本郵便（株）遠野郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
JR 東日本東北総合サービス (株)遠野駅	鉄道車両による緊急輸送

(公社) 岩手県トラック協会	トラック、バス等の車両による緊急輸送
(公社) 岩手県バス協会	
日本通運(株)釜石営業所	
岩手県交通(株)	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制

### 第3 交通確保

#### 1 情報連絡体制の確立

- 道路管理者及び交通規制実施者（以下、本節中「道路管理者等」という。）は、あらかじめ、災害時における情報連絡システムを定める。
- 道路管理者等は及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、本部長に報告する。

#### 2 防災拠点等の指定

- 市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という）を定める。
- 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

##### ア 防災拠点

遠野地区合同庁舎、遠野警察署、県立遠野病院、市庁舎、宮守総合支所、各地区センター、遠野市消防本部（消防署、出張所）、道の駅遠野風の丘、産直ともちゃん、産直かみごう、宮守地域活性化センター、産直結和、稲荷下屋内運動場

##### イ 物資集積・輸送拠点

遠野運動公園、総合運動公園銀河の森、宮守体育館

- 県と協定を締結した広域防災拠点は、次のとおり。

##### ア 支援隊部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）

遠野運動公園（屋外施設）

##### イ 支援部隊が一時集結・合流する際のランドマーク機能

道の駅遠野風の丘

##### ウ 支援物資の受入・分配機能

稲荷下屋内運動場

エ ヘリコプター基地・展開機能

遠野運動公園（屋外施設）

オ 情報伝達収集機能

遠野市総合防災センター

### 3 緊急輸送道路の指定

○ 市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

○ 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

ア 県内の他市町村を結ぶ一般国道を中心とする幹線道路

（東北横断自動車道釜石秋田線、国道107号、国道283号、国道340号、国道396号、一般県道遠野住田線、一般県道土淵達曾部線）

イ 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路

（その他の県道及び市道）

ウ 上記道路の代替道路は、資料編3-6-3幹線道路代替線のとおり指定する。

○ 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。

ア 第1次緊急輸送道路

防災拠点（県庁舎、地方生活圏中心都市（2次生活圏中心都市含む）、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点（重要港湾、空港ほか）を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点（県地区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点を連絡する道路

### 4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

○ 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

○ 道路管理者は、あらかじめ、市内における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

○ 道路上の瓦礫等の障害物又は災害廃棄物の除去による道路啓開を行う。

- 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- 落橋した場合には、被災状況に応じて、応急復旧する。

## 5 交通規制

### (1) 実施区分

- 交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

#### ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

#### イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

#### ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

### (2) 規制の内容

- 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあつては警察官がその場にはいない場合に限る。）。
- 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

### (3) 交通規制の周知

- 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。
- 標示を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察

官等が現地において指示・誘導に当たる。

- 標示には、次の事項を表示する。

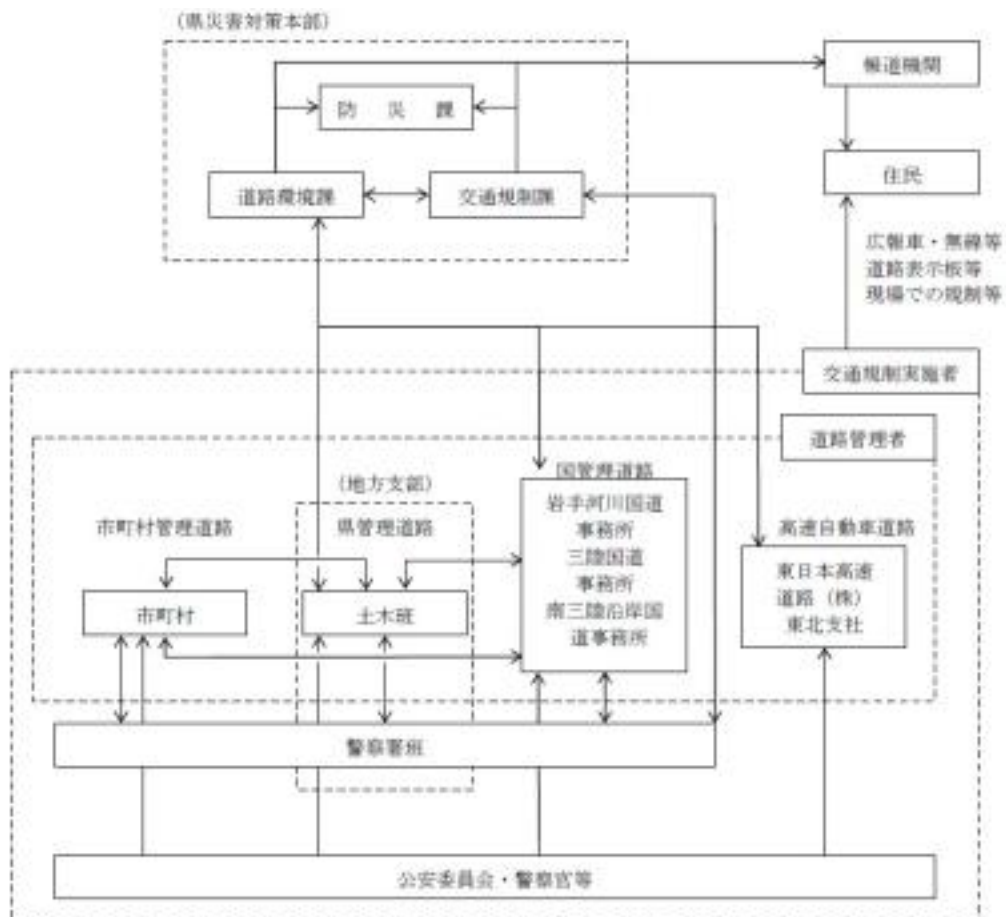
ア 禁止又は制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	

- 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

- 市本部長は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

交通規制連絡系統図



(5) 緊急通行車両及び規制除外車両事前届出

- 緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（県総合防災室）又は県公安委員会（遠野警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ア 番号標に表示されている番号 | エ 輸送日時              |
| イ 輸送人員又は品名      | オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地） |
| ウ 使用者の住所及び氏名    |                     |

- 届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

- |                        |
|------------------------|
| ア 当該車両を使用して行う業務を疎明する書類 |
| イ 届出済証                 |

- 県公安委員会は、緊急車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別紙様式第2及び第3に定める標章及び証明書を交付する。

#### 6 災害時における車両の移動

- 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

### 第4 緊急輸送

#### 1 緊急輸送の対象

- 市及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により緊急輸送体制を整備する。
- 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
  - ア 応急復旧対策に従事する者
  - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
  - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
  - エ 医療品、衛生資材等
  - オ 応急復旧対策用資機材
  - カ その他必要な要員、物資及び機材

#### 2 陸上輸送

##### (1) 車両の確保

- 市及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法

を定める。

- 市及び防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

- 市及びその他の防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 市本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

- 非常配備体制後は、原則として、総務企画部本部情報班において、公用車を集中管理する。
- 各部は、非常配備体制後、直ちに、総務企画部本部情報班に車両等の管理の移管及び自動車運転手の配置換を行う。ただし、本部各課は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。
- 各部長は、公用車を使用する場合は、総務企画部本部情報班に申し込む。  
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	オ 荷送人
イ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷受人
ウ 輸送先	キ その他参考事項
エ 輸送日時	

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

- 総務企画部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、本部総務班長に連絡し、その確保を図る。
- 本部総務班長は、総務企画部長から連絡を受けた場合は、それぞれ(公社)岩手県バス協会会長又は(公社)岩手県トラック協会花巻支部長に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づく措置を要請し、その確保を図る。

(災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定書 資料編3-6-3)

- 地区センター所長は、災害応急対策の遂行上、自動車が必要な場合は、原則として、当該地域において直接確保する。ただし、必要数が確保できない場合は総務班長に連絡し、その確保を図る。

ウ 事前準備

- 総務企画部本部情報班長及び地区センター所長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

### 3 航空輸送

#### (1) 航空輸送の実施

○ 次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき
- イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

#### (2) 航空機の確保

○ 市本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着陸希望場所及びその状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

○ 自衛隊機を希望する場合における手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

#### (3) ヘリポートの設置基準

○ ヘリポートの設置基準は、資料編3-6-4のとおりである。

#### (4) ヘリポートの現況

○ 市におけるヘリポートの現況は、次のとおりである。

ヘリポート等の名称	所在地	座標 (日本測地系)	長さ×幅 (m)	避難場所 指定の有無	備考
早瀬川緑地 (Aグラウンド)	上早瀬河川	N 39° 19' 50" E141° 32' 37"	100 100		
遠野運動公園 (多目的運動広場)	青笹町糠前11地割	N 39° 19' 46" E141° 34' 00"	150 200		
遠野市総合防災 センター	青笹町糠前10-46	N 39° 19' 45" E141° 33' 49"	70 40		
遠野運動公園 (軽スポーツ広場)	青笹町糠前11地割	N 39° 19' 50" E141° 33' 58"	110 70		
小友生涯学習スポ ーツ施設(グラウンド)	小友町16地割133	N 39° 16' 03" E141° 25' 41"	82 55		
上郷生涯学習スポ ーツ施設(グラウンド)	上郷町板沢11地割6-6	N 39° 16' 59" E141° 35' 28"	112 90		
附馬牛生涯学習スポ ーツ施設(グラウンド)	附馬牛町下附馬牛11地割43	N 39° 24' 35" E141° 31' 58"	105 90		
銀河の森運動公園	宮守町下宮守 25-19	N 39° 20' 43" E141° 20' 53"	160 115		
遠野西中学校 校庭	宮守町下宮守39	N 39° 20' 30" E141° 22' 23"	60 120	有	
達曾部小学校 校庭	宮守町達曾部15	N 39° 23' 21" E141° 21' 03"	82 80		
猿ヶ石川 緑地公園	宮守町上鱒沢8	N 39° 18' 01" E141° 25' 46"	76 120		
柏木平河川 運動公園	宮守町下鱒沢21	N 39° 18' 10" E141° 22' 50"	100 300		



## 第7節 消防活動計画

### 第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援
消 防 機 関	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

### 第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
  - 市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。
    - ア 重要対象物の指定
 

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。
    - イ 延焼阻止線の設定
 

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

#### ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。  
また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

## 2 消防機関の長の措置

### (1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
  - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
  - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
  - ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
  - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
  - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
  - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待出来ない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
  - エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
  - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
  - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。
- 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
  - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
  - イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
  - ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
- 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火

勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

- 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

- 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。

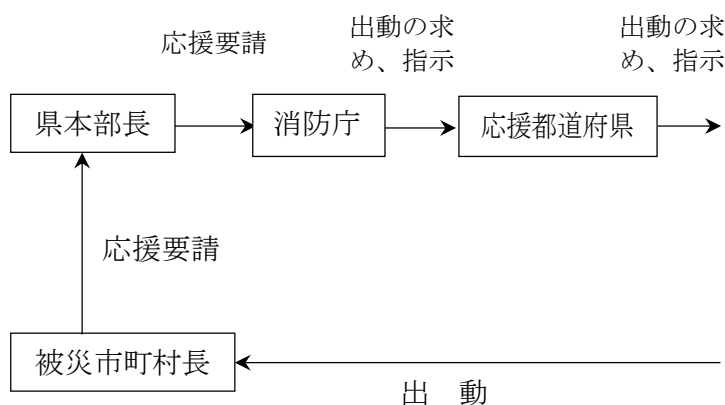
(消防組織法第45条に基づく登録部隊)

部 隊 名		構 成 消 防 本 部 名 等	装 備 等
指 揮 隊		盛岡、一関（2隊）	指揮車
消 火 部 隊	消 火 隊	盛岡(3)、花巻(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、一関(3)、大船渡(1)、陸前高田市(1)、遠野(1)、釜石大槌(1)、宮古(3)、久慈(1)、二戸(1) (18隊)	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車
	化学消火隊	花巻、北上、奥州金ヶ崎、釜石大槌、久慈、二戸 (6隊)	化学消防ポンプ車
救 助 部 隊		盛岡、北上、奥州金ヶ崎、一関、宮古 (5隊)	救助工作車、高度救助用資機材
救 急 部 隊		盛岡(3)、花巻(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、遠野(1)、宮古(2)、久慈(1)、二戸(1) (15隊)	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材

後方支援部隊	盛岡(2)、花巻(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、一関(1)、宮古(1)、久慈(1) (8隊)	支援車、上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
特殊災害部隊 (毒劇)	盛岡、北上(2隊) (救助部隊と重複登録)	劇毒物、C災害、B災害 対応資機材
特殊装備部隊	盛岡(屈折はしご車)、奥州金ヶ崎(はしご車)(2隊)	
航空部隊	岩手県防災航空隊(1隊)	防災ヘリコプター

- 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行なう場合がある。

#### 緊急消防援助隊の出動



緊急消防援助隊
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指揮支援隊</li> <li>・ 航空指揮支援隊</li> <li>・ 統合機動部隊</li> <li>・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊</li> <li>・ NBC災害即応部隊</li> <li>・ 土砂・風水害機動支援部隊</li> <li>・ 都道府県大隊指揮隊</li> <li>・ 消火小隊</li> <li>・ 救助小隊</li> <li>・ 救急小隊</li> <li>・ 後方支援小隊</li> <li>・ 通信支援小隊</li> <li>・ 特殊災害小隊</li> <li>・ 特殊装備小隊</li> <li>・ 航空小隊</li> <li>・ 航空後方支援小隊</li> <li>・ 水上小隊</li> </ul>



## 第8節 水防活動計画

### 第1 基本方針

- 1 洪水、内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	区域内の河川等における水防活動の実施

#### 実施機関

遠 野 市 水 防 管 理 団 体	区域内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

### 第3 実施要領

- 1 洪水、内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第32条の規定に基づく「遠野市水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
  - (1) 小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
  - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。





## 第9節 県、市町村等応援協力計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 2 市その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点の確保、訓練の実施など、日頃から災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。  
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。  
また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 4 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。  
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 5 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 6 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

(相互応援協力計画 資料編3-9)

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担当業務及び応援の内容
総務企画部	本部総務班	1 相互応援協定 2 他の市町村で発生した災害に係る応援
消防本部	消防防災班	3 市内で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援

実施機関

東北農政局奥州地域センター	応急用米穀の供給
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事からの災害派遣要請に基づく、人命又は財産保護に係る部隊派遣
日本赤十字社岩手県支部遠野地区	災害救助法適用時における救助の実施に係る協力
(公社) 岩手県トラック協会	救援物資及び被災者の輸送
(公社) 岩手県バス協会	
JR 東日本東北総合サービス(株)遠野駅	
日本通運(株)釜石営業所	
岩手県交通(株)	

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 県内市町村による相互応援

- 市は、市内に地震等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。
- 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市

- 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。
  - ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
  - イ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
  - ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあつせん
  - エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
  - オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
  - カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
  - キ その他、特に要請のあつた事項
- 被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

(2) 県による応援要請

- 市本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として花巻地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。

被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても、同様とする。

- 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

2 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

- 防災関係機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は市若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措

置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

- 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

3 団体等との協力

- 市本部の各班長及び各防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

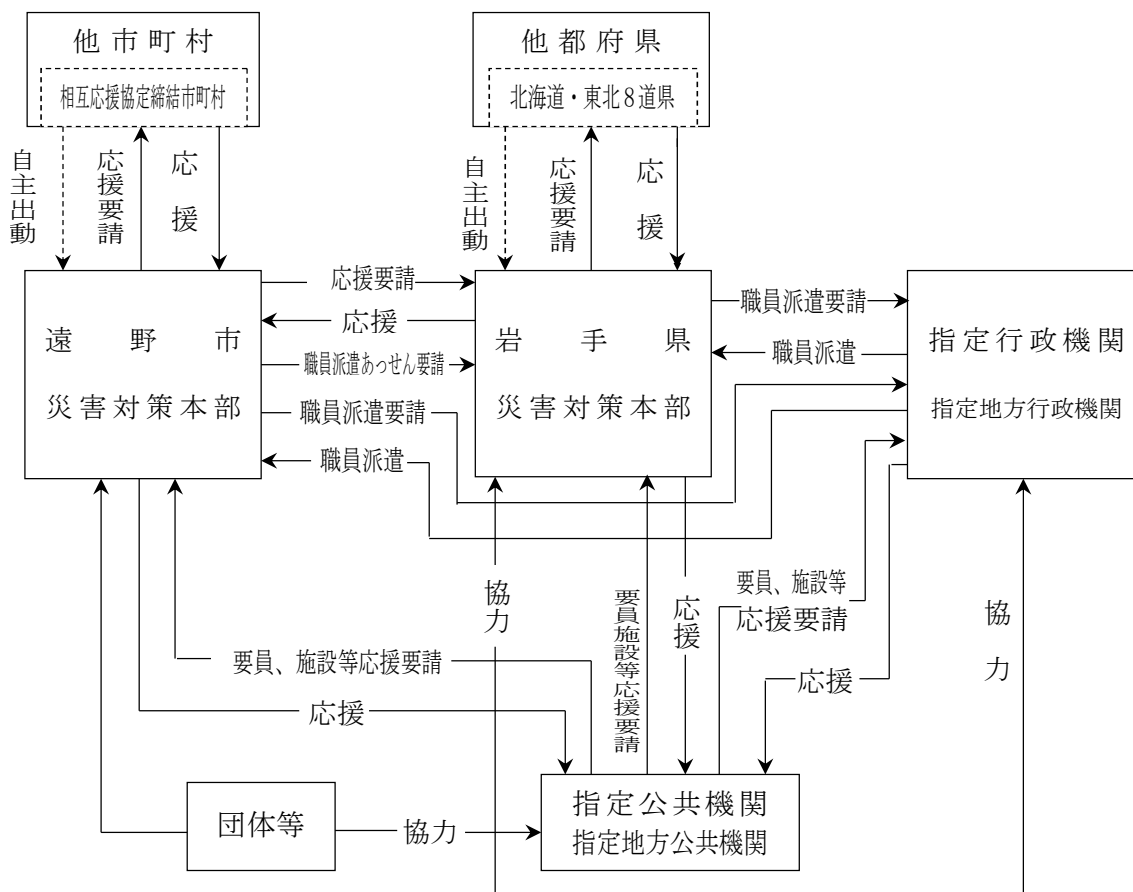
4 消防活動に係る相互協力

- 大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

5 経費の負担方法

- 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- 防災関係機関等が市に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

災害時における相互応援体制



## 第10節 自衛隊災害派遣要請計画

### 第1 基本方針

市本部長は、災害派遣要請を決定した場合は、担当部及び防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
総務企画部	本部総務班	1 市内全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊に対する支援
消 防 本 部	消防防災班	災害派遣部隊に対する支援

### 第3 実施要領

#### 1 災害派遣の基準

- 災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要 請 派 遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予 防 派 遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自 主 派 遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合

#### 2 災害派遣命令者

- 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢 (019) 688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 490

## 3 災害派遣時に実施する救援活動

- 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	市計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第3節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第14節
遭難者等の捜索 救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第3章第14節 第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物若しくは災害廃棄物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第15節 第20節
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償 貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第28節

そ の 他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節
-------	-----------------------------------------	--------

#### 4 災害派遣の要請手続

##### (1) 災害派遣の要請

- 市その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

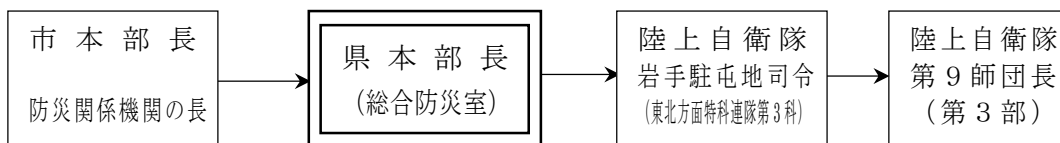
ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等）
---------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 市本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び当市の地域に係る災害の情報を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。この場合において、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- 市本部長及び防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。
- 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。
- 災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。
- 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに、県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

##### (2) 撤収の要請

- 市本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

[要請系統]



- 注) 1      は災害派遣要請権者、( ) は主管部課等を示す。  
2 市本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- 受入側の市本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
  - ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
  - イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
  - ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。
  - エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
- ③ 市等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における市内の災害規模による作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時機及び方法

- 市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度(岩手県災害対策用地図)によりヘリポート位置を明らかにする。



④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。

③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。

④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

⑥ 離発着時においては、ヘリポートに関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担

○ 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市及び防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

○ 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。



## 第11節 防災ボランティア活動計画

### 第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
健康福祉部	福祉班	1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区（以下、本節中「日赤地区」という。）及び市社会福祉協議会（以下、本節中「市社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整

#### 実施機関

日本赤十字社岩手県支部 遠野市地区	1 防災ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
遠野市社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア団体等	防災ボランティア活動に係る日赤遠野市地区、市社協との連絡調整

### 第3 実施要領

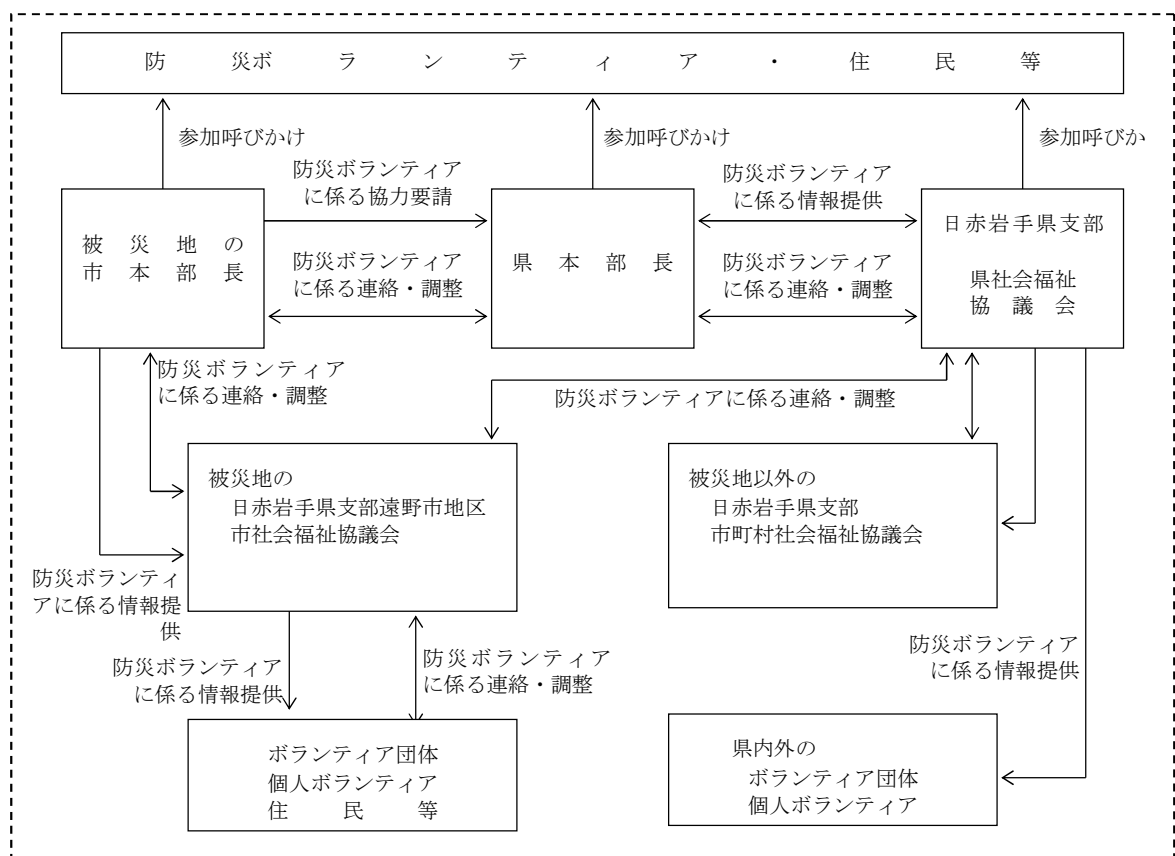
- 1 防災ボランティアに対する協力要請
  - 市本部長は、被災地において、防災ボランティアニーズの把握に努める。
  - 市本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区、県社協、市社協、遠野市婦人消防協力隊、建築士会、栄養士会、消

防〇Bボランティア、その他防災活動を支援する団体等と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。

- 市本部長は、市の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等	エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
イ 防災ボランティアの集合日時及び場所	オ その他必要な事項
ウ 防災ボランティアの活動拠点	

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



## 2 防災ボランティアの受入れ

- 市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、

ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

- 日赤遠野市地区及び市社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| ア | 防災ボランティア活動の内容           |
| イ | 防災ボランティア活動の時期及び活動区域     |
| ウ | 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名     |
| エ | 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所） |
| オ | 被害状況、危険箇所等に関する情報        |
| カ | 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報    |
| キ | その他必要な事項                |

- 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### 3 防災ボランティアの活動内容

- ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- |                                     |           |            |
|-------------------------------------|-----------|------------|
| ・炊き出し                               | ・引っ越し     | ・安否確認、調査活動 |
| ・募金活動                               | ・負傷者の移送   | ・給食サービス    |
| ・話し相手                               | ・後片付け     | ・洗濯サービス    |
| ・シート張り                              | ・避難所の運営支援 | ・移送サービス    |
| ・清掃                                 | ・物資仕分け    | ・入浴サービス    |
| ・介助                                 | ・物資搬送     | ・理容サービス    |
| ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動 |           |            |



## 第12節 義援物資、義援金の受付け・配分計画

### 第1 基本方針

市は、災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義捐金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
総務企画部	支援受援班	義援物資及び義援金の募集、受付け及び配分
実施機関		
日本赤十字岩手県支部遠野地区		義援金の募集及び受付け
岩手県共同募金会遠野分会		義援金の募集及び受付け

### 第3 実施要領

#### 1 義援物資

##### (1) 義援物資の受付け

- 市本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- 受付けに当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する

##### (2) 配分及び輸送

- 市本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。
- 市本部で受け付けた義援物資の被災者に対する配分は、市本部において決定し、地区センターに輸送し、引き渡す。

#### 2 義援金

##### (1) 義援金の受付

- 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する

##### (2) 配分

- 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するも

のとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

### 3 海外からの支援の受入れ

- 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。



## 第13節 災害救助法の適用計画

### 第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、市本部長が実施する。
- 3 市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	1 被災者の救出 2 死体の捜索、収容
健康福祉部	福 祉 班	法に基づく事務全般
市民センタ 一部	市 民 班	避難所の供与
	物 資 班	1 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
教 育 部	学校教育班	学用品の給与
環境整備部	土 木 班	災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
	都市計画班	被災した住宅の応急修理
	環 境 班	死体の処理、埋火葬

### 第3 実施要領

- 1 法適用の基準（本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）
  - 法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。
  - ア 市内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

(市町村の人口は、令和2年国勢調査に基づく)

市町村人口 区分	左の区分に該 当する市町村	法 適 用 基 準	
		人口に応じた滅失世帯 数(令1-1-1)	県内1,500世帯滅失 で市町村人口に応じ た滅失世帯数 (令1-1-2)
15,000人以上 30,000人未満	遠野市	50世帯以上	25世帯以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合(令1-1-3)</li> <li>・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合(令1-1-4)</li> </ul>			

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。

イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

- ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

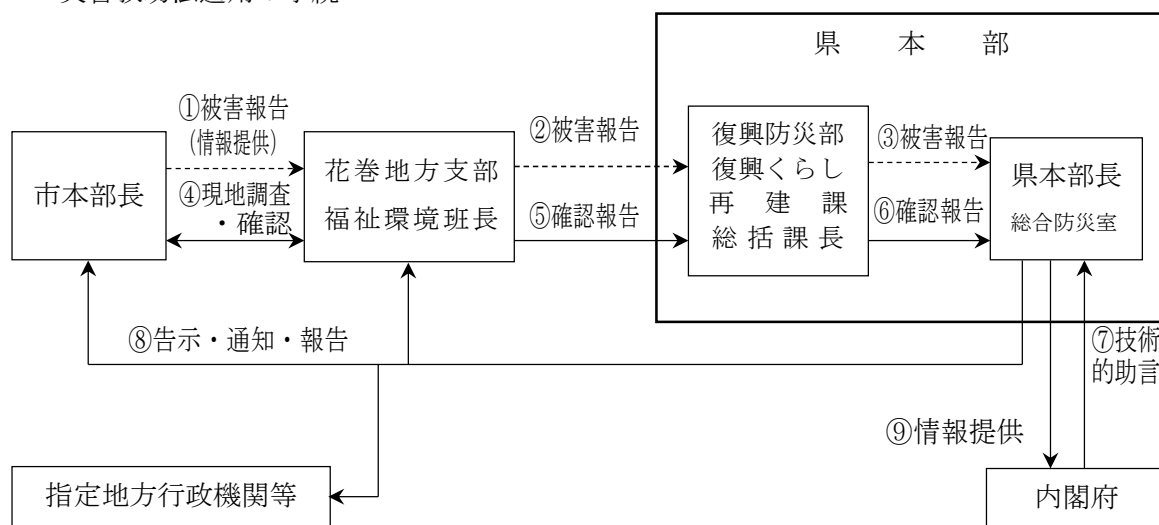
## 2 法適用の手続

### (1) 市本部長の措置

- 市本部長は、市内における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について花巻地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害

報告」(被害報告様式2)により県本部長に情報提供する。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

(1) 実施方法

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節	該当頁
避難所の設置	第14節「避難・救出計画」	341
応急仮設住宅の供与	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」	399
炊き出しその他による食品の給与	第16節「食料・生活必需品等供給計画」	367
飲料水の供給	第17節「給水計画」	379
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第16節「食料・生活必需品等供給計画」	367
医療	第15節「医療・保健計画」	357
助産		
被災者の救出	第14節「避難・救出計画」	341
被災した住宅の応急修理	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」	399
学用品の給与	第23節「文教対策計画」	437
埋葬	第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」	427
死体の搜索		
死体の処理		
障害物の除去	第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」	417
輸送費及び賃金職員等雇上費	第22節「応急対策要員確保計画」	431

## (2) 日本赤十字社岩手県支部への委託

県本部長は、災害救助法第16条、第19条及び「災害救助法第16条及び第19条の規定に基づく業務委託契約（令和2年4月1日付け）」に基づき、必要に応じ、以下に掲げる事項の実施について日本赤十字社岩手県支部に要請するものとする。

- 医療
- 助産
- 死体の処理
- 救援物資等の配布
- こころのケア

## 第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間貸借住宅の借り上げによる設置も対象とする。

炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																									
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増す 毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊 全 焼 流 失</td> <td>夏</td> <td>17,500</td> <td>22,600</td> <td>33,300</td> <td>39,900</td> <td>50,500</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,000</td> <td>37,500</td> <td>52,300</td> <td>61,300</td> <td>77,000</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 壊 半 焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,700</td> <td>7,700</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>17,700</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,200</td> <td>12,200</td> <td>17,100</td> <td>20,300</td> <td>25,800</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>								区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算	全 壊 全 焼 流 失	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算																																						
全 壊 全 焼 流 失	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400																																						
	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500																																						
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400																																						
	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300																																						

医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・社会保険診療報酬の額以内 3 施術者・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生から1箇月以内	

生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊、全焼又は流失し、生業の手段を失った世帯</p> <p>2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者</p>	<p>1 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>2 就職支度費 1件当たり 15,000円</p>	災害発生の日から1カ月以内	<p>1 貸与期間 2年以内</p> <p>2 利子 無利子</p>
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円</p>	災害発生の日から(教科書)1カ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<p>1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内</p>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<p>1 輸送費、人件費は別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額



	災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における慣行料金による実支出額に100分の3を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 鉄道経営者及びその従業者 自動車運送事業及びその従業者		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。



## 第14節 避難・救出計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

### 第2 実施機関（責任者）

#### 1 避難指示等・警戒区域の設定・救出

実施機関	担 当 業 務
市本部長	1 必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕 2 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条〕 3 災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	1 必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕 2 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条、第73条〕 3 救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請など
陸上自衛隊 岩手駐屯地	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助 3 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 〔市長（市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む。）〕、警察官がいない場合〕〔災害対策基本法第63条〕 4 災害派遣要請に基づく救出

本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消防本部	消防防災班	避難のための立退き指示

## 2 指定避難所の設置、運営

○ 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
市民センター部	市 民 班	指定避難所の設置、運営

## 第3 実施要領

### 1 避難指示等

#### (1) 避難指示等の実施及び報告

- 市本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。
- 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。
- 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- 市は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- 市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。

○ 避難指示等は以下の基準を具体的な発令基準として、総合的に判断するものとする。

種 別	発 令 基 準
高 齢 者 等 避 難	ア 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 イ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ウ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準（赤色）に到達」する場合 エ 河川の水位が避難判断水位を超えた状態で予想雨量や実況雨量から引き続き水位上昇が見込まれている場合
避 難 指 示	ア 特別警報が発令された場合 イ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ウ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、漢流の水量の変化等）が発見された場合 エ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準（ピンク色）に到達」した場合 オ 河川の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）を超えた状態で予想雨量や実況雨量から引き続き水位上昇が見込まれている場合 カ 市長が発令を判断した場合
緊 急 安 全 確 保	ア 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 イ 土砂災害の発生が予想され、または発生した場合 ウ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 エ 水位が堤防高に到達するおそれが高い場合 オ 決壊や越流が発生した場合 カ 市長が発令を判断した場合

(2) 避難指示等の内容

○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	キ 避難経路
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及びとるべき行動	ク その他必要な
ウ 避難指示等の理由	カ 避難先	事項

(3) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

○ 市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

○ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者

ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- 実施責任者は、避難指示等の内容を、市防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに来訪者に周知徹底を図る。

- 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する
- 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- 市本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。
- 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類 及 び 内 容		備 考
	鐘 音	サイ レ ン	
火 災	(連 点) ○—○—○—○—○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △            △            △	近火信号をもって 避難信号とする。
水 災	(連 点) ○—○—○—○—○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △            △            △	水防法に基づく避 難信号

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 避難指示等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難指示等の理由	⑤ 避難先
③ 避難指示等の発令時刻	⑥ 避難者数

## 〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた職員	遠野警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者		水防法第29条
警察官	市町村長	災害対策基本法第61条第3項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

## (4) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域の単位で、地域の特性や災害の状況に応じ、適切な避難方法により行う。

## (5) 避難の誘導

- 市本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。
- 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- 市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
  - ア 幼稚園、保育園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
  - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

## (6) 避難者の確認等

- 市職員、消防団員、民生委員等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。
  - ア 避難場所（避難所）

- ① 避難した住民等の確認
- ② 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

- ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

- 市本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、十分な幅員を設けて安全性を確保する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

- 市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者（消防団、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全確保を図る。
- 市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、市防災行政無線を始め、Lアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。



## 〔報告又は通知事項〕

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

## 〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

## 3 救出

## (1) 救出班の編成

- 市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- 市本部長は、多数の救出を要する者がいると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- 市本部長は、災害の規模、状況等から市だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、県本部長をとおして近隣市町村、自衛隊、他の都道府県に対して「救出班」を応援要請する。

## (2) 救出の実施

- 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- 市本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、花巻地方支部遠野土木センター班、建設業協会等の協力を得て、調達する。
- 市本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- 救出班は、遺体を発見した場合は、第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

- 市本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。
- 市本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。
- 市本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

- 市本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。
- 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 市本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。
- 市本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- 市本部長は、市が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。
  - ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。
  - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
  - ウ ア、イの場合、市本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の

運営に当たる。

- 市本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに指定避難所の開設状況等を県に報告する。

ア 開設日時及び場所

イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

ウ 開設期間の見込み

- 市本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

- 指定避難所で受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

- 市本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

- 市本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

## (2) 指定避難所の運営

- 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

- 市本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成しているガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。

- 市本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

- 市本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

- 市本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- 市本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。
  - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
  - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
  - ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
  - エ ホームヘルパー等による介護の実施
  - オ 保健衛生の確保
  - カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
  - キ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
  - ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- 市本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、教職員及び関係機関と連携し避難所運営するとともに、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- 市本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。

### (3) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
- ※ 避難所等は、資料編3-14-1「指定緊急避難場所」・3-14-2「指定避難所」のとおり。

## 6 帰宅困難者対策

- 市本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。
- 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要

となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

## 7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

### (1) 在宅避難者の把握

- 市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
- 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

### (2) 在宅避難者に対する支援

- 市本部長は、市庁舎等における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
- 市本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

## 8 広域避難

### (1) 県内広域避難

- 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

## 〔法令に基づく報告又は義務〕

報告 又は 通知 義務 者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議 元市 町村 本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなると認めるとき	1 協議元市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
協議 先市 町村 長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議元市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

## 〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等
復興防災部	防災課	—	協議元市町村本部長又は協議元市町村長からの報告又は通知の受理

## (2) 県外広域避難

- 県外広域避難の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなると認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

## 〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県外広域避難に係る輸送手段の確保支援等
復興防災部	防災課	—	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告

## (3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

## 〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第61条の5第13項、 災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項、
		県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、 災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

## 〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等
復興防災部	防災課	—	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等



## 9 広域一時滞在

## (1) 県内広域一時滞在

- 災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると市本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）が認めた場合は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- 協議元市町村本部長となる場合は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 協議先市町村長となる場合は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長となる場合は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- 協議元市本部長又は協議先市町村長となる場合は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなると認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

		3 公示 4 県本部長	
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

## [市本部の担当]

## ○県内他市町村から広域一時滞在（受け入れる場合）を依頼された場合

部	班	担当業務
総務企画部	本部総務班	相手方市町村との調整
市民センター部	市民班	受け入れ支援（施設）の調整担当

## ○県内他市町村に広域一時滞在（受け入れ）を依頼する場合

部	班	担当業務
総務企画部	本部総務班	相手方市町村との調整 移動手段の調整

## (2) 県外広域一時滞在

- 県外広域一時滞在の必要があると市本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）が認めた場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受け入れについて協議することを求める。
- 協議元市町村本部長となる場合は、法に基づく報告又は通知を行う。

## [法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項

	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

〔市本部の担当〕

○県外（市町村等）に広域一時滞在（受け入れ）を依頼する場合

部	班	担当業務
総務企画部	本部総務班	県等との調整 移動手段の調整

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受け入れ

- 県本部長から避難者の受け入れについて協議を受けた場合、市長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長となる場合は、受入施設を決定し、提供する。
- 協議先市町村長となる場合は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令

県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項

## [市本部の担当]

- 県外（市町村等）から広域一時滞在（受け入れ）を依頼された場合

部	班	担当業務
総務企画部	本部総務班	県等との調整
市民センター部	市民班	受け入れ支援（施設）の調整

10 住民等に対する情報等の提供体制

- 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 県及び市は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。



## 第15節 医療・保健計画

### 第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携、災害医療コーディネーター等の医療救護活動の調整の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。  
岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、県が行う医療活動の統合調整に協力する。その際に必要があれば、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンと協力して対応するものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を動物病院、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
健康福祉部	医療救護班	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 市営医療機関に係る医療救護班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
環境整備部	環境班	被災した愛玩動物の救護対策

- 実施機関（市）

実施機関	担 当 業 務
遠野市医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣

## ○ 実施機関（県）

実施機関	担 当 業 務
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構各病院に係る医療救護活動に関すること。
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院に係る岩手DMATの編成、派遣
岩手県済生会	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科衛生士会	避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助
(一社)岩手県獣医師会	避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社)岩手県薬剤師会	医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社)岩手県栄養士会	栄養・食生活支援管理活動における管理栄養士（栄養士）の派遣
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

## 第3 初動医療体制

## 1 岩手DMATの派遣等

○ 岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関(以下、本節中「指定病院」という。)の長が派遣する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。

区 分	指 定 病 院	DMAT数	編成基準
県	県立中央病院	7チーム	医師 1名以上 看護師 2名以上 業務調整員 1名 計 4名
	県立中部病院	3チーム	
	県立胆沢病院	6チーム	
	県立磐井病院	2チーム	
	県立大船渡病院	2チーム	
	県立釜石病院	2チーム	
	県立宮古病院	3チーム	
	県立久慈病院	3チーム	
	県立二戸病院	1チーム	
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	5チーム	
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院	5チーム	



- 岩手DMATは、県本部長が指定する場所(以下、本節中「災害拠点病院」という。)に参集し、当該参集拠点病院に設置される岩手DMAT活動拠点本部(以下、本節中「拠点本部」という。)の統括責任者である統括DMATの指揮に従い、活動する。

## 2 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- 市本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図り、「医療救護班」を編成し、被災地に派遣する。

(遠野市内医療機関 資料編3-15-2)

- 市本部長は、災害時における医療(歯科医療を除く。)、助産の救助を実施するため、あらかじめ市営医療機関による「医療救護班」を編成する。

医療機関名	班名	医療班数	編成基準
遠野市	遠野市医療救護班	1	医師 1～3名 看護師 2～3名 事務職員兼運転手 1名

- 応急医療及び救護のため、国及び他の都道府県等並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、第9節「県、市町村等応援協力計画」及び第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

## 3 現場医療救護所及び救護所の設置

- 市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設
----------	-------	--------

## 4 岩手DMAT及び医療救護班の活動

### (1) 岩手DMATの活動

- 岩手DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。
- 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。
  - ア 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療(現場活動)
  - イ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
  - ウ 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療(航空搬送拠点に設置する臨時医療施設(以下、本節中「ステージングケアユニット(SCU)」という。)におけるものを含む。)(搬送)

エ 県災害対策本部内に設置するDMAT県調整本部等における被災地域内のDMATに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）

オ DMAT県調整本部等における統括DMATの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）

※ ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

- 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班、現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。
- 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。
- 岩手DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

## (2) 医療救護班の活動

- 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。
  - ア 傷病者に対する応急措置
  - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
  - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
  - エ 被災地の病院の医療支援
  - オ 助産救護（遠野市医療救護班を除く。）
  - カ 死亡の確認
  - キ 遺体の検案及びその後の処置（遠野市医療救護班を除く。）
- 医療救護の実施に当たっては、岩手DMAT及び健康管理活動班と連携を図る。

（災害時の医療救護活動に関する協定書 資料編3-15-1）

- 市本部長は、遠野市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、災害現場における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。
- 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとされており、市本部長は必要があれば、災害医療コーディネーター及

び災害時小児周産期リエゾンと協力して対応するものとする。

※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

- 市本部長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、引継ぎの適切な実施に努める。

## 5 岩手DPATの活動

- 岩手DPATは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

- 岩手DPATは、次の業務を行う。

ア 情報収集とアセスメント

イ 精神科医療機能に対する支援

ウ 住民及び支援者に対する支援

エ 精神保健に係る普及啓発

オ 活動実績の登録

カ 活動情報の引継ぎ

- 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

## 6 医薬品及び医療資機材の調達

- 医薬品等は、岩手DPATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- 市本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、花巻地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。
- 県本部長は、要請を受けた場合は、岩手県医薬品卸業協会、日本赤十字社岩手支部、岩手県医療機器販売業協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部の協力を得て、調達又はあっせんを行う。
- 県本部長は、必要に応じて支援薬剤師の派遣やその他の協力について一般社団法人岩手県薬剤師会と調整を行う。

#### 7 広域災害・救急医療情報システムの整備

- 関係機関は、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における下記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。
  - ア 発災直後情報（傷病者の受入可否）
  - イ 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
  - ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
  - エ 受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）
  - オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）
- 市本部長及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際に必要があれば、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンと協力して対応するものとする。

### 第4 傷病者の搬送体制

#### 1 傷病者の搬送の手続

- 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、県本部長及び防災関係機関と密接な連携を図る。
- 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた市本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

#### 2 傷病者の搬送体制の整備

- 市本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- 市本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- 市本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。
- 市におけるヘリポートの現況は、第6節「交通確保・輸送計画」のとおりである。

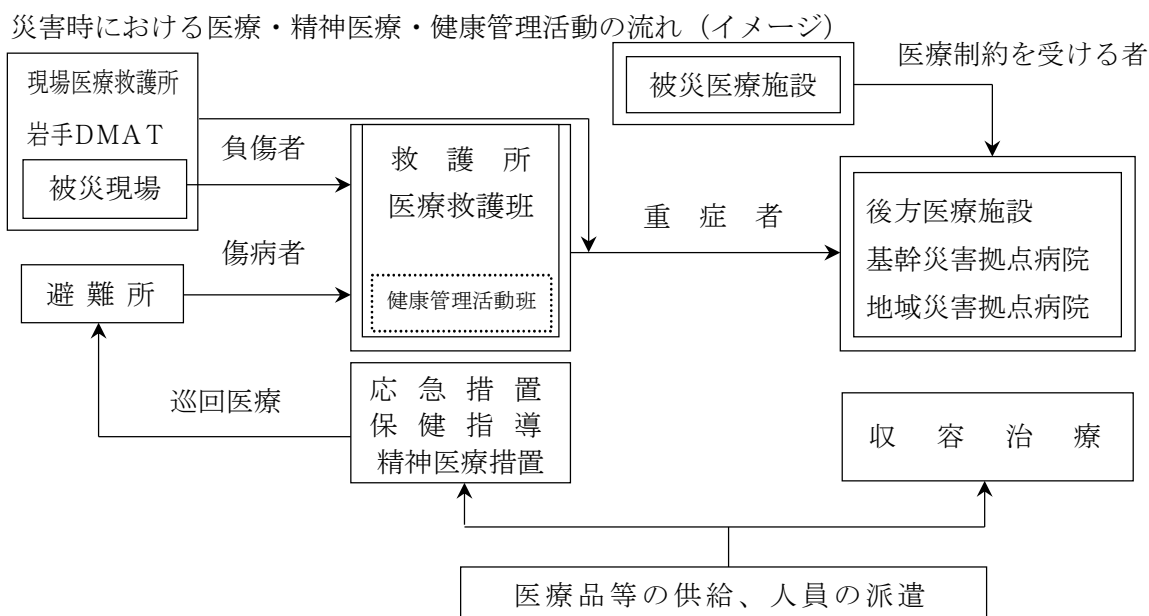
- 搬送先医療機関は、県立遠野病院、県立釜石病院及び県立中部病院とする。

### 第5 健康管理活動の実施

- 市本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

実施機関	班名	健康管理活動班数	編成基準
遠野市	医療救護班	1班	保健師 1名以上 管理栄養士(栄養士) 1名

- 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域及び避難所を巡回して保健活動を行う。
- 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
  - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
  - イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
  - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整



注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

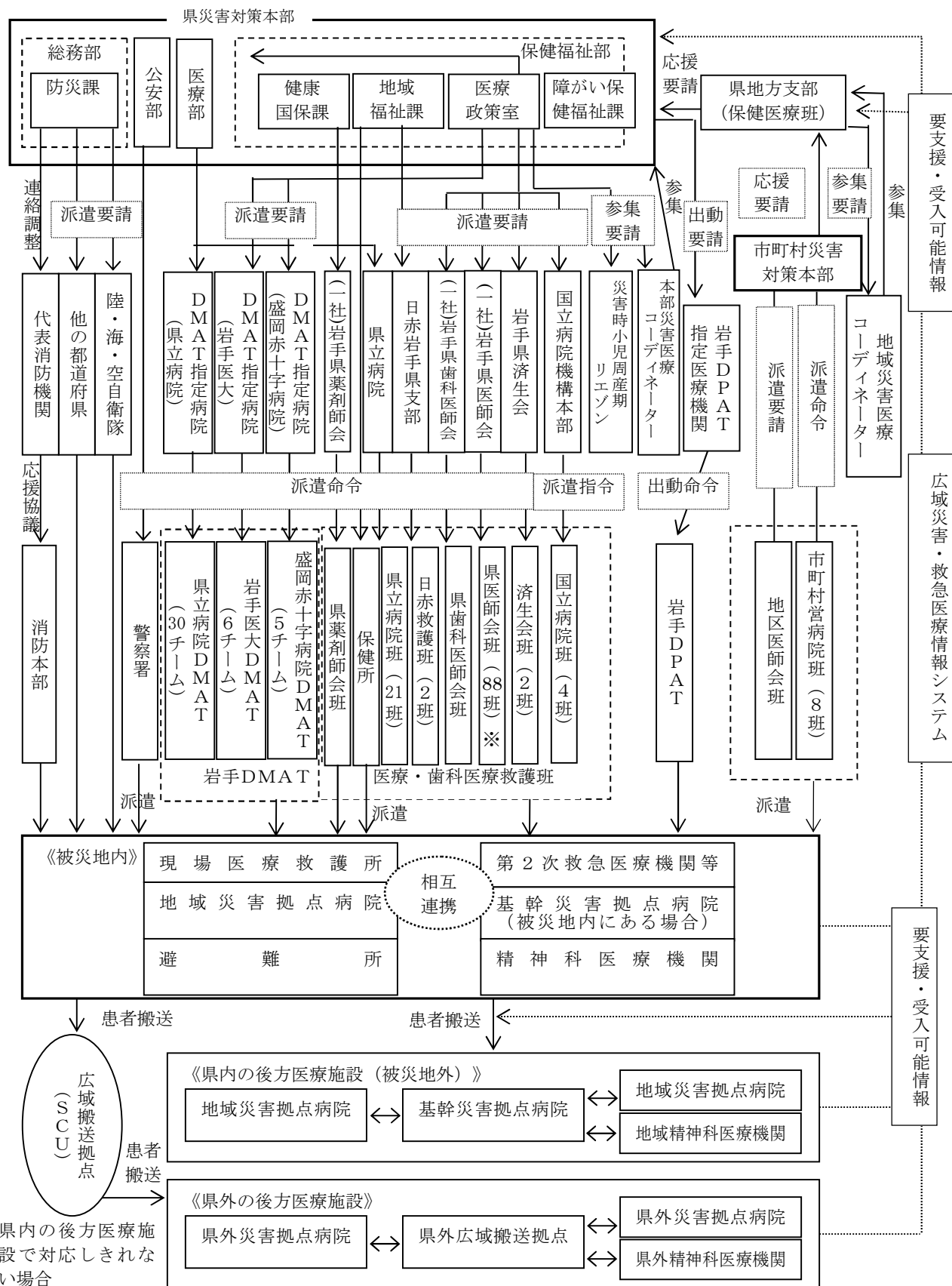
### 第6 災害救助法を適用した場合の医療、助産

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第7 愛玩動物の救護対策

- 市本部長は、被災した愛玩動物の保護や適性な飼養に関し、次の救護対策を講じる。  
また、関係機関や獣医師会等の関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
  - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
  - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
  - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
  - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図







## 第16節 食料、生活必需品等供給計画

### 第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する被服、寝具等のその他の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 市その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
健康福祉部	福祉班	災害救助法による食料及び物資供給事務の総括
市民センター部	物資班	1 生活関連物資等の需給に関する連絡調整 2 炊出しの手配及び給食並びに応急食料の確保及び供給

#### 実施機関

東北農政局奥州センター	米穀の供給
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食
日本赤十字社岩手県支部 遠野市地区	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

### 第3 実施要領

#### 1 物資の支給対象者

- 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。
- ア 避難所又は、避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
  - イ 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
  - ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者

- エ 被服、寝具その他の生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- オ 被災現場において防災活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

## 2 物資の種類

- 食料の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。
- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- 避難が長期化する場合にあたっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。

なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士等の資格を有する者の助言の活用を図ることとする。

- 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

## 3 物資の確保

- 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。
- 市本部長は、備蓄物資を供出、関係業者から購入等により、必要とする物資を確保する。
- 市本部長は、必要な物資を調達できない場合は、「世帯構成員別被害状況」に基づく必要数量を明示し、花巻地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- 市本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、災害時における男女等のニーズ及び双方の視点等に配慮した流通備蓄等に関し、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

## 4 物資の支給等

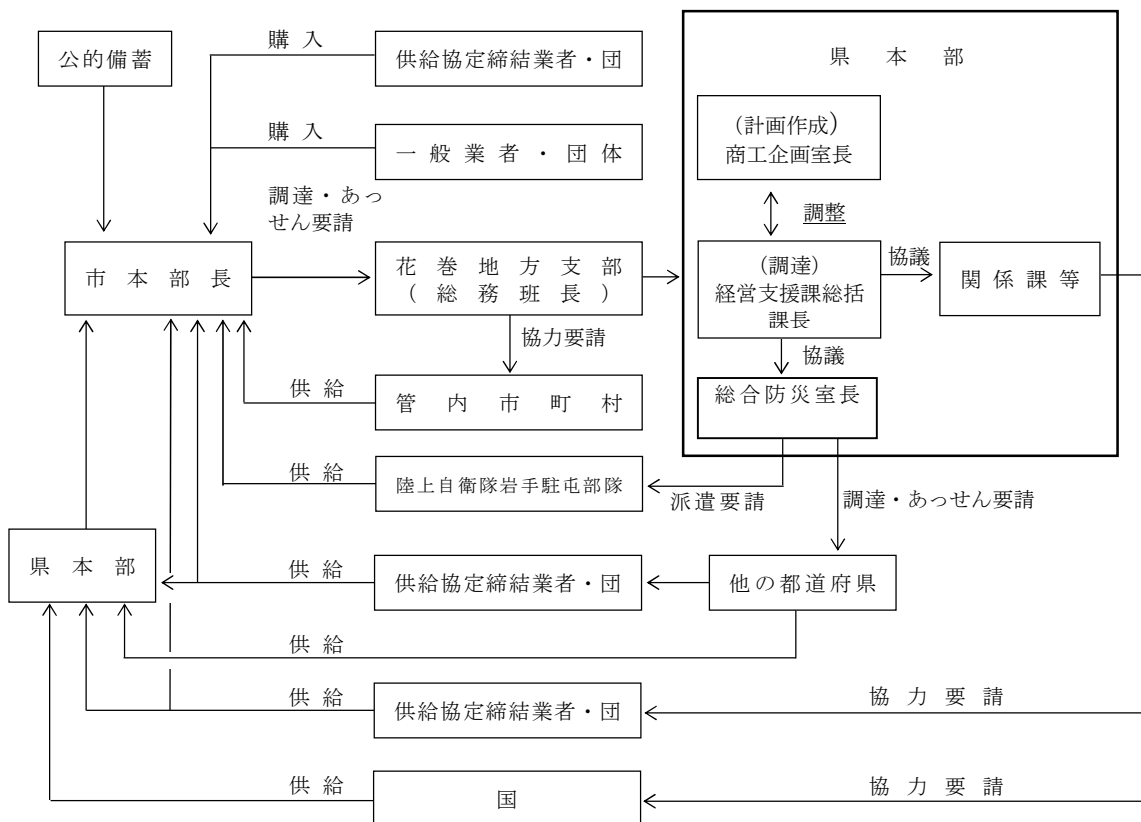
### (1) 物資の支給等

- 原則として、物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り貸与する。
- 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市役所（地区センター、集会所等）における配布や生活困難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

### (2) 食料の供給における留意事項

- 市本部長は、あらかじめ、範囲、炊出し方法等を定める。
  - 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を利用し、自ら行い、又は委託して行う。
  - 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
  - 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、市本部長に対し、食料の供給について応援を求める。
- 5 住民等への協力要請
- 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。
- 6 物資の需給調整
- 市本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集に努める。
  - 市本部長は、各地区センター所長からの報告に基づき、被災地域における物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者・団体及び県からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。
- 7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

物資の調達・供給系統図



別記様式1

世帯構成員別被害状況

令和 年 月 日 時現在 遠野市

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生
	全壊(焼)												
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

別記様式2

物資購入(配分)計画表

遠野市全壊流失世帯分

遠野市

世帯区分 品名 単価	1人世帯 (基準額) 円				2人世帯 (基準額) 円				3人世帯 (基準額) 円				計				備考
	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
毛布				円				円				円				円	
布団																	
肌衣 (上下)																	
計																	

- (注) 1 本表は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯に分けて作成すること。  
 2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

別記様式3

災害救助用物資引渡書						
引継者機関名			職氏名			
引受者機関名			職氏名			
救助用物資を次のとおり引き継ぎました。						
記						
1 引継日時						
2 引継場所						
3 引継物資 次表のとおり (車両番号 )						
物資名	単 位	輸送数量	引継数量	差引数量	不足を生じた理由	その他

注： 本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。

## 第17節 給水計画

### 第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

(給水計画 資料編3-17)

### 第2 実施機関（責任者）

○ 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
環境整備部	水道班	1 飲料水の供給、給水活動全般 2 市本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給 3 水道施設の応急復旧

実施機関

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水
-------------	--------------

### 第3 実施要領

#### 1 給水

##### (1) 水源の確保

○ 市本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

##### (2) 給水班の編成

○ 市本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

##### (3) 応援の要請

○ 市本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人員	エ 給水期間	

- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 災害の規模、状況等により、県本部職員の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水を確保できないと認めた場合は、県本部長を通じて、他の市町村に対し応援を要請する。
- 前記によっても飲料水を確保できないとき、又は早期の復旧が必要と認めるときは、第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、国、他の都道府県等に対し、県本部長を通じ要員の派遣を要請する。
- 市本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、県及び自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

## 2 応急給水用資機材の調達

### (1) 調達方法

- 市本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。
- 市本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

### (2) 応援の要請

- 市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

- 市本部長は、市本部の保有分だけでは応急給水用資機材を確保できないときは、県本部長を通じて被災地以外の他の市町村に対して応援を要請する。
- 前記によっても応急給水用資機材を確保できない場合は、第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、国、他の都道府県に対し、県本部長を通じ応急給水用資機材の調達又はあつせんを要請する。

## 3 給水の方法

### (1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度0.2mg/l以上になるよう消毒する。
- 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度が0.2mg/l以上に確保する。



- 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。
  - (2) 給水車等が運行可能な地域の給水
    - 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。
  - (3) 給水車等の運行不可能な地域における給水
    - 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
    - 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。
  - (4) 医療施設等への優先的給水
    - 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
    - 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。
- 4 水道施設被害汚染対策
- (1) 水道事業者の措置
    - 水道事業者は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
      - ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
      - イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
      - ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
    - 水道事業者は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
      - ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
      - イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。
        - ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。
      - ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 市本部長の措置

- 市本部長は、水道事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認められた場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	エ 人員、資材、種類、数量
イ 給水対象地域	オ 応援を要する期間
ウ 給水対象世帯・人員	カ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

### 第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 応急仮設建築物と建築しようとする者、被災住宅の応急修理を行おうとする者等に対して、相談及び助言を行う。
- 5 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
健康福祉部	福 祉 班	1 災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 2 応急修理対象世帯の選定 3 市営住宅等の入居あっせん 4 県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
環境整備部	まちづくり 推進班	1 応急仮設住宅の用地確保 2 応急仮設住宅の設置 3 被災住宅の応急修理 4 県への被災宅地危険度判定士の派遣要請 5 県への被災建築物危険度判定士の派遣要請
	土 木 班	建築資材の確保

### 第3 実施要領

#### 1 応急仮設住宅の供与

##### (1) 供与対象者

- 応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自ら資力では住宅を確保することができないと認められる者

##### (2) 供与対象者の調査、報告

- 市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査する。
  - ア 被害状況
  - イ 被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項
  - ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
  - エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
  - オ その他住宅の応急対策上の必要事項
- 市本部長は、前記の調査結果に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部長に報告する。

(3) 建設場所の選定

- 市本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

名 称	場 所	所有者等	備 考
大工町緑地整備用地	大工町10番地内	遠野市長	面積 6,620.71㎡

- 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

(4) 資材の調達

- 市本部長は、あらかじめ、岩手県建設業協会遠野支部と災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備する。

(応急仮設住宅の建設及び応急修理計画 資料編3-18)

- 市本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を県本部長に要請する。
- 市本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、県本部長と協議の上、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて、調達、確保する。
- 市本部長は、大量の建築資材が必要と認める場合は、県本部長と協議する。

(5) 応急仮設住宅の入居

- 市本部長は、前記(2)の調査に基づき、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて市本部長が選定することができる。
- 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- 市本部長は、応急仮設住宅の管理を行う。

- (7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与
  - 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、機関等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
- 2 住宅の応急修理
  - (1) 対象者
    - 住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。
      - ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
      - イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
      - ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯
  - (2) 対象者の調査、選考
    - 市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。
  - (3) 修理の範囲
    - 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
  - (4) 修理期間
    - 修理期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。
    - 市本部長は、1箇月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の承認を得たときは期間を延長する。
  - (5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理
    - 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
- 3 市営住宅への入居のあっせん
  - 市本部長は、市営住宅への入居資格を持つ者に対し、市営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する市営住宅への入居について速やかに手続を行う。
    - また、市営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。
  - 市本部長は、要配慮者の入居を優先する。
  - 市本部長は、市営住宅等の入居状況を把握し、県本部長に情報を提供する。

#### 4 被災者に対する住宅情報の提供

- 市本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。
- 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- 県本部長は、必要に応じ、市本部長を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。

#### 5 被災宅地の危険度判定

- 市本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

##### 市本部長の措置

- 市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
  - ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
  - イ 実施本部は、次の業務にあたる。
    - ① 宅地に係る被害情報の収集
    - ② 判定実施計画の作成
    - ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
    - ④ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
    - ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
    - ⑥ その他判定資機材の配布

#### 6 被災建築物の応急危険度判定

- 市本部長は、地震により被災した建築物による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

##### 市本部長の措置

- 市本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。
  - ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 住民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布





## 第19節 感染症予防計画

### 第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

### 第2 実施機関（責任者）

○ 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
健康福祉部	医療救護班	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施
実施機関		
陸上自衛隊岩手駐屯部隊		災害派遣要請に基づく防疫

### 第3 実施要領

#### 1 防疫の実施体制

##### (1) 防疫班

○ 市本部長は、防疫業務を円滑に実施するため、所属職員による「防疫班」を編成する。

1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
衛生技術者	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名
備考：医師を含めた場合は、医療救護班を兼務して編成できる。	

##### (2) 疫学調査協力班

○ 市本部長は、県が行う疫学調査に協力する「疫学調査協力班」を編成する。

1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

疫 学 調 査 協 力 班	
区 分	人 員
看護師又は保健師	1 名
助手	1 名
備考：防疫班を兼務して編成できる。	

(3) 感染症予防班

- 市本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成する。

(4) 専門家への支援の要請

- 市本部長は、感染症予防活動の実施について、必要に応じ、いわて感染防御支援チーム（ICAT）に感染症の探知、未然防止、拡大防止、住民への情報提供等の支援を要請する。

2 防疫用資機材の調達

- 市本部長は、あらかじめ、関係業者・団体と協力協定を締結するなど、防疫用資機材の確保を図る。
- 市本部長は、必要な防疫用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 防疫用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

- 市本部長は、市が保有する防疫用資機材を被災地に運搬し、市保有分だけでは必要数量を確保できない場合は、被災地以外の市町村に対し、応援を要請する。
- 市本部長は、前記によっても必要とする防疫用資機材を調達できない場合は、第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県本部長を通じ、国、都道府県等に対し、防疫用資機材の調達又はあっせんを要請する。

3 防疫情報の収集及び広報

- 市本部長は、感染症予防班、地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他防疫に関する情報の把握に努める。
- 市本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により防疫に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 感染症予防委員会を通じて被災者個々に行う広報

4 防疫措置の指示等

- 市本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項をもとに、県本部長の指示により防疫措置を行う。  
特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は花巻地方支部保健環境班の職員を現地に派遣要請して必要な措置を取る。

- ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
- ウ 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
- エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

## 5 実施方法

### (1) 疫学調査

- 市本部長は、次の方法により、県の実施する疫学調査に協力するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、滞水している地域にあっては通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に、実施する。

### (2) 健康診断

- 市本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断に協力するものとする。

### (3) 清潔方法

- 市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

### (4) 消毒方法

- 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第21条から第27条の定めるところにより、防疫班による消毒を実施する。

### (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

- 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

### (6) 生活の用に供される水の供給

- 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第17節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

- 市本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。
- 市本部長は、感染症予防上必要があると認めた場合は、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法第6条の規定に基づく臨時予防接種の実施を花巻地方支部保健環境班長の指示のもと実施する。

(8) 患者等に対する措置

- 市本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置を取る。
  - ア 防疫班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。
  - イ 交通途絶のため、感染症指定病院に収容することができない場合は、被災地域以外の場所の感染症指定病院に収容する。
  - ウ 止むを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては、自宅隔離し、し尿の衛生処理について厳重に指導し、治療を行う。

(9) 避難所の防疫指導等

- 避難所における防疫指導等は、次の方法により行う。
  - ア 1日1回以上の疫学調査を行う。
  - イ 避難所の自治組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図る。
  - ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
  - エ 飲料水等については、防疫班又は花巻地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- 市本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

(10) 市が防疫できない場合の措置

- 激甚な被害により、市本部長が行うべき防疫業務を実施できず、あるいは実施しても完全な防疫ができないと認めた次の項目については、県本部長に実施を要請する。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行	ウ 生活の用に供される水の供給
イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施	エ 患者の輸送措置

## 第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

### 第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による、広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

### 第2 実施機関（責任者）

#### 1 廃棄物処理

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
環境整備部	環 境 班	廃棄物の処理及び清掃全般

#### 2 障害物除去

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
環境整備部	土 木 班	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去

実施機関

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去
-------------	------------------

### 第3 実施要領

#### 1 廃棄物処理

##### (1) 処理方法

- 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- 市本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ

め、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

○ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

○ 市本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、災害廃棄物仮置場を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

○ 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

○ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

○ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

○ 市本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

○ 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村等の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

○ 市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬用員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

○ 市本部長は、市内だけでは、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県本部長に対し、廃棄物収集運搬用資機材等の調達又はあつせんに要請する。

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

○ 市本部長は、中間処理施設（破砕・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置場を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

○ 市の災害廃棄物仮置場は、下記の場所とする。

名 称	場 所	所有者等	備 考
綾織カントリーパーク	遠野市綾織町下綾織且の鼻26	遠野市長	
小友生涯学習スポーツ施設(旧小友中学校グラウンド)	遠野市小友町16-129	〃	
土淵生涯学習スポーツ施設(旧土淵中学校グラウンド)	遠野市土淵町土淵4-21-6	〃	
遠野運動公園駐車場	遠野市青笹町糠前10	〃	
上郷生涯学習スポーツ施設(旧上郷中学校グラウンド)	遠野市上郷町板沢11-6-4	〃	
みやもりホール(文化交流施設)駐車場	遠野市宮守町下宮守32-133-1	〃	
銀河の森総合運動公園	遠野市宮守町下宮守25	〃	

〔備考〕災害状況に応じ、本候補地を他の用途で使用する場合（自衛隊野営場所など）、適地としての要件に該当しない場合等の際は、別に国有地、県有地又は民有地を借り上げて仮置場に選定するときがある。

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

- 市本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破砕・選別・焼却等）及び最終処分場の清潔保持に努める。
- 消毒方法については、第19節「防疫計画」に定めるところによるものとし、防疫班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

- 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。
- 市本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- 市本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- し尿処理は、次の施設を優先して行う。  
また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- 市本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 式
医療施設、福祉施設 避難所	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。



地 区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一 般 家 庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事 業 所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

## (2) し尿処理用資機材の確保

- 市本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- 市本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村等のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

## 3 障害物除去

## (1) 処理方法

- 市本部長及び道路、河川等の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
  - ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路及び輸送拠点施設等にある障害物
  - イ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
  - ウ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

- 市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
  - ア 住居関係障害物の除去
    - 市本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
    - 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
  - イ 道路関係障害物の除去
    - 市本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
    - 市本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
  - ウ 河川関係障害物の除去
    - 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

- 市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、又は、花巻地方支部保健福祉班長若しくは花巻地方支部遠野土木センター班を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

- 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- 市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

- 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。
  - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
  - イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- 市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- 市本部長等は、土砂、がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
  - ア 臨時集積場所
  - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
  - ウ 埋立予定地
- 市本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理を行う。
- 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合には、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。

(廃棄物処理・障害物除去計画 資料編3-20)

4 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

- 建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

5 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。



## 第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

### 第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

### 第2 実施機関（責任者）

○ 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	1 行方不明者、遺体の捜索 2 災害救助法適用時における死体の捜索
環境整備部	環 境 班	1 遺体収容所の確保及び遺体の処理 2 身元不明の遺体の一時安置 3 遺体の埋火葬

実施機関

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索
遠 野 市 医 師 会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

### 第3 実施要領

#### 1 行方不明者及び遺体の捜索

##### (1) 捜索の手配

○ 市本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、花巻地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を花巻地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

○ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

○ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

##### (2) 捜索の実施

○ 市本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

- 市本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。
- 市本部長は、必要に応じて、花巻地方支部警察署班長に対して、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
- 搜索班員及び警察官は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
  - ア 発見時において生存している場合は、DMA T又は医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
  - イ 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
  - ウ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官又は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

## 2 遺体の収容

- 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- 市本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
  - ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
  - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
  - ウ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が安易に行える場所を選定する。
  - エ 遺体の数に相応する施設であること。
  - オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

## 3 遺体の処理

- 市本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- 遺体処理用資機材は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、市等において調達する。
- 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、花巻地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

#### 4 遺体の埋葬

- 市本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、花巻地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

#### 5 遺体埋葬の広域調整

- 市本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、花巻地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

#### 6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

- 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。





## 第22節 応急対策要員確保計画

### 第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
総務企画部	本部総務班	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整

### 第3 実施要領

#### 1 要員の確保

- 災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。
- ア 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
- イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

#### 2 確保の方法

- 防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

- 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の職種別標準賃金とする。

#### 3 要員の従事命令等

##### (1) 従事命令の執行者及び種類

- 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

執行者	対策作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の7

水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は消防機関の長			

## (2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法により県本部長の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業(災害対策基本法による市長の従事命令)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業(従事命令または協力命令)	火災の現場付近にある者
水防作業(従事命令)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者

## (3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消すとき	災害対策基本法第81条 災害救助法第24条第4項において準用する同法第23条の2第2項

## (4) 損害補償

- 従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

## (5) その他

- 公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部長に届け出る。
  - ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
  - イ 負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。



## 第23節 文教対策計画

### 第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
教育・子育て応援部	教育・子育て班	1 学校施設の被害調査及び応急復旧対策 2 給食施設の被害調査及び応急復旧対策 3 り災児童、生徒の被害調査 4 教職員の被害調査と応急配置対策 5 学用品の給与 6 応急教育の実施
市民センター一部	市民班 物資班	1 社会教育施設、文化施設及び体育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施

### 第3 実施要領

#### 1 学校施設の対策

##### (1) 学校施設の応急対策

- 市本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

##### (2) 応急教育予定場所の設定

- 学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。

校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	市内の公民館、地区集会場等の公共施設を使用する。
同一市町村の教育施設の確保が困難な場合	他の地域の公民館、地区集会場等の公共施設又は校舎等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

- 学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 市立学校

- 市立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
市内の施設を利用する場合	市本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	市本部長は、花巻地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。

- 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

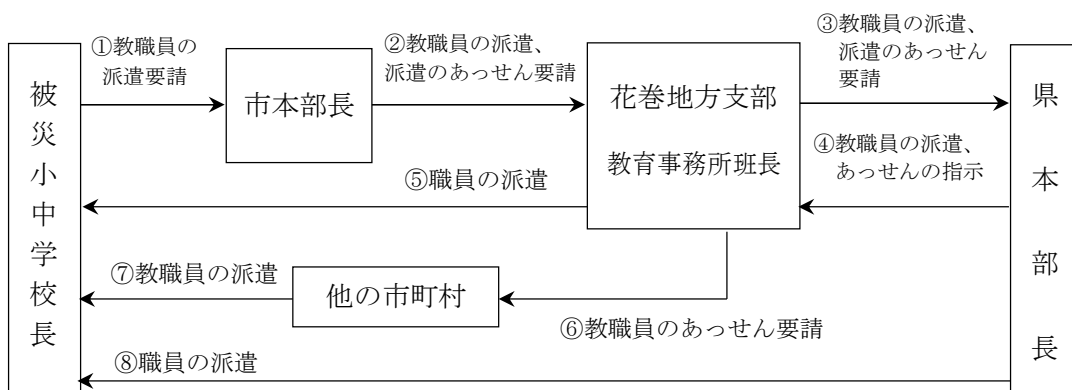
ア あっせんに求める学校名	エ 予定期間
イ 予定施設名又は施設種別	オ その他参考事項
ウ 授業予定人員及び室数	

2 教職員の確保

(1) 市立学校

- 災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。
  - ア 校長は、市本部長に対して教職員の派遣を要請する。
  - イ 市本部長は、花巻地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんに要請する。
- 市本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



(2) 要請の手続

- 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別（中学校）派遣要請人員	

3 応急教育の留意事項

- 応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。
  - ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
  - イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
  - ウ 教育の場が公民館、集会場等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
  - エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
  - オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
  - カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 市立学校

- 市本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- 市本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、花巻地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんに要請する。  
なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部長間の通常の方法による。

(2) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

#### 5 学校給食費等の減免

- 市本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校給食費等の減免を行う。

#### 6 学校給食の応急対策

##### (1) 給食の実施

- 市町村本部長、県立学校の校長及び私立学校の設置者（以下、本節中「市町村本部長等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。
  - ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
  - イ 市本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。
  - ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

##### (2) 被害物資対策

- 市本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、これらの処分方法について、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

#### 7 学校保健安全対策

- 市本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。
  - ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
  - イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、学校医又は花巻地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
  - ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
  - エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

#### 8 その他文教関係の対策

##### (1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

- 市本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

##### (2) 文化財の対策

- 市本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り



維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

イ 文化財の補修、修理

ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

- 市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。



## 第24節 農畜産物応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
産業部	農林畜産班	1 被災地域における病害虫防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置

### 第3 実施要領

#### 1 防除対策

##### (1) 防除の実施

- 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

ア 防除時期 イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）
-------------------------------------------------------------------

- 市本部長は、防除に関する必要な指示、指導を、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）を通じ、県本部長に要請する。

- 市本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調 査 班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指 導 班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

##### (2) 防除資機材の調達

- 市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

- 市本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

## 2 畜産対策

### (1) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

- 市本部長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。
- 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

家 畜 診 療 班		家 畜 防 疫 班		備 考
区 分	人 員	区 分	人 員	
班 長	獣医師 1 名	班 長	獣医師 1 名	花巻地方支部農林班員（遠野農林振興センター班員）及び協力機関の職員により構成
班 員	獣医師 5～8 名	班 員	獣医師 5～8 名	
事務職員	1 名	事務職員	1 名	

### (2) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。
  - ア 家畜の診療は、市本部長が実施するが、それが困難な場合は、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）に応援を要請する。
  - イ 診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び所属職員班からなる家畜診療班を編成し、速やかに現地に派遣し応急診療を実施するものとし、必要に応じて被災地内に診療班詰所を設け、常時待機する。
  - ウ 応急診療の範囲は、次による。

① 診療	② 薬剤又は治療用資器材の支給	③ 治療等の処置
------	-----------------	----------

- エ 家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。なお、家畜避難所を設置し、収容した場合等においては、できる限り頻繁にわたって診療を実施するものとする。
- 市本部長は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部に報告する。

### (3) 家畜の防疫

- 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）

- ① 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）が被災地域に派遣する防疫班の畜舎等の消毒の実施に協力する。
- ② 必要な薬剤、器材等については、花巻地方支部農林班（遠野農林振興センター）の手持品を使用する。ただし、手持品が不足するときは、遠野農林振興センターに報告し、遠野農林振興センターを通じて入手し、又は配置する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）

- ① 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）が被災地に派遣する防疫班の予防注射の実施に協力する。
- ② 必要な薬剤、器材等については、遠野農林振興センターの手持品を使用する。ただし、手持品が不足するときは、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）に報告し、遠野農林振興センターを通じて入手し、又は配置する。

(4) 家畜の避難

- 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 市本部長は、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）から連絡及び指導を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

- 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 市本部長は、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）に確保のためのおっせんを要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 要請する飼料の種類及び数量 | ③ その他必要事項 |
| ② 納品又は引継の場所及び時期 |           |

(6) 青刈飼料等の対策

- 市本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

- 市本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、花巻地方支部農林班長（遠野農林振興センター所長）に対し、集乳運搬について協力要請する。

## 第25節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

### 第1 公共土木施設

#### 1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川等管理施設、砂防等施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

#### 2 実施機関（責任者）

本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
環境整備部	土 木 班	1 市道等の道路施設
		2 準用河川及び普通河川の河川等管理施設

#### 3 実施要領

##### (1) 共通事項

##### ア 被害状況の把握及び連絡

- 実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部及び防災機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

##### イ 二次災害の防止対策

- 実施機関は、クラック等の発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。
- 県及び市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

##### ウ 要員及び資機材の確保

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

##### エ 関係機関との連携強化

- 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

##### (2) 道路施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、

緊急輸送道路の重点的に応急復旧を実施する。

- 県は、市町村が管理する県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

## 第2 鉄道施設

### 1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被災状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被災箇所の早期復旧を実施する。

### 2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
JR 東日本東北総合サービス (株)遠野駅	1 被災状況の把握 2 応急措置及び応急復旧

### 3 実施要領

#### (1) 活動体制

- 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。
- 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

#### (2) 発災時の初動措置

##### ア 列車の措置

- 乗務員は地震を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- 状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

##### イ 保守担当区の措置

- 地震により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

##### ウ 駅の措置



- 駅長は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。
- 駅長は、地震発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

- 駅長及び乗務員は、旅客に対し、被災状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。
- 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

- 駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。
- 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、救護班の派遣を指示する。
- 現地対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

- 旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

- 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被災の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。
- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。
- 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

- |              |      |           |
|--------------|------|-----------|
| ① 資機材の種類及び数量 | ③ 場所 | ⑤ 作業内容    |
| ② 職種別人員      | ④ 期間 | ⑥ その他参考事項 |



## 第26節 ライフライン施設応急対策計画

### 第1 基本方針

電力・ガス・上下水道・電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の救急事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

### 第2 実施機関（責任者）

#### 1 電力施設

実施機関	担当業務
東北電力(株)岩手支店、 東北電力ネットワーク(株)遠野電力センター	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

#### 2 ガス施設

実施機関	担当業務
ガス供給事業者	1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家等に対する広報の実施

#### 3 上水道施設

○ 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担当業務
環境整備部	水道班	1 所管する上水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

#### 4 下水道施設

○ 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担当業務
環境整備部	水道班	1 所管する下水道施設及び農業集落排水施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設及び農業集落排水施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

## 5 電気通信施設

実施機関	担当業務
東日本電信電話(株)岩手支店	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
(株)NTTドコモ	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	

## 第3 実施要領

### 1 電力施設

#### (1) 防災活動体制

##### ア 非常災害対策本部の設置

- 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

##### イ 対策要員の確保

- 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。
- 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
  - ① 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。

② 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

③ 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

○ その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

#### ウ 情報連絡活動

○ 電気事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。

##### ① 一般情報等

- ・ 気象等に関する情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 停電による主な影響の状況
- ・ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況

##### ② 自社被害情報等

- ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
- ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
- ・ 人身災害及びその他の災害発生状況
- ・ その他の災害に関する情報

○ 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

#### (2) 応急対策

##### ア 資材の調達、輸送

○ 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- ① 現地調達
- ② 電力事業所相互間による流用
- ③ 納入メーカーからの購入
- ④ 他の電気事業者からの融通

- 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。
- 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者等に対し、応援を要請する。
- 被災電力施設への資材輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。
- 電気事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

#### イ 危険予防措置の実施

- 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
  - ① 送電を継続することが危険と認められるとき
  - ② 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- 電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

#### ウ 応急工事の実施

- 電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

① 災害応急対策実施機関 ② 医療施設 ③ 社会福祉施設 ④ 避難所
------------------------------------

#### エ 災害時における電力の融通

- 電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

#### (3) 復旧対策

- 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

#### ア 水力発電設備

- ① 系統に影響の大きい発電所

- ② 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
- ③ 早期に処置を講じない場合においては、復旧が一層困難になるおそれのある発電所
- ④ その他の発電所

イ 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の主要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- ③ 重要施設に配電する配電用変電所

エ 配電設備

- ① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線
- ② その他の回線

オ 通信設備

- ① 非常災害用通信回線
- ② 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
- ③ 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

- 電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

(6) 公営電気事業者の措置

- 公営電気事業者は、上記に準じて、その体制等を整備する。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

- ア 非常災害対策本部の設置

- ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

ウ 情報連絡活動

- ガス事業者は、収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

- ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。
  - ① 県本部、報道機関等からの被害情報等の収集
  - ② 事業所設備等の点検
  - ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
  - ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
  - ⑤ その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。
  - ① 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。
  - ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
  - ③ 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
  - ④ その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

① 災害応急対策実施機関 ② 医療施設 ③ 社会福祉施設 ④ 避難所
------------------------------------



ウ 資機材の調達

- ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。
  - ① 取引先、メーカー等からの調達
  - ② 各事業所相互間における流用
  - ③ 他のガス事業者からの応援融通

(3) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

- ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。
  - ① 製造所の復旧
    - ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。
  - ② 整圧所の復旧
    - ガスの受入、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。
  - ③ 中圧導管の復旧
    - ・ 区間遮断
    - ・ 漏洩箇所の修理
    - ・ 気密試験（漏洩箇所の発見）
  - ④ 低圧導管と需要家設備の応急復旧
    - ・ 閉栓確認作業
    - ・ 被災地域の復旧ブロック化
    - ・ 復旧ブロック内巡回点検作業
    - ・ 復旧ブロック内の漏洩検査
    - ・ 本支管の漏洩箇所の修理
    - ・ 本支管混入空気除去
    - ・ 供内管の検査及び修理
    - ・ 点火・燃料試験
    - ・ 開栓

イ 再供給時の事故防止措置

- ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。
  - ① 製造施設
    - 所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開す

る。

② 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

③ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

- ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

- 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。
- 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

- 市本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、各事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。
- 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

- 市本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

- 市本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。
- 市本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ア 通信手段

- 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、次の手段を用いて行う。
  - ・ 防災行政無線
  - ・ 水道業務用無線

イ 通信時期、内容等

- 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

- 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
- 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- 市本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、花巻地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

- 市本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
  - ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
  - ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
  - ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
    - ・ 主要送配水管路
    - ・ 貯水槽及びこれに至る管路
    - ・ 河川、鉄道等の横断箇所
    - ・ 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

- 市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

① 取水、導水、浄水施設及び給水所

- 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

③ 給水措置

- 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水、導水施設等の復旧

- 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、

冷却水を要する変電所などを優先して実施する。

○ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

○ 市本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

○ 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

○ 市本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

#### 4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

○ 市本部長は、市本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

○ 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

○ 市本部長は、必要に応じて、第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村に応援を要請する。

○ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

○ ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。

○ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

○ 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

- 下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

- 処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

- 管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して、復旧に努める。

(4) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

- 電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

- 電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

- 電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

- 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

- 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

- 電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

## ウ 重要通信の確保等

- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。
- 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

## (3) 復旧対策

- 電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

## ア 災害復旧工事の計画、実施

## ① 応急復旧工事

- ・ 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ・ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

## ② 原状回復工事

- ・ 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

## ③ 本復旧工事

- ・ 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・ 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

## イ 復旧の順位

順位	応急する電気通信設備
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関に設置されているもの</li> <li>・ 水防機関に設置されているもの</li> <li>・ 消防機関に設置されているもの</li> <li>・ 災害救助機関に設置されているもの</li> <li>・ 警察機関に設置されているもの</li> <li>・ 防衛機関に設置されているもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> </ul>
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・ 選挙管理機関に設置されているもの</li> <li>・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの</li> </ul>

	・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く)
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

- 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示板等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

(5) 道路管理者等との連携

- 電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。



## 第27節 危険物施設等応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

### 第2 石油類等危険物

#### 1 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

#### 2 実施要領

##### (1) 危険物施設責任者

##### ア 被害状況の把握と連絡

- 危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況及び応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

##### イ 要員の確保

- 危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

##### ウ 応急措置

- 危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
  - ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
  - ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

##### エ 情報の提供及び広報

- 危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 市本部長

- 市本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

### 第3 火薬類

#### 1 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

#### 2 実施要領

##### (1) 火薬類保管施設責任者

###### ア 被害状況の把握及び連絡

- 火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

###### イ 応急措置

- 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
  - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
  - ② 時間的余裕がある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
  - ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
  - ④ 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
  - ⑤ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
    - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
    - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
- 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

##### (2) 市本部長

- 市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

## 第4 高圧ガス

### 1 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### 2 実施要領

#### (1) 高圧ガス保管施設責任者

##### ア 被害状況の把握と連絡

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

##### イ 応急措置

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
  - ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
  - ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
  - ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
    - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
    - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
  - ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
  - ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

#### (2) 市本部長

- 市本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」の定めるところにより対処する。

## 第5 毒物・劇物

### 1 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### 2 実施要領

#### (1) 毒物・劇物保管施設責任者

##### ア 被災状況の把握と連絡

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

##### イ 応急措置

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
- ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
  - ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

##### ウ 情報の提供及び広報

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

#### (2) 市本部長

- 市本部長は、毒物・劇物保管施設責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

## 第6 河川流出油

### 1 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	地域住民に対する災害発生の周知

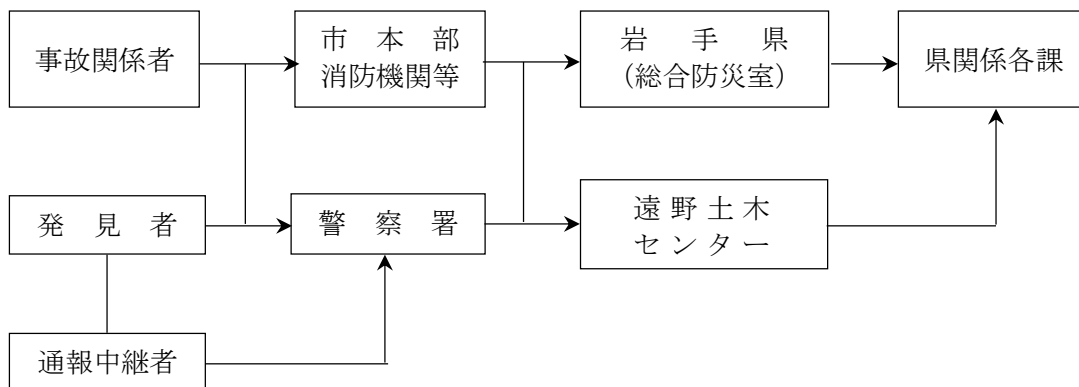
## 2 実施要領

### (1) 事故責任者

- 災害の拡大防止のための応急措置を行う。

### (2) 通報連絡体制

- 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



- 地域住民に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	周知事項
本部 消防機関	広報車、防災行政無線等	ア 災害の状況 イ 防災活動の状況 ウ 火気使用及び交通等の制限事項 エ その他必要事項
警察	パトカーの拡声器	
放送局	ラジオ、テレビ	

### (3) 警戒措置

- 油流出による災害が、地域住民に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関	措置の内容
本部	地域住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示勧告
警察	地域の交通制限等

### (4) 応急措置

- 各防災関係機関等は、相互に協力し、次に掲げる措置を定め、応急対策を行う。
  - ア 人命救助、避難誘導、救護
  - イ 初期消火、延焼防止
  - ウ 河川流出油の警戒、拡散状況の調査等
  - エ 応急資機材の調達輸送
  - オ 被害の拡大防止のための要員の出動要請

カ 流出油の処理作業

- ・ オイルフェンスの展張
- ・ 流出油処理剤の展張
- ・ 流出油の回収

## 第28節 林野火災応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては「消防計画」に定めるところによる。

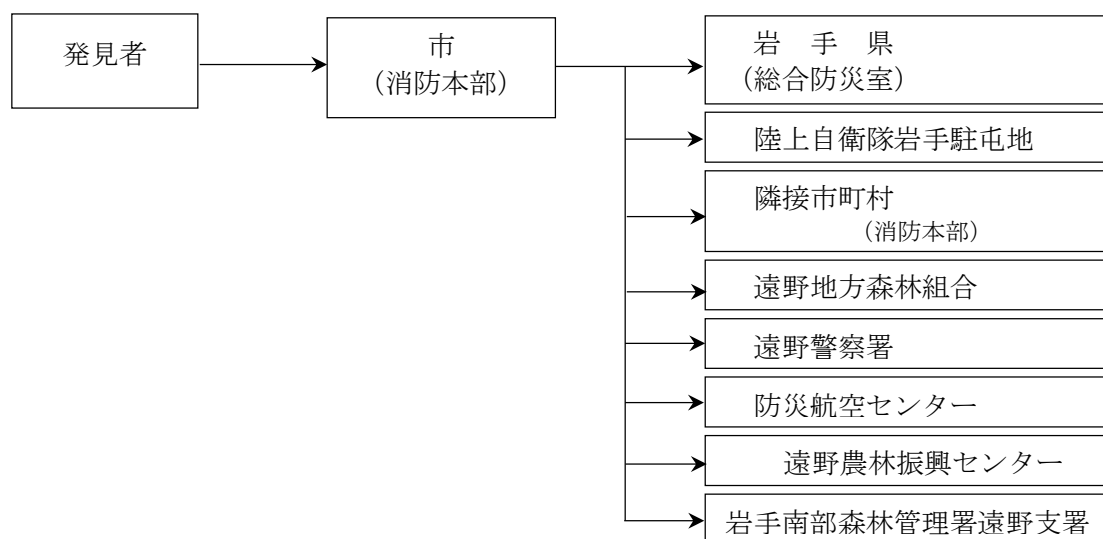
### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 消火、救助その他災害発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消 防 機 関	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

### 第3 実施要領

#### 1 通報連絡体制

- 防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



#### 2 市本部長の措置

- 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。  
また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第29節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。



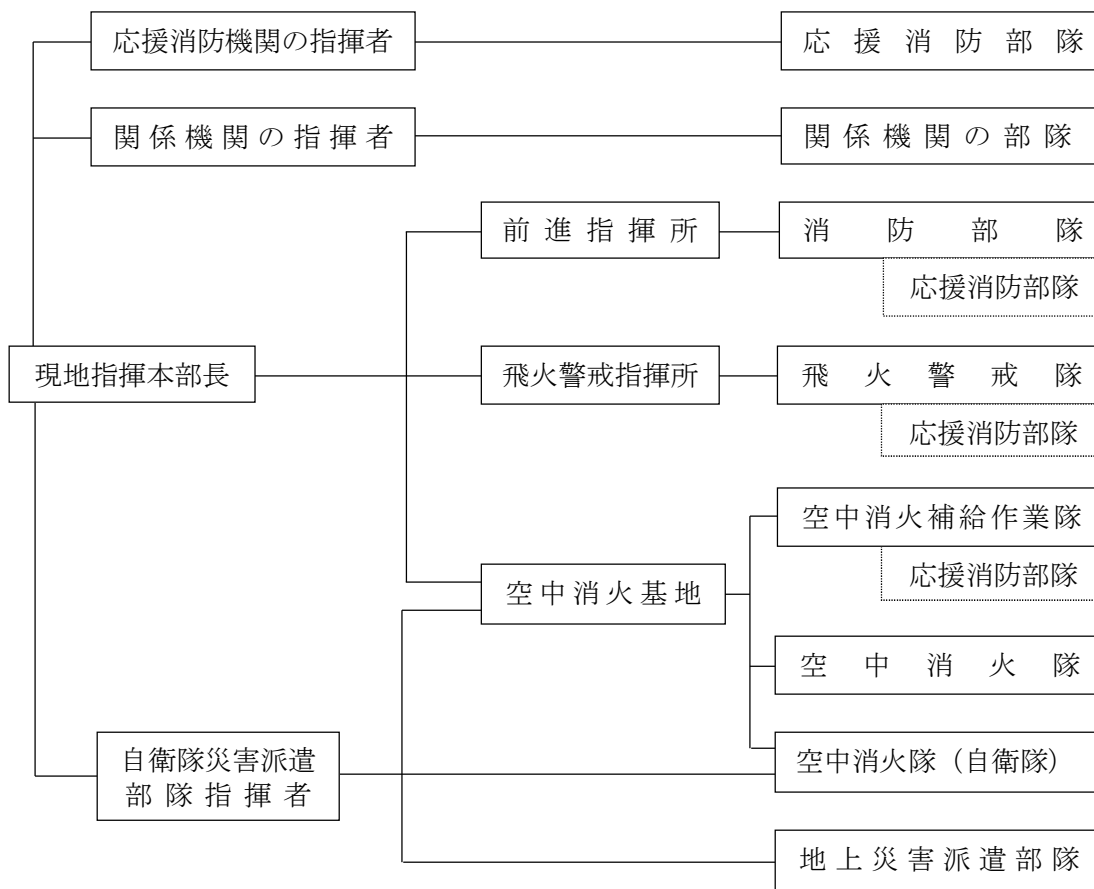
### 3 消防機関の長の措置

#### (1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
  - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
  - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
  - ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

#### (2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



○ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

ウ 林野火災が随所に発生し、消防個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。

エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

○ 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

○ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

#### (4) 避難対策活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難勧告、避難指示（緊急）がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- 高齢者、障害者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

#### (5) 情報収集・広報活動

- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

#### (6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

### 4 市本部長の措置（県）

#### (1) 災害活動に対する援助要請

- 市本部長は、災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあつせんを県本部長に要請する。

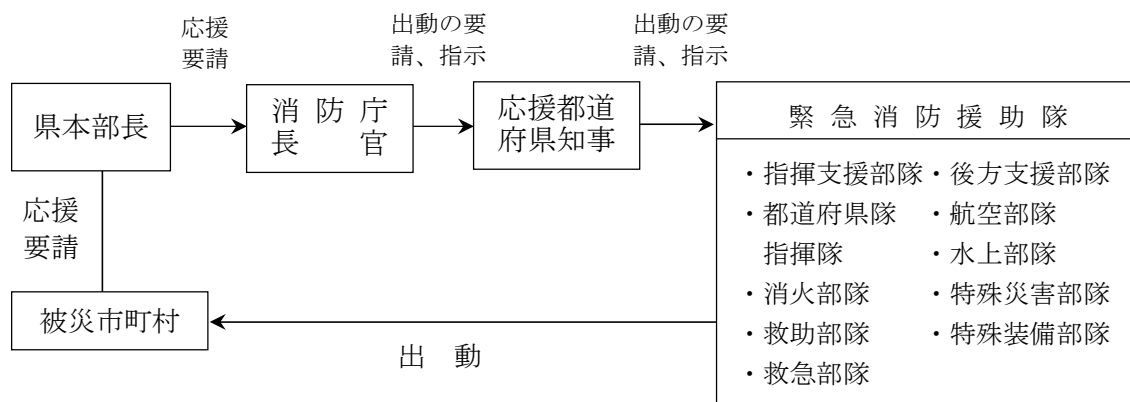
#### (2) 緊急消防援助隊

- 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。（消防組織法第45条に基づく登録部隊）

部隊名		構成消防本部名等	装備等
指揮隊		盛岡、一関（2隊）	指揮車
消火部隊	消火隊	盛岡(3)、花巻(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、一関(3)、大船渡(1)、陸前高田市(1)、遠野(1)、釜石大槌(1)、宮古(3)、久慈(1)、二戸(1)（18隊）	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車
	化学消火隊	花巻、北上、奥州金ヶ崎、釜石大槌、久慈、二戸（6隊）	化学消防ポンプ車
救助部隊		盛岡、北上、奥州金ヶ崎、一関、宮古（5隊）	救助工作車、高度救助用資機材
救急部隊		盛岡(3)、花巻(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、遠野(1)、宮古(2)、久慈(1)、二戸(1)（15隊）	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援部隊		盛岡(2)、花巻(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、一関(1)、宮古(1)、久慈(1)（8隊）	支援車、上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
特殊災害部隊（毒劇）		盛岡、北上（2隊） （救助部隊と重複登録）	劇毒物、C災害、B災害対応資機材
特殊装備部隊		盛岡（屈折はしご車）、奥州金ヶ崎（はしご車）（2隊）	
航空部隊		岩手県防災航空隊（1隊）	防災ヘリコプター

- 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

### 緊急消防援助隊の出動



#### (3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

- 市本部長は、大規模林野火災時において、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、県本部長に消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。
- ア 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県等への消防防災ヘリコプターの応援要請
- イ 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく、他の道県への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ウ 第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きによる自衛隊ヘリコプターの応援要請



## 第29節 防災ヘリコプター等活動計画

### 第1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

### 第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
総務企画部	本部総務班	防災ヘリコプターの応援要請
消 防 本 部	消防防災班	防災ヘリコプターの活動に対する支援

### 第3 実施要領

#### 1 活動体制

- 「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、防災ヘリコプターの活動支援を実施する。

#### 2 応援要請

- 市本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

- |                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 災害の種別<br>イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況<br>ウ 災害発生現場の気象状況<br>エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法<br>オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制<br>カ 応援に要する資機材の品目及び数量<br>キ その他必要な事項 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	電話 0198 (26) 5251      F A X 0198 (26) 5256
------------------------------	---------------------------------------------

### 3 受入体制

- 市本部長等は、応援要請を行った場合は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項



## 第4章 災害復旧・復興計画



## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設等の災害復旧計画

#### 第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

#### 第2 災害復旧事業計画

- 市等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
  - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ計画し、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
  - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
  - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
  - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
  - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
  - カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努めること。
- 公共施設等の災害復旧事業は、概ね、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 ウ 下水道・公園公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	
(3) 都市施設災害復旧事業計画	
(4) 上水道施設災害復旧事業計画	
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(7) 公営住宅災害復旧事業計画	
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画	
(9) その他の災害復旧事業計画	

### 第3 激甚災害の指定

- 市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、県が実施する調査等に協力する。
- 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

### 第4 緊急災害査定促進

- 市は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

### 第5 緊急融資等の確保

- 市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

#### 1 国庫負担又は補助

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 身体障害者福祉法
- (13) 知的障害者福祉法
- (14) 障害者総合支援法
- (15) 売春防止法

- (16) 老人福祉法
- (17) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (18) 水道法
- (19) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- (20) 下水道法
- (21) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (24) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

## 2 地方債

○ 災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 補助災害復旧事業債    | (5) 火災復旧事業債  |
| (2) 直轄災害復旧事業債    | (6) 小災害復旧事業債 |
| (3) 一般単独災害復旧事業債  | (7) 歳入欠かん債   |
| (4) 公営企業等災害復旧事業債 |              |

## 3 交付税

○ 被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- |                                          |
|------------------------------------------|
| (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置 |
| (2) 普通交付税の繰上交付措置                         |
| (3) 特別交付税による措置                           |



## 第2節 生活の安定確保計画

### 第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

### 第2 被災者の生活確保

#### 1 生活相談

- 市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機 関 名	措 置 事 項
市	1 被災者のための相談所を庁舎、地区センター、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 3 県、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
指定公共機関 指定地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

#### 2 被災者台帳の作成

- 市は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者にり災証明書を交付する。
- 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

#### 3 り災証明の交付

- 市は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後遅滞なく、被災者にり災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- 市は、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非

常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

- 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

#### 4 災害弔慰金等の支給

- 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小 災 害 見 舞 金	り災者見舞金	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。	
	救助見舞金	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。	



## 5 被災者生活再建支援制度の活用

- 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- 県が実施主体となり、市が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。
- 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。
  - ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市における自然災害
  - ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市における自然災害
  - ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
  - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
  - ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①から③の区域に隣接する市（人口10万人未満に限る。）における自然災害
  - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- 支援金の支給対象  
支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯
  - ① 居住する住宅が「全壊」した世帯
  - ② 居住する住宅が半壊し、又はその住居する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）
  - ③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
  - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

- ⑤ ②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

○ 支援金の支給

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難 世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

○ 支援金の申請から支給まで

- ① 住宅の被害の程度を確認する。
- ② 住民票を取得する。
- ③ 申請書を作成する。
- ④ 必要書類を用意する。

⑤ 市役所に申請する。

⑥ 支給金の支給。

○ 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

## 6 住宅資金等の貸付

○ 市は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。

○ 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

### (1) 災害復興住宅資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設等資金            (1) 住宅資金                住宅全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合            (2) 整地資金                建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合            (3) 土地取得資金宅地が流失して新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 住宅資金の融資限度額            (1) ・耐火                ・準耐火                ・木造（耐久性）                1,460万円            (2) 木造（一般）                1,400万円</p> <p>2 整地費の融資限度額                380万円</p> <p>3 土地取得費の融資限度額                970万円</p>	<p>1 据置期間                3年以内（この期間償還期間を延長する）</p> <p>2 償還期間                耐火構造                準耐火構造                木造（耐久性）                木造（一般）                } 35年以内                } 25年以内</p> <p>3 利子 変動金利型</p> <p>4 償還方法                元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>

<p>2 購入資金</p> <p>(1) 住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築家屋購入資金の融資限度額</p> <p>(1) ・耐火 ・準耐火 ・木造 (耐久性) 1,460万円</p> <p>(2) 木造(一般) 1,400万円</p> <p>2 中古住宅購入資金の融資限度額</p> <p>(1) ・耐火 ・準耐火 ・木造 (耐久性) 1,160万円</p> <p>(2) 木造(一般) 950万円</p> <p>3 土地取得費の融資限度額 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内(この期間償還期間を延長する。)</p> <p>2 償還期間 耐火構造 } 35年以内 準耐火構造 } 木造(耐久性) } 木造(一般) 25年以内</p> <p>3 利子 変動金利型</p> <p>4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<p>3 補修等資金</p> <p>(1) 補修資金 一戸当たりの補修の費用が10万円以上の家屋で、改築や補修により復旧するもの(増築工事、全部改築工事不可)</p> <p>(2) 移転資金 補修する家屋を引方移転(住宅の位置の上げ下げを含む。)する場合</p> <p>(3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金の融資限度額</p> <p>(1) ・耐火 ・準耐火 ・木造 (耐久性) 640万円</p> <p>(2) 木造(一般) 590万円</p> <p>2 移転費の融資限度額 380万円</p> <p>3 整地費の融資限度額 380万円</p> <p>2と3をあわせて融資する場合の合計額の限度額は380万円</p>	<p>1 償還期間 20年以内</p> <p>2 利子 変動金利型</p> <p>3 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>

## (2) 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）のうち、他から融資をうけることのできない者で、この資金（災害援護資金）の貸付を、うけることによって、災害による困窮から自立更正できる世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号）による。	1 世帯 150万円以内	1 据置期間 1年以内 2 償還機関 据置期間経過後7年以内 3 利子 年3%（据置期間中は無利子） 4 保証人 連帯保証人原則として1名 ア 原則として借受人と同一市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署が発行するり災証明を添付し民生委員を通じ、市社会福祉協議会へ申し込む。

## (3) 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1) = 1 + 2 350万円 (2) = 1 + 3 270万円 (3) = 1 + 4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付利率 年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

7 住宅の再建

- 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住宅の確保を図る。
- 市は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

- 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
市	市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 農林漁業関係者への融資

- 市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん イ 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施 ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん エ 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第3節 復興計画の作成

### 第1 基本方針

市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

### 第2 復興方針・計画の作成

#### 1 計画作成組織の整備

- 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

#### 2 計画策定の目標

- 再度災害の防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

#### 3 復興計画の作成

- 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- 計画の策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

### 第3 復興事業の実施

○ 激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例